

く小利を逐ひ、父兄に事ふるにも利害を打算するが如き事なし。此れ亦人情を平かならしむる良法なり。何ぞ情を矯めて堪へ難きを爲し、餘りある財を惜しみて之れを用ひず、人民をして窮迫の餘、激して起つて相争奪せしむるが如き拙策を取るを用ひんや。易に曰く、乾始能以美利天下、不言所利と。利を言はざるは、其の利の美なる所以なり。彼の申韓を尊びて、儒術を卑しむ者は、名は義を以て物を正すと爲せども、實は之れを導くに利を以てするなり。區々として財を費すを以て患と爲す者は、謂はゆる守瓶の智なり。此の如き者は一邑をも治むること能はず、況んや天下をや。

夫れ財の大患とする所は、之れを聚るに在り。天子は之れを上に聚め、百官は之れを下に聚め、豪民は之れを野に聚む。是れ財の大患なり。之れを聚むるの實は、人の有用の金粟を斂めて、之れを無用の倉庫に置く。之れを聚むるの心は物既に餘り有るに、恒に見て足らずと爲す。之れを聚むるの弊は、之れを運び入る、者は止むるを知らず、之れを盗みて以て出づる者は、之れを査ぶると無し。之れを聚むるの變は、吝嗇の餘、却て子孫に反動を生ぜしめ、子孫をして父祖の貯

蓄せる財物の豊富なるを利用して、益奢侈に趨かしむ。之れを聚むる法は、措克の衆人、日に其の術を進め、窮民の刑辟に觸る、もの日々幾千なるを知らず。是に於て八口の家に翌日の食糧無く、民に窮瘠多くして國必ず危亡するに至る。然して、局に當る者は猶ほ曰く、君臣上下此の如く其れ儉にして且勤なるに、猶ほ如何ともするを得ずと。嗚呼、形を勞し心を傷ましめ、以て金をして藏に死し、粟をして庫に腐らしめ、耳目口體を酷遇して、錙銖の小利を争ひ、猶ほ其の足らざるを怨嗟す。心を用ふること此の如し。安んぞ以て民の上と爲り、其の赤子をして自然の境に優游自適せしむるを得んや。

夫れ官は民に取る。然れども、又之れを其地に川ふれば、猶ほ民の所得たり。租税の収入は、兵を養ひて民を衛り、祀を敬して民を佐け、賢を養ひて民を勸むるの費と爲し、其の剩餘は、之れを酒肴食饌の費となして、之れを宴遊に用ふれば、其の財は皆再び市井の民の手に歸すべきなり。通じて之れを計る時は、其の財の出納總べて其の域を出でず。寛大の名有りて、然かも又恩惠たるを失はず。之れを無用の倉中に囊括する者に較ぶれば、其の利害果して何如ぞや。

子曰く、奢則不孫と。これ其の不遜なるを惡むの謂なり、其の惜まざるを惡むの謂に非ざるなり。傳に曰く、儉、徳共也と、これ儉を以て己れを恭しうするの謂なり、儉に由りて以て財を守るの謂に非ざるなり。節せず散せず、徒らに多く藏し、以て利を取るが如きは、不儉是れより大なるは莫し。而して又、日を窮め夜を殫して、簿書の整理に汲々として、以て微細の功過を毛舉し、人をして重足して懼れしめ、而して自から詫して勤めたりといふ。是の術は、晏嬰に始りて墨翟に成り、申韓に盛となり、大に暴秦に亂れたり。儒の純ならざる者亦、之れを師とせり。神宗の熙寧、元豐年間以後、殆ど五百年、天下は日々澆漓刻薄に趨きて、宋初優游自適の風逸焉として追ふべからざるに至れり。況んや采薇、天保の詩に現はれたるが如き雅歌、鳴瑟の美風をや。

第七節 宋代の隱士

小序 本論は、宋代の隱士四人の心事を論じたるものにして、隱遯の志と行とを視て、其の人品を察すべきなりと謂ひ、四人の中、種放を除きたる他の三士、即ち陳搏、魏野、林逋を稱美したり。魏野と林逋とは、真宗に召し出されしが、辭して仕へざりし人なり。

宋代、隱士を以て徵されたる者四人あり。陳搏、種放、魏野、林逋是れなり。夫れ隱は、漫に論じ難し。其の時を考へて、其の隱に安ずる所以を察すれば、其の志行を知るを得べく、其の志を察し、其の志を以て其の品を定むれば、其の優劣も亦知るを得べきなり。

陳搏、其の初隱者に非ざりしなり。唐末の喪亂に乗じて、僭偽の諸國相次いで起れるや、陳搏、進士の科を擲ちて、豪俠の子弟と結び、大に爲す所有らんと欲せり。彼れの内心は、唐室を復興せんと欲したるか、或は自から起ちて帝王たらんと欲したるかは、兩つながら知るべからずと雖、之れを要するに、朱溫の盜竊を學び、沙陀の部族五代の後唐後晉後漢三朝は共に沙陀族より起れりに屈服するを屑しとせずして、之れを誅戮驅逐せんことを思ひしも、力足らずして、志を遂ぐるに能はず、終に退いて隱居し、乃ち天地の機を測り、養生の術を治めて、以て天下太平の日の來るを待てりしなり。宋初に至りて、其の術漸く成るや、中國には既に真天子の立てる有りて、其の志も

慰むるを得たり。因りて悠然世外に居りて、復た人世に意なく、其の情既に定りて、能く之れを動かし得る者無きなり。然るに當時の天子大臣は、普通の獵官者を以て陳搏を待てり。其の陳搏を知らざるも、亦甚だしからずや。陳搏は、唯だ其の得たる仙術の一端を留めて、李挺之、穆伯長に傳へ、以て邵雍に及ぼせり。其の道たる、數に倚り、未だ以て神化を易簡に窮むるに足らずと雖、之れを仁義に歸せしむるに於ては、莊子と互に得失ありて、未だ遽に廢すべからざるなり。陳搏の隱者と爲れる所以こゝに在り。彼れにして世に用ひらるれば、爲すこと有る能はざるに非ざるも、此の時既に百歳に垂んとして、復た人世に意なかりき。誰か強ひて之れを起たしむるを得んや。

種放の若きに至りては、其の品格陳搏に比して大に下れり。種放一たび出でて朝に仕ふるや、東封西祀の行幸に隨ひて、詔笑益、巧に面皮益、厚うして、全く恥の何物たるかを知らず。之れに由りて察すれば、彼れが始め徒を聚めて山中に教授し、名理を高談したりしは、其の胸中の野心固とより知るべきのみ。世々邊將となり、干戈を執りて以て邊境を衛る能はず、隱居靜修の術に託して名譽を招き

たり。又門閥の家なれば、其の名の天子に聞えざるを患へざるに、彼れは此の隱を賣りて官位を得、詬罵交、加はれども、固く其の位を守りて辭することを爲さざりき。其の品性の低き、到底士林に齒するに足らざるものなり。

魏野、林逋は、之れに比すれば、超然として高く其の上に出でたりと謂ふべし。其の名は明主に聞えたる後も、交を公卿に結ばず。其の迹は市朝に遠ざかれども、規諫の誠は詩賦に現はる。其の義を正しうして、安んじて求むること無く、其の情を樂しましめて、順にして自適せり。教を施すことを欲せざりしは、正人に對して吝しめるに非ず、以て己れに求めたるなり。書を著はすを欲せざりしは、考道に怠れるに非ず、以て名を避けたるなり。是の如き者は、隱を以て始り、隱を以て終り、志の存する所、行之れに従ひ、隱の道以て成れる者なり。陳搏と其の主義を異にし、而して固とより種放輩の頡頏し得べき所に非ざるなり。

然れども、その時勢より考ふれば、二子に就きて憾あり。子曰く、有道則見無道則隱と。道有りと云ふは、豈に太平の世、天下我れに待つこと無きに、我れのみ明主の知を求めて、以て自から榮とするの謂ならんや。若し道無きに非ずとすれ

ば、出で、仕へたりとて、義に於て辱とすべからず。固とより時勢の我れを知る
と知らざるとに因りて進退すべきなり。今二子は、真宗の世、君に敗徳無く、相は
賢を嫉まざる時に當り、召命已に至りたるなれば、假令祿を受くるとも、決して誣
に非ず。然るに、長く荒山を守りて、巢父許由と矯稱せしは、甚だ過てるものなら
ずや。此れより前に、鄭雲叟あり、此れより後に、蘇雲卿、呂徽之あり。此等は、皆争
亂の世に遭ひて、其の身を全うせんと欲したるなれば、其の隠たる理由なしとい
ふべからず。然れども、二子の時は全く此れと異なる。安んぞ同日に之れを論ず
るを得ん。

然れども、又再び實を以て之れを考ふれば、二子の隠れて出でざりしは、二子の
瑕疵と爲すに足らざる理由あり。真宗命を下して之れを徴したる時は、宋の天
下を有してより方に五十年を経たり。而して二子既に老いたり。江南、太原の
平定せしは、此の年を去ること三十二年前に過ぎず。然らば、二子の學に志した
る當時は、天下は猶ほ割據分争の中に在りしなり。彼の二子は、當時の朝廷の興
亡定まらざるに懲り、亂人の去就常無きを惡み、遂に仕進の志を斷ちて、計を決し

て山林に吟嘯すること、なりぬ。此の志一たび定りては、其の學ぶ所他に及ば
ざりしなり。

宋の天下を有し、四海太平なるに及びては、二子の隱遁の形全く成れり。有司
知りて之れを欽仰し、朝士聞きて之れを稱揚し、天子禮を加へて之れを見るを願
ひ、皆曰へり、此れ隱君子なりと。夫れ志は隱を以て立ち、行は隱を以て成り、名は
隱を以て知らる。若し此の隱によりて爵を受くる時は、其の仕官は隱を以て爲
したること、なるなり。然らば、其の隱たるや、仕へんが爲に隠れたると等しく
隱遁却つて顯榮を得るの捷徑と爲るの奇觀を呈すべし。苟も志有るの士は、孰
れか能く之れを恥ぢざらんや。伊尹、呂尙の能く之れにつきて嫌疑を受けざる
者は、其の道大にして其の時危く、溝中の窮民皆翹首して其の救濟を待ちたれば
なり。故に伊尹、呂尙の莘野、渭濱に隠れたるは、之れを以て他日天下の興望を負
ふべき地位に進むの素地と爲さんとする心ありしが爲めには非ざるなり。今
二子の時代の若きは全く之れと異なる。當時の宋は、二子に待つ所無かりしなり
二子の才は、其の能くする所を發揮すとも、向敏中、孫奭、馬知節、李迪以上に出づる

こと能はず。一旦進みて朝廷に上るとも、邱山の大を益すこと能はず。終身巖穴に退隱すとも、培塿の小をも損する所無し。故に隱を賣りて清時の祿を沾ひて、猝に虚聲の譏を受くるは、二子の爲すに忍びざりし所なり。二子之れを念ふこと熱せり。故に岸然表異して、以て夫の孤清を銜ひて榮寵を求むる者をして愧ぢしめたるは、又風教に裨益して、天下後世に寄與する所有るものに非ずや。君臣の義、高尚の節は、皆君子の重んずる所なり。然れども、義と云ひ節と云ふも要するに其の志の存する所を視ざるべからず。其の志仕に存すれば、質を委し名を策して君に求むるとも、以て辱とすべからず。其の志隱に存すれば、安車重幣を以て召さるゝとも、以て榮と爲すに足らず。彼の山林に高蹈するの名を以て、當世の君相を動かし、其の知を希ふが如きは、身を辱しめ行を賤しうする僞君子に非ずば、誰か之れを屑しとする者あらんや。是より以後、陳烈は迂鄙を以て天下の笑となれり。邵康節は志大にして、好んで公卿に交はれり。固とより周子の小官を卑しとせず、伊川の薦召を辭せざるに如かざれども、其の志を伸べんが爲めにせることなれば、道に於て枉ぐる所なし。人物の高卑は、其の心の安

んずる所の如何によりて決すべきのみ。

第八節 寇準の不學無術と學術の辯

小序 寇準が班固の前漢書に載せらるゝ霍光傳を讀みて、己れの不學無術を悟れりといへるに就きて、王船山は、寇準は、不學無術といふことの眞義を悟らずして、晩年の失敗を招くに至れるなりと論じ、學と術との別につきての評論を試みたり。

寇準教を張詠に請ふ。張詠曰く、霍光傳を讀まざるべからずと。寇準之れを讀みて、不學無術といふに至りて、悟つて曰く、張公我が事を謂へるなりと。而して寇準は、其の悟れるや、正に其の迷へるなるを知らざりしなり。故に善く人の言を聽くことは固とより難く、善く書を讀むことは尤も難きを知るべし。

班固が霍光傳に謂へる學なる者は、吾れ未だ其の何を以て學とするなるかを知らず、其の術と云ふ者は、吾れ未だ其術の如何なる者なるかを知らず。統べて學と云へば、則ち醇疵を兼ねたるものなり、統べて術と云へば、正邪を雜へたるも

のなり。然れども、夫の張詠が寇準に教へたる者の如きは、其の術は正しく、其の學も亦疵無き者たるに疑なし。何を以て其然るを知るか。張詠の將に死せんとするや、尸諫を以て、佞人丁謂の頭を斬りて國門に置き、宮觀の造營を罷めて民命を紓べんことを乞へり。此れに由りて考ふれば、張詠の術といへるは、剛を摧きて柔と爲し、直を矯めて曲と爲し、以て世に阿り禍を免れ、榮譽を求むるが如き不正の術に非ざる明かなりや。術とは路の意、路は道なり。禮記に曰く、審端徑ニシテ術と。徑と術とは區別有り。私人の通行に便なる狹路を徑と曰ひ、公衆の共に由る者にして正大なるを術と曰ふ。剛を摧きて柔と爲し、直を矯めて曲と爲すが如きは、徑にして術に非ざるなり。寇準此の意を審にせず、嚮に剛直にして禍を取れるに懲り、己れを屈して人主の意に迎合せんことを求め、朱能を信任して偽造の天書を天子に進め、終生拭ふべからざる瑕瑾を留め、又徒らに妖人大逆の媒を爲して、丁謂寇準を怨み之れを罪に陥れ己れ自身は將に大逆不道の誅を受けんとし、罪に陥れんとしたり獨り宰相となつて禍心を蓄ふるに至れり。寇準は霍光の不學無術に懲りて、學を爲し術を修めたりと雖、其の禍は霍光に等しく、而して其の汗辱は霍

光よりも甚だし。術を修めて此の如しとすれば、寧ろ無術なるの愈れるに如かず。故に曰く、其の悟れるや、正に其の迷へるなりと。

夫れ人の心は、極めて定まらざるものなり。若し學を以て之れを定むる無くば、多岐に惑ひ細徑に趨き、或は細徑を以て大道と爲し、安んじて之れを踏まんとするに至る。故に君子は、敢て輕々しく術を言はず、學を以て其の趨く所を正しうす。霍光の無術とは、張禹孔光の如き術無きの謂に非ざるなり。其の不學とは張禹孔光の如き學無きの謂に非ざるなり。若し霍光にして主を震はすの威を挾みて、身を張禹孔光の術に藏したらんには、又將に僞りて恭謹を裝ひし王莽と爲るべし。若し然らば、其子の代を待たずして、身は已に斬臺の天誅を受けたりしならん。凡そ術を修むると此の如きは、嘗に張詠が寇準をして爲さしむるを欲せざりしのみならず、班固も亦霍光の之れを爲すを欲せざりしならん。

學は術を擇ぶ所以なり、術は學を行ふ所以なり。君子は先づ其の學を正しうして、然る後に其の術を慎む。大學の道は、身を正しうして以て家を正しうし、家を正しうして以て天下を正しうす。身を正しうするものは、剛にして屈すべか

らず、直にして枉ぐべからず。言に則ありて妄ならず、行に恒有りて遷らず。忠信死を守りて以て移らず、驕泰の念期せずして自から遠ざかる。霍光能く是の術を用ひなば、假令芒刺の君たりとも、其の忌疑の念を挟む餘地無かるべく、假令悍妻驕子有りとも、敢て其の凶逆を肆にせざるべく、其の永く令名を保つを得たらんこと、復た疑無きなり。

夫れ霍光は、非常の功を立て、危疑の地に居るとも、唯だ學を爲すの一事を以て其の釁を消し得べかりしなり。況や寇準の儒流より立身して、進退君命に依り、全く上に逼るの嫌疑無かりし者をや。寇準にして學有らば、此の際に處して餘裕綽々たる者あらん。伊尹の學は伊訓に存し、傳説の學は說命に存し、周公の學は無逸に存し、召公の學は旅獒に存す。張禹、孔光は、舊聞を掇拾して、其の柔佞に資したり。正を以てすること彼れの如く、邪を以てすること此の如し。善く書を読む者は、其れ何れを擇ばんとするか。寇準は、進退に煩悶して、一たび其の意を得ざる時は、剛直を棄て、軟化し曲從を敢てして恥ぢず、王欽若、丁謂と相惡むこと水火の如くなりしに拘らず、却つて其の非行に效ひ、猶ほ且日へり、吾れ教

を張公に受けて術を知れりと。惜いかな、其の君子たることを得ずして、自から流竄の災を貽せるや。故に曰く、其の悟れるや、正に其の迷へるなりと。

君子の道を學ぶや、未だ嘗て術を諱まんとはせず、唯だ之れを審にし之れを正しうするのみ。得失は義利の分る、要點なり、之れを審にして、毫髪も違ふべからず。貞淫は忠姦を定むる標準なり、之れを正しうして、半歩も亂すべからず。祿位は慕ふべからず、權勢は怙むべからず。君の惡は迎合すべからず、流俗には徇ふべからず。妖妄の行は、試みに之れを爲すことあるべからず。下劣の小人は、暫くも與に進みて事を謀るべからず。詩に曰く、周道如砥、其直如矢と。之れを家に行ひて家訓修まり、之れを天下に行ひて天下の風俗正しく、之れを險阻に行ひて險阻平かに、榮枯生死の際に臨みても、心恒に泰然たり。君子の學を以て其の心を定め、其の術従つて窮まらざる者は、唯だ此のみ。張詠の言へる術は此れなり。意ふに、班固の言へる術も、亦應に此れと相去る遠からざるべし。寇準の平生耳にせるところの當時の學者は、楊億、劉筠なり。彼等は、謂はゆる浮華の士なれば、固とより學者の術なるものを知るに足らず。惡んぞ災を免るゝに足

らんや。

第九節 王曾丁謂を退くる法を誤る

小序 眞宗崩じて山陵造營の事あり、丁謂山陵使となり、雷允恭山陵都監となる。時に判司天監邢中和、雷允恭告げて曰く、陵墓の位置を更に少しく上方に移さば先帝の子孫長久なるべし、唯穴中に石と水と有りて陵墓に適せざるを恐るゝのみと。雷允恭之れを丁謂に謀り遂に陵墓を山の上方に移したるに水石出でて、工事成らざりき。參政王曾、因つて皇太后に奏し、是れ丁謂が故らに陵墓を山上懸絶の地に作りて、先帝の後嗣の絶えん事を祈れる禍心に本づくなりといひ、丁謂を遠竄し、雷允恭を誅せり。王船山之れを論じ、此の如き疑案に據つて丁謂を逐ひたるは甚だ其當を得ず、後世の小人之れを前例として君子を迫害する口實を作るべく、其の弊害淺からざるなりと謂へり。

君子の小人を斥くるや、之れを黜け、之れを流し、之れを誅して、以て大に人心を快うす。而して罰は必ず其の罪に當り、罪は以て名を正しうし、名は以て法を定め、法は以て情に稱ふを要す。故に其の罪情明かにして、其の處罰正當なれば、姦邪永く懲り、天下みな服し、而して小人も亦其の罪に服して、敢て怨むこと無し。

君子は小人の怨を免れんことを求むるものに非ず。故に之れを怨むに其の理を以てすれば、君子は固とより其の責を負ふを辭せざるなり。今若し罪情の明かならざる爲めに、怨むに其の理を以てするものあれども、之れを憂ふることなれば、是れ深文伎害の門を啓くなり。此の門一たび啓くれば、小人此の術を操りて君子を害するもの、底止する所無く、羅織の禍遂に無窮に及ばんとす。故に君子の小人を治むるや、其の罪に當るに至りて止み、權術を用ひざること有り。若し其の罪明かならざれば、姑く捨て、其の自から斃るゝを待ち、苟も罪無くんば、得失治亂は之を自然の理數に任す。此の如くすれば、其の罪情明かならずとも、其の罰當を失ふに至らず。其の政治まらずとも、亂を醸すに至らず、以て自から靖んずるに足るなり。正大は理法を持するの權衡にして、刑賞は忠厚を盡すの極致なり、慎まざるべからず。

王曾は宋の君子なり。丁謂の小人たるは、天下後世皆之れを認む。眞宗崩じて嗣君始めて立つや、王曾は丁謂と相竝んで政を執り、互に相容れざりき。丁謂の怨毒は天下に滿ち、公惡は朝廷に遍く、其の執政諸人の間に容れられざるに至

ること、日を計へて待つべきなり。若し且夕だも輔弼の權を主らしむべからずとならば、之れを廷議に問ひて、斷然之れを斥くるに、何ぞ其の口實無きを患へんや。王會若し之れを斥けんと欲せば、先づ丁謂を誘ひて留まらしめ、密に其の罪惡を幼主に告げて之れを去らしむ、是れ權道にして、權道とはいひながら正道を離れざる者なり。然るに王會は、此策を取らず、却つて山陵の改作に當りて、石穴より水の出でたる事を以て口實と爲し、丁謂は眞宗を絶地に葬りて、子孫無からしめんと欲する者なりといひ、終に雷允恭を死に處し、丁謂を海外に竄せり。嗚呼、此れ全く小人の君子を陥る、術なり。王會如何ぞ之れに倣ひたるや。其の淫祀を興し、土木を營み、寇準を陥れ、絅任を擅にし、民を毒し、國を痛ましめ、賢を妒み、姦に黨するの大罪を措き、之れを法に照らして處分することを爲さず、妄誕無實の疑案を以て、當に殺すべからざる者を殺し、以て丁謂を放流に處せり。孰れか王會の爲せる所を以て君子の道と爲し得る者ぞ。

山陵を水石の穴に移して、以て子孫に宜しと爲せる者は、司天監邢中和の言なり。信じて之れに従へる者は、雷允恭なり。丁謂は無能無異にして之れを聽け

るのみ。是れ庸人の常態なり。若し其の罪を正して斯の獄を斷せば、中和は邪説を以て竄せらるべく、允恭は邪に黨するを以て逐はるべく、謂の如きは猶ほ輕減せらるべきものなり。而して此の如き件を以て大臣を譴責すべからず。然るに王會は、之れが辭を爲して曰へり、禍心を包藏し、皇陵を絶地に移すと。其れ之れを、深文以て人を陥る、者と云はずして何とか云はん。

夫れ地を穿ちて水石を得ることは、丁謂は其の術に習ふものに非ざれば、惡んぞ能く之を知らん。石は土に藏れ、水は泉に隠る。其の術に習ふ者は、自から之れを知ると謂ひて、術巧を以て人を惑はす。實は固とより知ること能はざるなり。若し中和允恭をして、石未だ露れず、水未だ湧かざる時に於て、此の地は子孫に宜しと曰はしめば如何。王會果して能く其の土中に水石ありといひて、固く之れを拒み得たりしや否や。眞宗は既に此の地に葬られざりしも、仁宗は遂に子無く、其の後、天位を嗣ぎたる者は、眞宗の裔に非ず。然れども、是れ豈に王會が舊穴を用ひたる罪ならんや。中和が子孫に宜しと爲せるも妄なり、王會の絶地と曰へるも、亦妄なり。兩妄交、争ひて、王會偶、勝てり。中和允恭すら冤を銜んで

地下に入れり。況んや丁謂をや。

天下の丁謂を惡み丁謂を怨み、其の竄死を欲せるや久し。一たび罪に陥るを聞きて、中外之れを快とせり。然れども、丁謂の姦邪國を病ましむる罪の天下に發表せられて以て官吏の鑑戒とせられざらんか、君子は以て快と爲さざるなり。母后の怒に乗じて、丁謂をして其の罪に非ざる罪を以て、窮髮瘴癘の地に死せしめたりしは、君子すら丁謂が爲めに悲めり。丁謂が是れを以て謫死したるは、是れ却つて丁謂の光榮なりき。王曾何の幸かあらん。

嗚呼、宋の大逆不道を以て人を罪に陥るゝことは、丁謂が寇準を陥れたるより始まる。凡そ此の如き惡風は、急に之れを滅絶せしむるも、猶ほ息まざるを恐るるなり。然るに王曾は、是の道を以て相報い、而して益、滔天の洪水を長ぜり。是より後、章惇、蘇軾の黨人、交、文字の瑕疵を指摘し、誣ひて大逆と爲し、同文館の獄興りては、其の慘毒の士類に流るゝもの、殆ど窮極する所を知らざるなり。當時の時勢を察するに、君は襁褓の中にある嬰兒に非ず、臣は兵を擁し土を領する英雄に非ず。父子兄弟相繼ぐの制嚴にして、天子の繼嗣は早くより定まり、九州を舉

げて共に一王を載き、宗社の固きこと磐石の如くなりき。孰れか大逆無道の行を爲さんや。假令不逞の心ありとも、何の要ありて、此の不吉の名を以て互に相傾排することを爲すや。王曾、小人を誅逐せんと欲して、此の計を執れり。其の意を川ふるの險惡にして、其の害を貽すことの深き、殆ど言ふべからざる者あり。誰か宋に社稷の臣ありと謂ふ者ぞ。其の君子は氣のみ、其の小人は毒のみ、氣と毒と相去ること幾何ぞや。君子と小人の相去ることも、亦尋丈の間のみ。天下後世の君子爲らんと欲する者は、願はくは此れにつきて之れを戒めよ。

第四章 仁宗論

第一節 垂簾政治の弊

小序 母后にして政を輔けたるもの、仁宗の朝に劉太后あり、英宗の朝に曹太后あり、後に哲宗の朝に高太后(宣仁太后)ありき。本論は、劉太后の輔政は、姦臣丁謂の私謀に出でたるを論じ、宣仁太后の如き賢婦人と雖、之をして政治に干渉せしむるは、小人の爲めに口實を與ふる不利ありといひ、凡て垂簾政治の弊多きを難じたり。

曹魏の時、母后朝に臨みて政を爲すの禁を嚴にしたり。君子深く之れを可とし、以て萬世の法と爲す。唐は之れに鑑みずして、武氏韋氏の禍を招きしが、玄宗其の内難を靖んじてより以後、其の弊風衰へ止みぬ。圖らざりき宋の盛時に至りて、忽ち其の禁を破らんとは。

仁宗の立つや、劉后少しく才有るを以て、簾を垂れて政を聽きしが、遂に天子の服を着けて太廟に入るに至り。仁宗の明道二年の事なり 男女の別を亂して宗廟を辱しめたり。劉后垂簾の始めに當りて、仁宗已に十四歳、其の後劉后の死するまで、又十年を経たり。天子既に幼稚に非ず、又庸愚に非ず、海内無事にして、國に成法あり、大臣位に充ち、百官才多し。安んぞ牝雞を用ひて始めて朝暮を知らんや。其の後英宗の立つや、年三十なりき、而して曹后養の恩を挾みて、永年政柄を持せり。蓋し、前車の轍迹已に深くして、後車は知らず、其の轍を履みて轉覆するに至る、是れ自然の勢なり。宣仁太后、神宗の母を以て、兩代を越えて天下の政柄を執り、速に新法を除きて、人をして快を叫ばしめ、女中の堯舜の稱、古今に喧傳す。然れども後日に至り、女主を挾みて幼帝を掣肘するの口實を小人に授けて、君子を反噬せしめたるを見れば、元祐の諸公と雖、いかで之れを楽しまんや。況んや母政子政の説は、不倫不典にして、陰陽内外の大經に悖るをや。豈に有道者の之れを口に出すべき所の者ならんや。

夫れ漢唐女主の禍は、由つて來る所あり。宮闈の寵深く、外戚の權重くして、其

の勢一朝にして挽回し難し。故に骨鯁の大臣陳蕃の如き者と雖、其の手を借らずしては、其の志を行ふこと能はざりき。宋は全く之れと其の趣を異にせり。而して、劉后は奉すべき遺命を受けたるに非ざるに、大權を把持して老死に至るまで之れを捨てざりき。抑、之れに大權を借したる者は誰ぞ。是れ姦人丁謂なり。丁謂は佞邪を以て君に迎合し、怨嗟の聲朝野に満てり。眞宗崩じて威權忽ち吾が身を去らんとするや、彼れは雷允恭に結びて后に媚事し、以て其の生命を延べんことを希へり。當路大臣の正道を乗りて以て内外を肅清すべきは、正に此の時に在りしなり。然るに王會は當時の大臣として人望を荷ひながら、會て定命の謀無く、衆人に告げて綱紀を立てんとするに尙ほ太后の威靈を假り、丁謂を流竄して須臾の快を求めたり。

劉后は之れによりて、已に國政を恣にし、威權自から中外に伸び、王會之れを如何ともする能はざるに至れり。然らば母后の執政前後十年に互り、爾後三世垂簾の陋風を成し、君子小人相攻めて下らざるの勢を激成したる者は、王會に非ずして誰ぞや。

曹后の兇惡なる、先君の憤み擇びて付託せられたる嗣子は、殆ど廬陵房州唐中宗

こと則天武后中宗を廢して廬陵王となし房州に移せりの先例を追はんとせり。然らば劉后の宰相を逐へるも

他日天子を逐ふの先聲を爲せるものなり。韓琦が任守忠英宗と曹太后との離間せる人の罪を

正し、急に危詞を用ひて曹后の臨朝を止むること無く、稍、王會の如くならしめば宋は誠に危かりしなり。韓公一たび道を乗りて、兩朝の弊を革めたり。後より起つて政を執る者、成法を守りて以て朝廷を正さば、其の事誠に易々たるべし、而して元祐の諸公は、嘗て私心を懐くこと無く、皆憂國の誠ある人々のみなるに却つて王會の失策を繼ぎ、丁謂の姦計を學び宰相の權を婦人に倒授して、幼主を制して自から裁決せしめ、不正を以て人に臨みながら、人をして正しからしめんとせり。甚だ昧からずや。

昔時此の策を用ひたる者あり、東晉の謝安是れなり。謝安は外は再造の功を圖り、内は桓氏の權を折きて、權勢甚だ重きに苦しみ、獨り大權を把りて中外の嫌疑を招き、桓氏をして非難の口實を得しむるを欲せず。又一族子弟の兵權を把りて地方に駐まり、勳勞に倚りて自ら高うし、遂に王敦、桓溫の覆轍を蹈むを恐れ

たり。故に女主を奉じて自から恣にせざるを示し、而して自から其の臣節を保てるなり。彼の元祐の諸公は、當時豈に此の如き形勢の下に在りて、止むを得ずして女主を奉ずるの法を執れるならんや。

元祐諸公の爲さんと欲する所の者は、新法を除くことなり。退けんと欲する所の者は、章惇蔡確一派の姦邪なり。夫れ賢を進め姦を遠ざけ、稗政を除き舊法を修むるは、大臣の道にして、大臣の爲すを得る所なり。嗣君を奉じて以て之れを爲さば亦避くべき權なく、命令一下せば、其の勢瓴水を屋上に傾くるが如く、求めて得られざる者無からん。果して然らば、何を苦んで深宮の寵遇を假り、以て一朝の快を貪り、自から釁端を開きて他人の攻撃を招くを爲さんや。動き易くして静め難き者は、人心なり。攻撃するに絶好の口實を與へ、争亂定り無き禍を惹き起す者は、此の女主朝に望みて政を聽くの一事なり。宋時に於て此術を用ひたりしは、王曾の丁謂を逐ひしより始まる。韓琦之れを矯正したりと雖、後日必ず亂れざらしむるを保證する能はず。邪道一たび人心に中れば、賢者も之れに惑ふ。理の不順なる者は、勢之れを行ひ難く、世變の起ること速かなり。

夫れ母后を奉じて以て幼帝を制御するは、逆道なり。既に身は天子たり、之れをして善を爲さしむるは、必ずしも不可能ならず。然るに之れを視ること贅疣の如くにして、別に一母后を擁して天子の上に臨ましめ、以て天子を箝束せしめ一政を行へば、太后の人民を憂ふるなりと曰ひ、一人を用ふれば、太后の賢才に任ずるなりと云ふ。甚だ盛徳の天子に非ずんば、孰れか能く之を忍ばん。若し其の天子にして盛徳の君たりとするも、唯だ母命を之れ奉じて違ふなきを天子の孝なりとするは、未だ聞かざる所なり。且仁宗の仁厚にして、始終劉氏の恩を全うし、其の政事に於て大に變更すること無かりしを以てしてすら、猶ほ劉后の殂するに方りては、呂夷簡・張耆等、大臣の罷免せられし者七人に及び、王徳用・章得象は、皆太后に阿附せざりし故を以て拔擢を受けたり。之れに據れば、元祐の諸公は、高后宣仁を推尊して、以て法を改め姦を除き、而して其の志道の伸びんことを求め、百年の長治を保たんと欲するも、必ず得べからざる事なり。太后殂するに方りて、固く曰へり、天子をして別に執政の人を擇ばしめよと。而して諸公悟らず、徒らに其地位に戀々して、更に後日の危甚なる災禍を顧慮せざりしは、如何な

る事ぞや。彼の王曾の幸にして此の災を免れたりしは、仁宗の仁厚なると、范仲淹が君子の道を以て心を立て、少故を蔽ひて以て大徳を全うするの言を陳べ、能く其の公平を保ちたるとの爲めなり。是に由りて之を觀れば、韓琦、范仲淹以外宋朝に大官なしと謂ふも、過言に非ざるなり。

悖るべからざる者は、大經なり、違ふべからざる者は常道なり。男は位を外に正しうし、女は位を内に正しうし、既に嫁しては夫に従ひ、夫死して子に従ふは、婦道の正しきものなり。人主は假令凡庸なりとも、猶ほ賢婦より優れり。姑息の成功は求むべからず、姑息の善事は求むべからず。句魚美なりと雖、賓禮に用ひしめざるを宜しとす。此義一たび差へば、千途皆謬る、慎まざるべけんや。

第二節 仁宗の盛治と其の反面

小序 仁宗は宋代第一の仁君と稱せられ、其の慶曆の治は、後世の羨稱する所たり。王船山は、仁宗の盛治は盛治たるに相違なかるべきも、帝が治道の改善を求むるに急にして、意見上申を奨めたりしは、實に後日の紛々たる政論の累を啓きたるものにして、其の弊は神宗の世に著るしくなりたれども、其の端緒

仁宗に生まれりと論じ、仁宗盛治の反面を指摘したり。

仁宗の盛治は、今に至るまで、聞く者の羨む所なり。帝は、慈儉の徳を躬らし、而して宰相諫官侍従の臣は、皆謂はゆる君子人なりき。宜なるかな、其の治の盛なりしや。

宋朝政治の亂れたる初を考ふるに、神宗より生まれり。神宗の怨を天下に買ひ、譏を後世に貽したりしは、奢侈暴虐の行有りしが爲めに非ず。唯だ上の治を求むると急にして、下の治を言ふこと煩なりしが爲めなり。而して臣下の煩言を善として、以て上の逸志を啓けるは、仁宗之れを爲せるなり。而して之れが爲めに朝廷は靖きこと能はず、民は定まること能はざりしは、仁宗の時に在りて已に然りしなり。

國家創業の始、亂世より太平に趨ける時に當りては、必ず改革する所ありて、以て一代の法と爲す。其の改革する所、以て一代の法と爲すに足らざる者は、必ず速に亡ぶ。若し然らずして、略なるまゝにして、詳にせず、陋に因つて飾らず、弱を保ちて強からしめざる者は、皆深意有りて存するなり。是れ君徳と民心と時機

との一致に由りて適、是に至るなり。既に是に至れば、假令其法は疎略樸陋卑弱なりとも、亦以て國を維持して衰へざらしむるに足れり。然れども之れを數世に傳ふれば、弊害従つて生ぜんとす。弊害の生ずるは、皆法に依つて起るものなれば、則ち咎を法に歸せんとせば、之れが理由を求むるに苦しまざるなり。

其の弊たるや、吏は政を玩びて治めず、士は浮靡にして實無く、民は驕奢にして貧富均しからず、兵は弛廢して振はざるが如き是れなり。然かも此等は、法を破つて私を行ふには非ず、又法に従つて巧に其の姦を匿すにもあらず。唯だ自然の勢のみ。有志の士之れを憤り、治を求むるの情切に上に動き、治を言ふの術競うて下に起る。其の言を聽き、其の心を推すに、皆當時厭苦すべき筈の事情なれば、之れを且夕に改革し得れば、痛快餘り有り。されど、盡く咎を其の法に歸し、俄に其法を棄て、別に治道を求むるは非なり。吏の政を玩びて治めざるは、清廉嚴肅の大臣に任じて、之を戒飾せしむれば可なり。士の浮靡にして實無きは、醇厚溫雅の師儒を崇び、以て正學を興さしむれば可なり。民の驕奢にして貧富均しからず、豪民日に競ひて、疲民日に衰ふるは、盈虛盛衰の常理にして、人間免かれ難

き事なり。されど若し、其の租税を寛にして、疲れたる者蘇生する時は、豪民も其の奸謀を施す所無かるべし。兵の弛廢して振はず、軍籍有りて軍人なく、軍人ありて戰鬪の力無きは、戰爭久しく息める必然の成果なり。されど若し、將軍賄賂を貪る無く、兵士私殺の暴無く、専ら將軍に任じて内より之れを掣する無くば、弛む者も必ず緊縮せられ、兵鋒も爲めに強勁なるべし。是の如くにして、任其のを得れば、法として用ふべからざる者無し。然らば則ち、謂はゆる法の弊といふは、實は法の弊に非ずして、之れを運用する人の責なり。十に一千に百の缺漏の若きは、法を創むる者が、之れを知りつゝ、餘地を留めて、以て天下の民を養ひ、其の情を平かにせしむるが爲めなり。匹夫匹婦の祁寒暑雨に當つて發する怨嗟の聲、猾吏姦民の鼠齧雀啄して私腹を肥す惡の如きに至りては、安んぞ綱紀を壞り教化を害ふに足らんや。天下を有つ者は心に懸けずして可なり。

宋は、建隆開國より仁宗親政の年に至るまで七十餘歳。太祖太宗の法も漸く弊を生ずるに至れるは、自然の勢なり。是れ豈に宋祖に文王武王の至徳なく、宰相に周公召公の大謀なかりしが爲めならんや。即ち成周治教の隆なるを以て

するも、穆王昭王の世に至りては、蠹魚法典を蝕して、綱紀爲めに弛廢するを免れざりき。是の如きは、固より以て文武周召の價値を損するに足らざるなり。法令の弛廢したるは、未だ以て改革の時機と爲すに足らず。何となれば愈、之れを改めて弊害愈、生ずればなり。

苟も故法のまゝに循へば、吏如何に貪冒なりとも、改革に乗すべき機會無く、名に託し分を踰へて巧に誅求を爲すこと能はず。士浮靡なりとも、意指の窺ふべき無く、逢迎揣摩して其の詭遇を僥倖する能はず。民に強者弱者を凌ぐの風有りとも、其の端を啓くことなくば、訴訟興りて双方ともに疲れ、富める者は貧しくなり、貧しき者は死するに至るが如きこと無し。兵は有名無實なりとも、之れを亂すこと無くば、遊惰の民跋扈して、進みては兵と爲り、退きては盜と爲るが如きこと無し。唯だ治を求むる者は汲々として之れを憂へ、治を言ふ者は嘖々として之れを争ひ、一先王の言を讀むや、古今勢を異にするを顧みず、俄かに之れを當時に施さんと欲して、然かも其の施す所の者は、先王の精神に非ず。或は一鄉村の利を見るや、風土宜しきを異にするを忘れ、之れを九州に行はんと欲して、然かも其の行ふ所の者は、一郷の樂從する者に非ざる有様なりき。神宗君臣の夜思畫作する所の者は、議論廷に盈ち、飛符野に遍くして、下をして法守無からしめ、章惇蔡京の徒の天下を灼亂して以て亡ぶるに至らしむるの端緒を開きたるものなり。而して、其の風は、已に仁宗より生まれり。

此より先、眞宗は淫祀驕奢の失あり、王欽若丁謂は、權を貪り主を惑はすの惡ありしと雖、然かも李沆慎みて之れを前に持し、王且謹みて之れを後に守れり。仁宗の天聖明道年間に至りては、老成凋落して已に盡くるに垂んとし、僅に一人の直方簡重なる李迪ありて、遷謫より起れり。然れども之れに任すること専ならず。王曾等の如きに至りては、名節の高からざるに非ず、勤勞の早からざるに非ざるも、要するに術を以て道に交へ、氣を以て剛に矜りたる者、未だ大臣の體を得たる者と稱するを得ざるなり。而して仁宗は納諫の美名を得んことを欲し、愛民の仁聞を慕ひ、欣然として國を舉げて人に聽きて、其の言の當否を擇ばず、晩年に及んでは、天章閣を開きて進言を求むるに惟れ日も足らず、以て法制を變更したり。是に於て、吏に恒守無く、士に恒學無く、民に恒遵無く、兵に恒調無く、國殆ど

亂れんとしき。唯幸にして、當時の進言者に堅僻の心無く、其説を持すること同じからざる爲めに、其弊も亦少なかりしのみ。若し然らずんば、其の害を天下に及ぼすこと、豈に神宗の熙豊の世を待たんや。治道を知る者は、仁宗の爲めに惜しまざる能はざるなり。

夫れ上慈儉の徳を秉り、下に清剛の多士ありて、能く政治を贊襄し、少害を見れども激せず、少利を見れども羨まず、少才を見れども取ること無く、少過を見れども苛察すること無ければ、姦邪も之れを熒惑すること能はず、依りて成法を修明し、士民を休養せば、座して太平を致すに於て綽々として餘裕有るべし。如何ぞ強ひて疥癬の患者に飲ましむるに五毒の劑を以てして、其の肺腑を害はしむる要あらんや。是に由りて觀れば、仁宗の政績も概見すべきなり。其の國の爲めに謀りし迹を尋ねば、屢西方に敗れて李元昊西夏國主の勢威張り、侮を北方に啓いて歳幣増加したり。其の人材養成の績を尋ねれば、風を聞いて起れる者は蘇氏父子にして、蘇秦張儀の舌を掉ひ君意を迎へて進める者は、王安石の徒にして、申不害商鞅の術を習へり。仁宗以後の世に在りて天下を撓亂せしめたるものは

皆此の時競うて朝廷に進みし者なり。故に曰く、神宗の怨を天下に興し、譏を後世に貽し、者は皆仁宗之れを啓けるなりと。

夫れ治を言ふ者は、皆先王を稱せざるはなし。而して其の先王なる者は、何れの世の先王を指して言へるなるか。孔子は、吾れは周に従はんと言ひたれど、周の文王、武王の道が夏禹、殷湯より隆なりといふに非ず、且文王、武王の法は、民の世々守りて之れに安んじ、今更に云々するを要せざる者なり。孟子は、先王の法に違ふと言ひたれど、當時周末だ亡びず、王者未だ起らず、井田學校など宜しく違ふべき所の者は、周の舊法に外ならざるなり。かくて官は廷に習ひ、民は野に習ひ、善を尊び、惡を責めず、利を宜しとして害を患へず。餘裕を保ちて平正を失はざるの道を知れり。されば慎みて治人を求むれば、政績擧らざる無く、孔孟が治を説けるも即ち此れのみ。嘖々として説を立て、先王を口實となすと、彼の莊周が泰氏を稱し、許行が神農を言ふが如くなるものは、先王の道に従ふといへりとして孔子が先王に従ふと言へるとは、大に趣を異するものなり。故に治を知る者は深く仁宗の爲めに惜しめり。

第三節 交子を用ひたる弊害

小序 本論は、仁宗が交子務を設けて交子を用ひさせたるを論じ、之れを仁宗の代に於ける一大弊政なりと爲せり。交子は初め爲替の類なりしを、後に紙幣となりて交鈔と名づけられたり。交鈔の制度宜しきを失ひて財政の大害を生じたるは、元代以後に著るしき所なるが、本論は後世の事情をも併せ説きて、交子の不利なる所以を力説したるなり。

仁宗天下に大徳あり、今に及ぶまで、民其の賜を受く。然れども又、大弊政の民を病ましむること二百年に及べるものあり、其の餘波の害、今日に及びても未だ止まざるなり。蓋し其の治を求むるの心甚だ急にして、之れを知れば直ちに之れを實行したるが爲め、利は待たずして興れると共に、害も亦擇ばずして起りたるなり。

其の天下に大徳ありしと云ふは、人を海外に派して、早稻種萬石を占城に買はしめ、民に分授して種ふしめたる是れなり。其の稻は、之れを植うる時期極めて早くして、正に江南梅雨の頃に相當す、故に時期を逸せずして植種を終るを得べし。其の熟すること亦早くして、深秋の降霜を待たず、故に水を費さずして旱魃の害を避くるを得べし。之れを種うるの田は、必ずしも肥沃なるを要せずして、而して多量の收穫あり。何の地何の田も、植ゑて育せざる所なし。是れ其の恩徳の天下に普きものなり。昔、周の天下を有するや、既に后稷を祀りて、天に配して一代の祖となし、又之れを稷に祀りて、社に配して、萬世の報を享けしめたり。然らば後世明王の起る有りて、祀典を飭正して、以て功德に酬ゆるあらば、仁宗を奉じて周棄に代へて千秋に廟食せしめたるべきに、惜いかな、之れを表彰する者無く、史も亦其の事を略記して、其の美を擧揚せず。是れ全く後王の過失なり。其の弊政の最大なるものは、西川轉運使薛田、張若谷の言を聽きて、交子務を置きたること是れなり。交子變じて會子となり、會子變じて鈔紙幣となれり。其の實は敝紙なり。古の租税として徴收せし者は、米粟布縷なり。天子の畿内も、其の距離は五百里を出でず、大諸侯と雖、其の領地は三百里を過ぐる者なし。されば粟米重しと雖、之を運ぶに勞苦なきなり。古の市場も、民用に限りあるを以て市に掛くる者も亦簡單にして、且其の田宅に制有りて兼并すべからざるを以て

其の齎し來りて交易する物品の數量も、極めて少數なりしなり。故に粟米布帛器械、有無相通じて授受も誠に容易なりき。後世に至りては、民用日に繁く、商賈は利に數千里外に奔走し、然かも四海一王の事なれば、民の租税を納むるもの、或は邊境に轉運する者は、往々にして數千里以上に及ぶものありて、殆ど運送の勞に勝へざらんとす。且粟米には舂減りあり、布帛には尺切れあり、加ふるに、姦民猾商は、或は米粟に濕氣を與へて之れを腐敗せしめ、或は布帛を靡薄にして使用に堪へざらしめ、殆ど其の弊に堪へざるものあり、終に必要に迫られて貨幣を造り、之を百物の母とし、百物を子とし、其の配合に由つて交換の便を通じたり。事古制に異なりと雖、聖王再び起るとも此の制度を改むること能はざるなり。乃ち百物の母たるべき貨幣は、實價を有するものなりき。金銀銅鉛の類は山に産すれども、何れの山にも有りといふに非ず、煉して成る者なれども、煉して必ず獲らるゝ者にあらず。鑄て貨幣となせど、鑄造の如きは薄資者の獨力を以て成し得る事に非ず。之れを得ることは困難にして、之れを用ふれども破れず、之を運ぶに輕便にして、之を藏すれども朽腐することなし。是の數物は固より實に非

ざれども、之を寶とするに足るの理あり。故に天下之れを利用し王者之れに違ふ能はず。以て久しき堪へ、遠きに送りて便なるものほ、天下唯だ此の貨幣あるのみ。

交子の制は果して何の理由に基づけるか。紙あり、墨あれば何人も之を作り得べし。之を用ふること數なれば、則ち速に裂け、之れを藏すること久しければ、則ち其の制を改めらる。方尺の紙を以てして、之れに被らしむるに錢布の名を以てし、價格は官の命するまゝにして、其の紙に等差なし。これ官は、之れを以て商を愚にし、商は之れを以て民を愚にし、交、無實の虛名を以て、相欺き、天下を導いて偽をなさしむる者なり。宋の世を終へて元に至り、延いて明の洪武永樂の初に及び、百物を籠蓋して以て利を上を集め、或は廢し、或は興し、或は易へ、或は改めて、千金の資、一朝にして糞土に均しく、以て愚民を術中に翻弄せり。天下に君たる者にして、此れを爲すことを思ふとすれば、不仁も亦甚だしからずや。

夫れ民は、久しく之れを欺くべからず。故に明の宣德以來、復た紙幣を天下に行ふこと能はず、而して其の餘害は今に迄りて未だ止まざるなり。明王の起る

無くんば孰か之れを更始する者ぞ。其の治を害する亦小々に非ざるなり。鈔の始めて作らるゝや、之れを號して千錢と曰へり、則ち千錢の價を有せしなり。既にして民次第に之れを輕んじ、鈔の價も次第に減じ、十餘錢にても尙賣れざるに至れり。然して千錢の名は依然として存せり。俸に折鈔といふことありて、鈔を米に代へたり、而して鈔の價極めて低かりし故に、一石の米に引き替へて交附せらるゝ、鈔の實價僅に數錢に過ぎざりき。又律に估物といふこと有りて、以て盜品の罪を定めたり、而して鈔は低く物價は高きが故に、數金を積まざれば盜品の價を償ひ難きことありき。俸祿日に益、薄くして、官吏は廉潔を守り難く、盜品の賠償日に益、重くして民は死に至れり。一鈔の名僅に成れるばかりにても、其の害は積りて除かれざるに、況んや之れを實用して以て金錢に代へ、其の民を賊すること彼の如きをや。加之、私製の易きが爲め、之れを偽造して、民の死刑に處せらるゝもの、日として之れなきはなし。民を誘ひて之れを阱に陥るゝことは、仁宗其の俑を作るの罪を辭する能はざるなり。是の故に天下に君たる者は、一たび事を舉げて、大利大害施いて無窮に及ぶを

審にせざるべからざるなり。言を聽くこと輕ければ、善に従ふこと流るゝ、が如くなると共に惡に従ふことも亦流るゝ、が如し。法を行ふこと果決なれば、善の及ぶ所遠きと共に、惡の被むる所も亦長し。仁を以てすること彼れの如く、不仁を以てすること此の如く、仁宗は兩つながら之れに任じたり。治を圖る者如何に之れを處斷せんとするぞ。舜の大智なる、善に従ふこと江河を決するが如し、然れども、禹を戒めて曰く、無稽の言は聽くこと勿れと。其の大智を以て其の至仁を成し、治道此に盡く。

第四節 大臣の政見條奏の可否

小序 仁宗の時より、宰相となれるもの、政見を條奏するの例開けたるにつきて、王船山は、宰相たる者は能く斷じ能く行ふを務むべきものにして、自から冗長の言を弄ぶべきにあらず、宋代上下を通じて、紛々として言論を闘はし、然かも實際に効なかりし惡習は、實に宰相自から之れを誘發したるものにして、宋は、徒らに言論を弄ぶの弊に堪へざりしなりと謂へり。

大臣進んで宰相となり、時政を條列して上奏せしことは、呂夷簡仁宗の宰相たよ

り始る。其の後韓琦范仲淹富弼司馬光の諸君子出でては六師を統べ入りては三公となり皆受事の初に於て政見奏上を例とせり。嘗て聞ける事あり曰く天下道あれば行に枝葉あり天下道なければ言に枝葉ありと。此れを以て諸公が大臣の道を失へるを知るなり。仁宗の明道年間以後は人才漸く降り風尙寢く卑しく石介李沆向敏中王旦の風軌復た追ふべからず。

書に曰く敷奏以言明試以功と。言を以てすとは始進の士は言に非ざれば以て其の誠を達する無く上の之を用ふるにも言に非ざれば其の志を知る無きをいふなり。故に進むるに言を以てするは其の策論を觀て其の學ぶ所を知り其含蓄を觀て其の養ふ所を知らんが爲なり。必ずしも言の行ふべくして之れを聽いて行ふに非ざるなり。後世の賢良を策問し科舉士を取るや其の法は此に循へり。然れども以て人を得べきと同時に人を得ざることも無き能はざるなり。既に擇ばれて位に在るに至りては其の賢否は則ち功を以て之れを明試す言を以て之れを知るに非ざるなり。且夫れ言を以て君に知られんとする者は亦己れの長所を示して進用を求むるの士なり。其の徳を蓄へ道を抱き公輔の

器を具ふる者は猶此れを爲すを屑しとせず。然るを況んや大任身に在り與に天職を分ちて治道の責に任ずる者をや。治道は明智を以て之れを圖り黙して之れを行ふべきもの固とより筆舌の能く宣ぶる所に非ず。力行すれども過失を免かれざるものを何ぞ喋々たる多言を以て之れを糊塗すべけんや。

即ち陳べ進むるに言を以てするは射策の士諫議の官にして言はざるを得ざる者の爲すべき事なり。これすら其の進言には定限ありて越ゆべからざるなり。將に君の過を正さんとするか即ち一徳の薄きを指し其の所失を推論し之を導きて改めしむれば足れり。天徳王道を拾集し其の口耳の記誦する所を盡して之れを一牘に罄す要なし。是の如くならざる者は才を鬻ぐの曲士たり。將に政の非を指摘せんとするか則ち一事の失につきて其の害の至る所を極め其の宜しき所を陳すれば足れり博引旁搜して汎く別事の未だ善ならざる者に及ぼし以て效を一朝に責むる要なきなり。是の如くならざる者は政を亂すの辯言たり。將に以て官吏其の人を得ざるを指摘せんとするか則ち一人の罪狀を掲げて其許すべからざるを明舉すれば足れり此れを抑へ彼れを伸べ濫に滿

廷の人に論及し、以て唯だ吾が欲するまゝに廢置を行はしめんとする要なし。是の如くならざる者は、黨人の爲めに全力を用ふる佞人たり。將に以て封境の大害を論ぜんとするか、則ち一計の背戾につきて、其必ず破るゝ、所以を指摘すれば足れり、兵法を臚列し天地を指畫して、以て遙に生殺の樞機を制する要なし。是の如くならざるものは禍を始むる狂夫たり。

且夫れ一言を出して、暫く君が此の一言を行ふを俟てば事冗ならずして力に餘暇あり。一言を出して、君既に此の一言を行へりとすれば、君臣の意相得たるなり。然る後、因つて復た言を進む可し。故に志行はれて、言虚設に非ざるを得るなり。行はるゝと行はれざると、皆未だ之れを君の心に必するを得ざるに、苟且の言出づると兒啼の如く、唯紙幅に充たざらんことを恐るゝは、誠に何する者ぞや。況んや大人の識を以て一理を察するも、尙ほ其の義の精ならずして、害の隱るゝを慮るべきに、乃ち筆を援りて經營し、旁搜雜引して、君徳民情兵農禮樂水火工虞の無限の得失を列舉し、之れを數尺の表中に書き盡さんとす。才果して之れに勝ふるか、用意果して周到なるか、言は誠より發せるか、行ふて果して支障

なきかに至つては、心に問へども固より自から信する能はず、後日に考へて己れさへ其の然らざるを知るものを徒に洋々媚々として、瓊水を屋上に傾くるの勢を以て言を出して、少しも休まず、心にも恥ぢずして、濫言を吐き、其の責任如何を解せざるは亦甚だ醜ならずや。言を出すと此の如きは、才を懷きて初めて進むの士と、職司言責の臣とに在りても猶ほ慎まざるべからず。然るを況んや君を得ること已に深く、歷任已に久しく、宰相の位に居りて、以て四海を靜鎮する者に於てをや。固より論ずるまでも無きことなり。

明道以後、宰執諸公、皆天職に代りて羣民に臨めり。天下の事は、唯だ君と我と坐して之を論ずるのみ。事至りて之を行ひ興すべければ、之を興し、革むべければ、之を革むるのみ。惟だ道に従ひ、惟だ志を伸べ、命を定め時に應じて、謀議すれば、終朝ならずして天下に遍からしむべし、何を求めてか得られざる是れあらんや。何ぞ煩言して、以て衆聽を聳動せしむるを待たんや。若し夫れ微言すれども悟られず、直言すれども従はれず、行はんと欲して妨げられ、止めんと欲して旁に逸する如きとあらば、身を引いて、以て退き、寸心の疚しきを免るゝ有るのみ。

あからさまに人に對して、吾れ己に之れを詳論したれども、上我が言を用ひずと云ふを待たざるなり。此れ宰相の邦紀を靖めて囂凌を息ましむる所以の樞要なり。

昔李沆、王旦、誠心を以て國を體し、社稷生民を平安の地に置くこと七十餘年なりしもの、一朝變じて求言紛呶の朝廷と爲り、四海を三寸の筆に動かすに至りしは、誰か其の責に任ずる者ぞ。豈に在朝の大臣之れを唱へ、士人悉く之れに和し習ひ相承けてこゝに至れるものにあらざらんや。

宰相條奏あり、侍從條奏あり、庶僚條奏あり、有司條奏あり、乃ち草莽の士に至るまで、口あれば斯れ論じて、條奏を爲すとを得ざるなし。何ぞ王安石の萬言の書を上り、人主を聳動して己れに従はしめ、以て國是を顛倒せしを怪しまんや。又何ぞ遠く蜀山に處り、風を聞きて躍起したる蘇洵が、權謀酷險の術を以て亂言遁辭に習ひ、其の尉繚孫臏の詭遇の法を賣りて、當事者を刺激し、而して後世の耳目を惑はしたるを怪まんや。

姚崇が十事を以て立宗に要したるは、未だ宰相たらざる前に在り。彼れの意

に謂へらく、行ふことを得ずんば、己れ敢て宰相たらじと、是れ亦進を慎むの一術なり。既に宰相と爲りて、唯之れを行へるのみにして、復た言ふと無かりき。陸贄は、事を論ずるの道に通じ、一事終りて又一事に及び時勢の必要に應じて上の問に答へ、闊達迂疏、以て文章の富に誇れるに非ず。宰相の道は、言を聽くを司りて、黜陟を待つのみ、浮言を息めて以て人心を正しうするのみ。言出でて行は疎く、言長うして忠は薄し、言にして止まずんば、國事爲すべからず。然るに、讀者之れに惑ひ、詫して盛美となし、山を去ると十里、蟋蟀の聲猶ほ聞ゆるが如く、言論の喧しきを絶たず。宋人の章奏を高閣に束ぬれば、學術治道の病、庶くは癒ゆる有らん。俗論之れを然りとせず、宜なるかな、中國の日に疲れて以て燈まれるや。

第五節 朋黨の禍は言論の喧しき起れり

小序 宋代朋黨の禍多かりしが、本論は、其の端は仁宗の朝に開けたりと謂ひ且仁宗の頃より、政治の可否につきて言を進むるを獎勵し、實行の適否を精査することなく、唯紙上の空論を弄する風習起り、在上者も此の如き空論を歡迎

し利用する傾向ありしかば、小人之れに乗じて朋黨を作り彈劾を恣にするに至れるにて朋黨の禍は元と君子に生まれりと論じたり。

朋黨の興るや、君子に始り、而して終に小人に勝たず、害乃ち社稷生民に及び、滅びずんば息まざるなり。宋の此れ有るは熙豐熙寧・元豐神宗の年號に盛にして、元祐紹聖共哲宗の年號に交争し、而して禍は徽宗の世に烈しかりき。其始は、則ち景祐仁宗の年號の諸公之れを開けるなり。

國家は、剛方挺直の正氣と敦厚篤實の醇風と、並び行はれて相悖らざるものなり。大臣固とより其の責に任すべきも、獨り大臣の之れに任するのみにあらずして、人主其の情を平かにし、以て其取捨を迫行せず、其の聽を慎みて、輕々しく人言に動かされずんば、則ち小人有りと雖、君子を害はざるなり。其の朝に君子有れば、其の小人あるを患へず、而して國是正しく蠱凌息む。

景祐以前に在つては、丁謂主欽若の姦佞無きに非ざりしも、王旦は欽若の登庸を沮止し、馬知節は欽若の密奏を挫き、張詠の且に死せんとするや、我が尸を戮して以て丁謂の頭を買はんことを請ひ、李迪は死を誓つて丁謂の姦を斥け、王曾獨

り丁謂を竄するの舉に任じて、廷臣の排撃を勞せざりき。故に王欽若丁謂は、邪黨無きに非ざりしも、亦訐訟の行はれざるを以て、唯だ容々の福を偷み、胡且、翟馬、周、梅詢、曾致堯の徒は、或は忽ち振ひて終に衰へ、或は萎縮して進まざりき。蓋し大臣たる者、國の治亂、人の貞邪を以て、引きて己れが任と爲して、誠を以て士を待ち、銳起多言の士をして彈劾を恣にせしめざりしが故に、剛にして撓まず、重くして輕からざるを得たるなり。大臣自から任するの決意固く、天子も亦好問好察の名に矜らず、人言を聞き、輕々しく喜怒をなすが如きと無かりしかば、假令衆論囂々たりとも、靜に君相の取捨に任せ、田錫、孫奭の如き諫臣の外は、何人も其の辯を馳する者なかりしなり。

善を好みては善人を進め、惡を惡みては惡人を去り、自から任じて天下の平を持する者は、大臣の道なり。之れを誘へども喜ばず、之れを激すれども怒らず、靜に居りて以て天下の公論を聽く者は、天子の道なり。然るに仁宗の世には、兩つながら之れを失へり。仁宗の治を求むるや急なりき、而して其の性情は寬柔に偏せり。寬柔者が能く物を容るゝとは、人の知る所なり。寬柔者が物を容るゝ、

能はざることは、道を知る者に非ざれば知らざるなり。人我が前に來りて説く所有り、吾れ之れを容るれど、未だ以て是と爲さず、又非となさず。更に第二第三の進言者ありて、吾れ又之れを容るゝとせば、進言者は雜然として前に至るべく、吾れ其の是非を辨ぜざれば、進言者は必ず其の容れられざるを怒らんとす。夫れ、輕々しく人言を求め、唯其可否を云々するを喜ぶのみならば、君子も小人も、實行之適否如何を考ふることなく、唯だ議論の善惡如何に苦心するのみとなるべし。是に於て、小人の黨は争つて言論を鳴らし、然かも自から名ある君子に附隨して、巧に其の文辭を飾り、以て勝を制するの具と爲し、言天下に満ちて蔚然として觀るべく、相傳へて直言の盛なる朝廷となすに至る。當時の士民も、後世の其の風を聞くものも、甚だ仁宗を欽仰するに至れるなれど、實は是れ仁宗の過失なり。是に於て、宋興つてより以來の敦厚篤實の風蕩然として空し。

抑、當時の大臣を考ふれば、耆舊已に凋謝して、存する所は僅に呂夷簡一人のみ、夷簡は固とより之れを誹れども怒らず、之れを逐へども恥ぢざるを以て、上下交順の術と爲せるもの、而して其の心術は問ふべからざる者多し。之れに繼ぎて

國に當り、能く正を守りて傾險無かりし者は、文彦博なり。然かも亦呂夷簡の術を利用して、以て自から其の剛方の氣を挫き、其の志の以て行ふに足らざるを恐るゝや、普く助を才辯餘り有るの士に求めて、羣起して以て己れに反對する者を折かしめ、僅に其の意見を行ふを得たり。韓琦、富弼、范仲淹、司馬光の諸公は、天下を以て己れが任と爲せりと雖、而かも自から此の術の上に超出すること能はざりき。是に於て石介、蘇舜欽の流、庶僚より矯起し、王素、唐介、蔡襄、余靖等、一唱百和して、唯力を是れ視、此れを抑へ、彼れを揚げて、唯勝を是れ求む。天子に一定の衡なく、大臣に久安の計無く、或は信じ、或は疑ひ、或は起こし、或は仆し、忽ちにして之れを膝上に置き、忽にして之れを深淵に墜し、以て波流の定まらざるが如き國家を成せり。熙豐以後、無責任の言論を恣にせる習ひは、早くも此に現はれたり。然るに君猶ほ自から信じて、吾れは能く廣く大臣に聽くと曰ひ、且自から矜りて、吾れは能く人言を容ると曰へり。當時、士は競うて浮言を習ひ、當世の務を揣摩して、時君の嗜好に合せんことを希ひ、遂に其の言論文章を顛倒して、先聖の格言先王の大法を取り來て、枉けて其の説の證左となし、童時より之れに習ひ、仕へて

は之れを試み、之れを持して身を終へ、之れを後進に傳へたり。而して王安石、蘇軾は、少しく才有るを以て、之れが領袖と爲りぬ。是れ皆仁宗君相の席を側めて以て求め、其の毛羽を餘成せし所の者なり。而して其の弊や、呂惠卿、鄧綰、邢恕、沈括、陸佃、張耒、秦觀、曾鞏、李薦の流に至りて、朋黨を分ちて相角し、以て下蔡京父子に及びて、覆敗の局終れり。

嗚呼、凡そ此の譬々捷々たる者は、皆李沆、王旦の視て土偶と爲し、其の山隅に擲棄せらるゝに任せて、國の禍福を司るの地位に至らしめざりし所の者なり。然るに仁宗の世には、俄に之れを興して之れを用ひたり。彼等の所謂剛方や、氣の正に非ざるなり、其の敦篤や、識の定まれるに非ざるなり。彼等は神器を四通八達の衢に置きて、過ぐる者をして隨意に其の長短を評して之れを移易するを得しめ、神器は爲めに、日に削られ月に敝れて、以て敗亡するに至れり。仁宗の治を爲す此の如し。然るに天下後世猶ほ其の君徳の宏、人才の盛を推獎するは何ぞや。則ち知る道を知る者の稀にして、治を知る者の少きは、古今同一轍なるを、誠に悲しむべきにあらずや。

按ずるに、仁宗の世、聚訟息まざりしは、呂夷簡、夏竦の進退のみ。此の二子は、豈に丁謂、王欽若の國を蠹し、民に殃すると、已に著はれて掩ふべからざるが如きの惡有らんや。呂夷簡の罪は、郭后を廢するを贊成したるより大なるは莫し。郭后天子の頬を傷く、固とより以て天下の母たる可からざるなり、されど甚だしく大倫を害したる者にも非ず。夏竦の惡は、重ねて石介を誣ひたるより大なるは無し。而して石介の始めて進みて黜けられたるは、五代の後を録することを爭ひたるを以てなり。五代の後を録するは、是れ亦宋の忠厚の政、其の度に過ぎたる結果にして、假令之れを録すること厚きに過ぐるとも、固とより教化を傷ふ無きなり。然るに石介氣に矜りて之れを爭へり。故に之れを黜くるも、亦甚だしき失政に非ず。然るに范仲淹、余靖、歐陽修、尹洙の輩、遽に羣起して、國を去るを以て高しと爲せり。恰も滴水を沸油に投じたるが如く、焰一たび發しては能く之れを遏むるものなし。然らば則ち、呂夷簡、夏竦は、固とより以て宋に禍するに足らざるなり。然るに當時の所謂君子なるもの、虎を獵するの網を張りて、叫呼して以て野兔と死命を争ふが如き愚舉を敢てしたるは、何事ぞや。

天子は聽言を慎まずして恒鑑無く、大臣は自から國法を秉らずして浮薄なる風尚を獎勵し、二者相待ちて、徒に氣勢を以て榮枯を爲せり。斯れ其の宋の衰亡に至れる所以なり。其の書を読めば、言多くして求むるに勝へず、其の名を聞けば、美多くして傳ふるに勝へず。而して就いて之れを察すれば、外強にして内枯れ、靜に之れを診すれば、脈浮きて筋緩あり。契丹之れを脅せば、力を竭して以て金縉を奉じ、元昊之れに乗ずれば、兵將原野に血ぬる。當時の實效既に此の如し何ぞ後世を問はんや。

第六節 仁宗は諫官の職責を誤解せり

小序 仁宗が宰相をして諫官任用を専らにせしめざりし事につきて、本論は其の失策を指摘し、諫官は、元來宰相を輔けて天子の言行を諫むべきものにして、宰相の行爲を督責すべきものにあらず、仁宗が諫官を以て宰相を督責する職なりと考へ、宰相をして諫官を任用せしめざる事としたりしは、後日宰相と諫官との反目を生ぜしめ、益々言論の増長を激するに至れりと謂へり。

古は、人々皆君を諫むるを得て、諫むるに専官なかりき。是れ天下の言を以て尊しと爲すを欲せざりしが故なり。聖王は、天下の言を聞くを樂しむ、而して天下の人が言を以て尊しと爲すを惡めり。上下交、己れを責め、人を攻めて以て勝つことを求めざりき。是れ治の定まる所以、功の成る所以、俗の淳なる所以、亂の終る所以なり。

諫に専官あるは、南朝の蕭梁より始まり、唐は之れに因りて諫に専官有りき、則ち言を以て職と爲せるなり。言を以て職と爲すは、言を以て尊しと爲すなり、言を以て職と爲して、言無きを欲すとも得べからず。言を以て尊しと爲せば、言ふ所以の者を求め、但だ言はんが爲に強て之を言ふ。是に於て、進みては理に圖らず、退いては心に信ぜず、其の病とする所を利とし、其の不肖とする所を賢とし、時の趨く所、意の動く所、聞見の到る所、曲折して以て其の工を求め、矯揉して以て其の是を成し、科條繁にして搏擊猛に、枝葉盛にして蔓延張る。唯其の尊ぶ所は、以て其の職に叶へんとするに在り。是に於てか、事として言ふべからざる者無し、易に曰く、亂之所繇、生則言語以爲階、と、専ら此れを謂ふなり。

唐の諫官は、門下省に隸せり。即ち其の宰相に於ける、僚屬の關係に在り、而し

て事を爲すに皆宰相の指揮を仰けり。此の法猶ほ善なり。然かいふ所以の者は何ぞ、天子の職は相を論ずるのみ。論定まりて之れを相とし、既に相としては之れに任ず。若し相にして其の職に適せずば、唯だ天子のみ之れを進退し得べし。是れ以外、天子は天下を治むる法無きなり。夫れ天子は、博く人の賢姦を察して、民の隱志を悉す道無ければ、唯だ此の一二輔弼の臣の寄するに子孫黎民を以てし得べきものを選ぶことのみが、天子の謹みて司る所の務なり。然るに之れを審にすること能はずんば、則ち天子は、以て天下の君たるを得ざるなり。

夫の諫官を置きて以て其の及ばざる所を贊せしむるが如きは、別に其の故有り。大臣は一諫して之れを善道し、再諫して之れを昌言し、三諫して之れを危言す、而して終に用ひられずんば、則ち身を引きて以て退く、是れ大臣の道なり。故に大臣は、唯だ社稷の安危賢姦の用捨、生民の生死の如き大事のみを執りて、以て天子の過を弼正し、自から其の去就を決するものなり。若し天子の一言の道に合はざる、一行の善からざる、好尙の正しからざる、喜怒の節あらざるが如き、端を現はすこと微にして未だ大に至らざる事につきて、宰相たるもの屑々然として

争力し、争ひて従はれず、従はれずして去らずとせば、其の身を辱しむべく、従はれずし急に去る時は、其の君を忘るゝことなるなり。故に宰相は、其の小事に身を委するを惜しみ、終に其の論駁争論の權を分ちて之れを諫官に授けたるなり。而して後、宰相は、以て其の大を持して、進退の大法と爲すを得るなり。故に、唐の諫官を宰相に隸せしめたる制度は、猶ほ善なり。

宰相の用捨は、之れを天子に任せ、諫官の予奪は、之れを宰相に任かせ、天子の得失は、舉げて之れを諫官に任せ、互に循環して相治め、言論始めて功有り。諫官は、以て天子を繩糾するものなり、以て宰相を繩糾する者に非ず。天子の職は、唯だ此の一二腹心の大臣を擇ぶに在り。今天子にして之れを擇ぶこと能はず、之れを諫官に委ぬれば、天子の職は、曠廢し、天子曠職して、繁言興る。是の如くにして亂れざる者は、未だ之れ有らざるなり。

仁宗詔して曰く、宰相は臺官を進用するを得ず、中丞御史臺の長官の保薦を雜ゆるに非ざれば、臺官に除するを得ずと。其の心を尋ぬれば、若し宰相をして自から臺諫を用ひしむれば、宰相の過失は、敢て言ふ者無しと爲せるなり。嗚呼、宋の言論

紛興して、政朝廷に紊れ、民野に勞し、境土日削られて以て滅亡に至れるものは此れより生まれり。且夫れ宰相の其の人に非ざるは、由りて來る所有るなり。上の優禮して信從する所の者は、必ず上の喜ぶ所の者なり、下の詭遇して上の寵任を獲る者は、必ず上の欽する所の者なり。上察々の明を好めば、苛煩なる者相たり。上响々の恩を好めば、仁弱なる者相たり。上黷武の功を貪れば、事を生ずる者相たり。上錙銖の獲を利すれば、收斂の者相たり。上宴安の逸に耽れば、權を擅にする者相たり。上聲色の欲を逐へば、淫を導く者相たり。上佛老の教に惑へば、妖妄の者相たり。上耳目を宦寺に寄すれば、奄豎に結ぶ者相たり。上國政を妃嬪に委すれば、宮禁に交る者相たり。天下君子無きを患へず、而して上の好まざる所の者を以て、上の信用を獲ると能はず。天下小人無き能はず。而して上の迷ふ所無き者を以て、上を惑はすと能はず。故に諫官たる者は、能く此の意を察して、其の顔を犯して諱むこと無き危言を以て、天子を諫めて之れを早きに繩し、之れを微に糾せば、天子の過を未然に防ぐとを得べし。天子にして既に其の智明かに其の識敏ならば、宰相の可否の如き、直に之れを辨するを得べし。豈に又諫官が

宰相の細過を檢舉して以て其の上に加へ、遂に以て宰相をして爲すこと有るを得ざらしむるに至るを待たんや。是の道や、天子より以て修士に至るもの、未だ之を以て言を聽くの法と爲さざるものは有らず。凡そ言の益は、其の過を攻めしめ、告ぐるに其の知らざる所を以てするに在り。然れども、亦辨を要すること有り。或は言を聽きて悟り、或は言を聽きて迷ふ。剛愎以て自から用ふれば禍至れども知らず。心に主無くして聽くこと惑へば、釁は我が審にせざる所に生ず。故に曰く天下の言を聞くを樂しみて、天下の言を尊しと爲すを惡むと。手段は相反して、其の目的を共にすることは、唯だ君子のみ能く之れを辨ず。

此に言有り。己れの失を攻めて其辭を盡すは、君子の樂む所なり。言當らずと雖又必ず當るもの有り、若し當る所無くとも、之れを拒まざるは、人の忠告を止むるに至るを欲せざればなり。此に言有り。人の失を攻めて其の祕密を發くは、君子の惡む所なり。言私に非すと雖、必ず私なる者有りて伏在す、若し果して私無くとも、之れを言はざるは、人の陰私を誣くの端を啓くを欲せざればなり。故に君子の言を聽くや、唯だ以て自から攻むるのみ。豈に只天子の宰相に於け

るを然りとすのみならんや。百官の得失、有司の功罪は、御史の掌る所なり。天子は、含宏の徳を以て其の上に臨み、其の才を育して、之れを進むるに其の未だ及ばざる所を以てすれば、人々自から勸めて修養し、其の職に盡すを樂しむ。然れども、其の位を越えて人の短長を督する者の、織芥の微を矯擧して人の陰私を摘發し、以て人の名節を敗り、人をして自棄せしむるが如きは、固とより明主の必ず遠ざくる所なり。

豈に只天子の諫官に聽くを然りと爲すのみならんや。庶士の族にも、亦親疏あり。閭里の交にも、亦比耦有り。其離合は、自から其の倫を以て厚薄を爲す。然れども、浮薄の士の樂しみて可否を談する者は、其の見ざる所を攻め、其の聞かざる所を述べて、以て人をして互に猜疑せしむ。是の如き者は、固とより修士の必ず拒斥する所なり。

且豈に唯人の過を攻めて以て相排陷する者を然りと爲さんや。朝には章あり、家には法あり。先王の精意は、小利を以て其宜しからざるを疑ふべからず、先正の格言は、假令未だ至らざる所ありとも、私心を以て之れを測るべからず。而

して繁雜なる事例を積引し、瑣細なる利害を雜陳し、愚賤の鄙心を快からしめて以て譽を求め、時勢の偶然に乗じて以て改革を圖り、一人の識にして天下の理を盡さんと欲し、一端の利を以て全般の一致を強ひ、臆見に憑りて以て成法を毀短し、古語に依りて以て時政を譏議し、言は其の心と一致せず、心は其の理と一致せず、徒らに工を窮め變を極めて、以て人心を惑はして常道を亂るが如きは、尤も有道者の拒斥する所なり。

夫れ君子の人言を聽くを樂しむ所以の者は、私の止まざる、器識の宏からざる、學問の勉めざる、好尚の正しからざる、喜怒の節あらざる、舉止の莊ならざる、言語の正しからざるものある時に於て、我れの威を憚ることなく、我れの拒むを疑ふことなく、我れを疎んじて言ふに足らずと爲すなく、我れを恕して姑くも待つこと無く、直ちに之れを諫むること、恰も石の玉を攻むるが如く、必ず其の精を致し繩の木を正すが如く、必ず正に一ならしむるを以てなり。君子は薰沐して其の言を求め、拜稽して其の言を受け、唯だ其の言の盡き易きを恐る。唯だ其の剛直の氣の如き、我れに加ふる者を以て之れを人に加ふるを欲せざるは、たとひ小臣

僕妾の微たりとも、一言の入れるが爲めに直ちに刑賞を受けしむるに忍びざればなり。況んや坐して國家の大事を論ずる一二の重臣の榮辱を左右し得べき大權を以て、之れを悠々たる心口の言官に附するをや。

仁宗此の制を作りてより、宰相と臺諫と、分れて讐敵と爲り、以て交、廷に戦ひ、臺諫は宰執の短長を責め、猛撃を以て風采と爲し、大臣を廷叱して以て朝廷を辱しむ。大臣は乃ち操行を重ぜず、彈劾せらるれども退かず、其の甚だしきに至りては、臺諫を排撃して、己れが進めんと欲する者を用ふ、而して巨姦大猾は、却つて臺諫に託し、以て登庸せられんことを圖る。是れ害、宰相の位に伏するなり。宰相も亦、臺諫の短長を督して、根を内庭に植ゑ、主威を假り、報復をなして、自から快とす。是に於て臺諫或は竄せられ、或は死し、或は衣を褫ぎて杖を加へらるゝに至り、而して名を好む者は體膚の傷毀を以て榮と爲す。其の甚だしきものは、宰相私人を宮中に布列して、中旨を假り、以て宮掖に居りて、自から相攻撃す。是れ害の言官に中るものなり。

季世の天下に及んでは、言長うして争甚だしく、官邪盛にして、民害深く、封疆危

し。是れ皆、政府諫官相争ひて下らざるの勢、之れを激成したるなり。仁宗法を作るの薄き、延いて五百年に及びて息まず。唐時の諫官宰相の互に同僚として、其の相容れざるを憂へざりしが如き、美風を求むるに、其れすら得る能はず、況んや古の人として諫むべからざる無く、以て君徳を匡正し、然かも言を尊ぶを以て習俗と爲さざりしが如き、高風をや。敦厚剛正の元氣を養ひ、以て邦家を靖んずるものに比して、其得失果して如何ぞや。仁宗此の制を作りてより、呂夷簡は以て孔道輔等十人を追ひ、而して余靖、孫沔は、旬日にして再び竄せられたり。廷臣水火の争、徽宗欽宗に至りて、日として人として争はざるなきに至れり、史を論ずる者、之れを以て猶善政となすは、無識も亦甚だし、其の治を論ずるに足らざるや、言を待たざるなり。

第七節 西夏に對する宋の失策

小序 李元昊西夏の國主となり、勢強盛にして、屢、宋の西北境を騷がせ、宋の夏、竦、范雍、韓琦、范仲淹等相次で之れを禦ぎたれども、遂に其の強を挫く能はざり

き。王船山之れを論じ、宋は撃つべき時に撃たずして、時機を失して後、無益の兵を動かし、其の失敗せるは當然なり、韓琦、范仲淹の二公も勢の不可なるを察しつつ、已むを得ずして討伐に従事したるものなりと謂ひ、當時の宋の弱勢を痛論したり。

元昊の必ず反することは、其の後事を待たずとも知らるゝ事なり。五百年後の今日に於て、深く之れを考へずとも、猶其の必ず然るを信ぜらるゝなり。況んや當日に於てをや。繼遷死して、子弱く國危き時に於てすら、宋は其の死命を制する能はずして、漫に恩を以て之れを致すと曰へり。而して實は、錦綺を輸し、以て笑を獻じて其の侵略せざるを乞へるのみ。是に於て西陲備を撤し、將帥身を收め、成兵手を束ぬるもの三十年に垂んとして、元昊始めて反せり。思ふに徳明の世には、亡失折鐵の患無くして、鹽池苑馬の資を擁し、中國の金繒の利に藉りて其の民を休養し、以て河山險固の地に睥睨したり。其の勢力の優れること此の如し。假令元昊なくとも、將に鷹飽して飛ばんとす、況んや元昊雄狡の才を以て久しく中國を窺へるをや。然るを遽に彼れをして耳を垂れて以て檻に馴れし

めんとするも、何ぞ得べけんや。是に於てか宋の茫然として之れに應ずる所以の策を知らざりしも、宜なりといふべし。

當時宋は、种世衡以外一人の將とすべきもの無く、中樞の地、一策の籌すべきもの無かりしなり。僅に一の王徳用あり、其れすら彼れが虚名を擁し、其の貌の藝祖に類し、其の宅の乾岡に臨めりといふ邪説を理由として、之れを斥けて其の地位に安んぜしめず、狄青の初めて起るや、又其の英氣に乗じて任ずるに専征を以てする能はず、已むを得ずして之れを文臣に委ねたり、唯、夏竦、范雍の爲す有るに足らざるのみに非ざりしなり。

韓琦、范仲淹二公は、國を憂ふるに情有り、國を謀るに志有りしが、兵略の説未だ習はず、將士の情未だ通ぜず、其の軍たるや、之れを縦てば弛み、之れを操れば煩しく、慎めば時を失ひ、勇めば算を失ふが如き無能のものなりき。希文范仲淹の字の將軍白髮の歌を吟すれば、四顧任すべき人なく、已むを得ずして身を以て之れに任じたるの情を知るを得べし。是れ豈に狡詐凶横の元昊と生死を争ふに足る者ならんや。其の用ひて以て直進せしめたる者は、劉平、石元孫、任福等の猥賤輕

弱の夫なり。然るに、元昊が東は環州延州を取り、南は秦州隴州を收め、以て關中を席卷すること能はざりし所以の者は、幸に彼れに劉淵石勒の才無かりしが爲めなり。故に、韓范二公の此の職に任するや、良に難かりしなり。

三十年間國政を執りて、以て廟謨を贊せしものは誰ぞや。李沆は、國事艱難の説を告げんと欲して其の人無く、僅に以て之れを王旦に屬したり、而して亦王旦も力を效す能はざりき。曹瑋は、元昊の狀貌常に非ざるを憂ひしが、然かも昌言すること能はず、僅に之れを王巖に語りしが、巖は固とより信する能はざりき。

君は太平を飾りて以て驕虜に誇り、臣は異同を立て、口舌を争ひ、將は猜嫌を畏れて屏息を思ひ、兵は放散に従ひて戰鬪を恥づ。此の如き中に在りて、不練の疲民を率ゐ、無謀の蹇帥を馭し、夏竦、王沿の如き姦人の間に入出し、呂夷簡の如き老朽宰相の制令を承けざるを得ざりしかば、假令才二公に倍蓰するものありとも亦既に萎める枝を振ひて、翹然として以て起たしむる能はざるは、自明の理なり。然らば、宋が志を一戰に得る能はず、首を俯して和を結びしは、終に怪むに足らざるなり。乃ち其の時を以て其の形勢を度り、之れを後日の效驗に照し見るに、宋

の幸にして危亡を免れ得たりしは、韓范二公の謀宜しきを得て殊に范公の策の勝りたるに因るなり。

彼の任福が西夏と戰つて全軍覆没せしは、范公が元昊の鎮撫し得るを過信して、其の術中に陥りたればなり。韓公は、進兵會討を力主し、元昊の譎詐を度り、自から戒嚴して以て邊境を巡れり。是れ過失は范公に在りて、韓公の策を長ぜりと爲す。然れども、范公の議撫策を決定せしは、彼れを度り此れを度り、下策を得て以て自から全うせしものなり。古今定勢あり弱者は、急に勝ちて強くなるを得べからず、强者は、徐に其の弱を袂つべきなり。故に必ずしも危亡せざる勢あるに拘らず、自から求めて危亡に陥る者は、勢を張るを得ざるの弱國を以て、苟に急激膨脹の強國と争ふが爲めなり。夫れ宋の自から積弱萎縮して、元昊の強を養へると、既に彼れの如し。然れども、彼の元昊は、強と雖、未だ嘗て憚る所無く、んばあらざりき。彼れ以爲へらく、一隅を以て天下に敵するなれば、貧富に於て宋に及ばず、孤軍を以て天下に抗するなれば、衆寡に於て宋に及ばず、内患未だ起らずして人々安存を利とすれば、宋の我れを撼すや難く、内治猶ほ修まりて人々外

附を思はざれば、則ち宋の我れを誘ふや術無し、本を固うして自から強うし、以て宋の疲るゝを待たば、猶ほ恃むに足れりと。然るに宋は無識にして、蹶然として起つて非望の功を希ひ、積衰の衆を驅りて無益の財を糜し、進むも退くも大局に關せざる閑地に兵を投じ、進めば利あり却けば死あるべき戦を狡寇に挑み、姑くいさゝか其の邊疆を侵し、却つて其の陷阱に陥り、一たび之れを試みて敗れたり。是に於て、彼れの意氣は増し、我が元氣折けたり。再び之れを試み、三たび之れを試みて、敗れざる無く、彼れの意氣は愈増し、我が元氣は折け盡して既に餘無し。彼れ元來是の如く勇なる能はざるに、我れ勇を以て之れに贈れるなり、我れ亦必ずしも是の如く怯ならざるに、自から我が民をして怯ならしめたるなり、彼の元昊や、前には我れを憚りたれども、今や憚る所無く前には、疑ふ所有りしも今や疑ふ所無きに至りぬ。然らば、宋が勇將勁兵を遣はして討伐を續行せしむとも、彼れは懼るゝ所無く、死力を盡して戦はんとすべく、宋は終に敵し難きなり、元魏の六鎮に於ける、契丹の女眞に於ける、女眞の蒙古に於ける、みな是れなり。然らずんば、土地甲兵芻糧の富を以て、餘り有る衆を率ゐ、久立の國家を衛りて、以て新興

の小醜を捍ぐに、何ぞ之れに敵するを得ずして、瓦解して以て亡ぶること有らんや。

若し韓公をして夏竦の策に従ひ、數路の兵を併せて同じく一道に出で、以て勝負を争はしめんか、人々既に異心を懷けるに、今之れを虜穴に投ずるなれば、彼れ銳を盡して以て其の虚を攻めなば、一將敗るゝや否や、全軍駭潰すべく、内地には更に堅守餘り有るの兵無きことなれば、豈に唯鄜延涇原諸州の保有すべからざるのみならんや、關中亦糜爛して、汴洛の憂も亦急なるべきなり。

范公の延州を鎮するや、營田を興し、斥候を通じ、堡砦を修し、种世衡青澗に城きて以て相策應し、夏竦の師期を緩め、兵を按じて動かさず、以て其の隙を窺へり。若し公の如き者をして、其の爲す所を終へしめば、財は充すべく、兵は用ふべく、術は擇ぶべく、之れを待ち之れを待たば、元昊死して諒祚の幼に乗じ、従つて之れを折箠して、收めて外臣と爲すとも、亦難きに非ざるべし。若し又然る能はずとするも、未經験の兵を驅つて、徒らに首足を敵に送つて、其の驕悍の氣を増さしむるには至らざるなり。しかのみならず、重城屹立し、士氣猶存すれば、元昊強なりとも

卒に河を渡りて尺土をも有する能はざるべきなり。此れ范公の略の韓公に愈ること遠き所以なり。

移すべき者は石なり、移すべからざる者は山なり。土の之れを障ふる無くば河は決せず、水の之れに濺ぐ無くば油は焼えず。漢高をして武帝の兵を以て冒頓に臨ましめば、漢は必ず危かりしならん。又楊鎬主化貞をして范公の策を以て潘遂を保たしめば、國は必ず斃れざりしならん。是の道や、積弱の餘を持して以て其の失を救ふ者なり。庸人の緩にする所を急にするは、威を建つる宏略なり、庸人の急にする所を緩にするは、傾けるを定むる成算なり。事無なければ堂上に戯れ、變起れば市中に騒ぐは、古今敗亡の左券なり、鑒みざるべけんや。

第八節 科擧の詩賦は其の策問より優れり

小序 本論は、科擧に用ひらるる策問なるものが、徒らに言論の濫發を誘ふの弊あるを説き、詩賦は、花月風露を詠する小技に過ぎずとはいへ、政治の害を醸すべき策問に比ぶれば、人情を和平ならしむる効ありて、寧ろ策問より優れり

とすべしと論じたるものなり。蓋し王船山は、宋代の大弊たりし言論紛糾を嫌惡するの餘、科擧の策問を罵るに至りしなり。

科擧に於て士を試みる法三有り。詩賦なり、策問なり、經義なり。宋は皆之を用ひて、竝に相褒貶し、時を以て興廢せり。夫れ此の三者は、略して之れを言へば、經義尤も尊ぶべし、策問は天下に利用する所ある者なり、詩賦は天下に利用する所無き者なり。則ち策問の詩賦に勝れるは誠に遠し。乃ち若し之れを精研して究極の意義を明かにし、古先聖王が詩を以て民を仁に涵泳せしめ、民を義に濯磨せしめたる意を推す時は、則ち又別に説有り。

經義の制は、唐の明經科の帖經より始る。帖經なる者は、徒らに記誦を主とするなれば、其の士を待つ者は、甚だ末なり。されど之れを引伸して、其の精意を演繹し、著はして經義と爲さしむれば、道の明なる所以、治の定まる所以、皆此に於てか之れを取る。又天下の士をして、成童以後、日に先聖の遺書を紬釋して、以て道腹に厭飫して、其の不軌の心を正さしむ。故に曰く、經義尤も尙ぶべしと。然れども、其の弊無きを保せず。之れに習へば、斯に之れを遊び、之れを玩べば、斯に之

れを侮る。仁義中正の格言を以て、弋利釣名の捷徑と爲し、支離なる者は邪に旁出し、疲茸なる者は鄙に儉安し、彫繪する者は巧を以て眞を亂り、拘攣する者は形を以て其の氣を害ふに至る、皆所謂聖人の言を侮る者なり。經を明かにして爲めに晦く、經を尊んで經爲めに褻るゝは、末流の必ず趨く所、之れを糾すに法を以てして、法愈、以て人の心を鋼するは、是れ其の弊なり。弊已に現はれて人皆之れを知り、弊の起らざる前には、弊伏して覺られざるなり。故に君子も、豫め士風の日に薄くなるを度りて、之れを先きに止むると能はず。而して當初より弊の顯著なる者は、詩賦に如くは莫し。詩賦なるものは、道は其の謀らざる所にして、唯だ音響の巧を求め、治は其の間はざる所にして、唯だ巧に其の鶯花を繪く。其の天下に利用する所無きは、有識者にして之れを知り、有識者にして能く之を言ふ固とより策問と長を争ふことを得ざるなり。

策問の興るは、漢の賢良を策したるより始る。董仲舒の天人の對は、數十年を歴て不刊の文と認めらる。之れに次いで起れる者、競起して當世の務を陳じ、得と爲し失と爲し、利と爲し病と爲し、正と爲し邪と爲し、安と爲し危と爲し、人は其

の言を百にし、言は其の指を百にし、争うて之れを天子に效せり。天子の士に求めて以て共に天下を治めんとする所の者は、正に斯に在り。之れを以て、彼の青を取りて白に配する詞章に比すれば、其の相去ると亦遠からずや。然れども、此の説を爲す者は、又未だ先王が淑純の氣を陶冶する深心に由りて、士習を養ひ國是を定め、終局の敝を知りて之れを早きに調護するの精神を體せざる者なり。

夫れ先王の士を造るや、豈に人々規畫を陳べて以て政紀を贊するを欲せざらんや。乃ち漢の始めて賢良を策せるや、任官の後、品行已に徴あり、成績已に著はれ、三公二千石共に其の醇篤の儒たるを保證して、然る後に之れを策したるなり。始進の士は、固とより此れを以て祿を求むるの徑と爲し、自から獻するに言を以てするを得ざるなり。道は多岐より亂るゝは無く、政は争訟より紊るゝは無く、士は天下の形勢を揣摩して、以て其の爲さんと欲する所を賣らんことを思ふより、惡しきは無し。夫れ苟も策問を以て之れを進むれば、則ち士皆策問に習ひ、陳言用に適せざれば、先聖に倚りて其迂を護し、邪說理に従はざれば、往事を引き以て其の悖を飾る。足未だ閭門を越えざるに、妄に九州の盈虚を計り、身未だ壁

壘に試みられざるに、輒く一綫の安危を争ふ。是に於て、詭遇を希ふの小夫は、胥吏の心を心として、幕賓の學を學び、公門に依附して其の條教を察し、時局を窺探して其の褒貶を肆にし、人は范雎、蔡澤の相傾を希ひ、俗は張儀、蘇秦の互辯を競ひ、而して淳厚簡靜の善風斬焉として盡き、其の用や遂に以て用に益無く、其の利や乃ち以て其の害を成すに至る。言下に詐りて、聽上に惑ひ、然かも民輕薄ならず、國滅亡せざる者は未だ之れ有らざるなり。

且夫れ詩賦は亦由つて來る所有るなり。先王の士を教へ、昇せて政を授くるや、之れを規して圓ならしめ、之れを削りて方ならしめ、之れを矯めて正ならしめ、之れを束ねて馴れしめ、言ふとして用ふべきに非ざる無く、動くとして法るべきに非ざる無く、皆莊肅神の如く、乾惕戰の如く、勤敏疾風の如く、織密絲雨の如く、以て與に天下に臨み、艱難を宏濟せしめんことを欲せざるはなし。然り而して、先王は唯此れにのみ意を用ひたるに非ず。先王の士を教ふるや、幼にして勺作周公なりといへる樂の名象亦同じを舞はしめ、既にして象を舞はしめ、已にして絃を按じ歌を謠はしめ、其の成るに及べば、之を飲に賓し、之れを射に觀之を語に旅し、悠々迫らず、將

に世情に遠ざかりて匡直の教に循はざらんとする者の若し。夫れ豈に其道理無くして此の如き行爲を敢てせんや。思へらく、人の善を爲すを樂しみて、以て人に長たるに足る者は、唯だ清和の志氣のみ、清虛和暢の氣を養はしむれば、賢者は道に進みて以て四海を容れ、萬民を宥るして餘裕有り、不肖者も亦、喬野鷲攫の情を斂め、人世を批難して事を生じ民を賊することなからんと。蓋し詩賦には此の意今猶ほ存せり。或は風雲月露の間に沈溺して、治理に茫然たれども、豈に片舌を掉ひ寸管を舞して、以て是非を倒にし、網紀を亂し、社稷生民の害を無窮に貽すが如きことあらんや。

此れに由りて言へば、詩賦を經義に比すれば及ばず、而して策問に賢ること多し。范仲淹奮起して以て舊制を改む。是に於て、浮薄の士争ひ起つて揣摩を學び、蘇洵は孫吳を以て逞しうし、王安石は申商を以て鳴れり。皆策問に由つて進み、而して之れに和するもの極めて多く、以て宋の綱維を裂き、速に滅亡せしむるに至りしは、仲淹の罪も亦辭すべからざるなり。夫の執政の黨人が、策問の短を指摘して、詩賦は聲病考へ易し、策論は汗漫にして知り難しといへる如きは、尤も

卑陋の甚だしきもの、適、仲淹の一笑に資するに足るのみ。

第九節 妖言の害

小序 本論は、根據不明の妖言が人心を惑はすの害大なるを説き、宋代殊に其の害甚だしかりしを論じ、君子を以て自から處るものと雖、往々にして妖言に迷ふことあり、王曾が大逆の名を負はせて丁謂を罰したるが如き是れなりと謂へり。

上書糾察の言に、直有り、佞有り、姦有り。天下の公是を是とし、天下の公非を非とし、正言して諱むなき者は直なり。時人の是とする所に迎合し、之を是として其の非を顧みず、時人の非とする所に迎合し、之を非として、其の是を恤へず、曲言して善辯する者は佞なり。天下の公非を是とし、天下の公是を非とし、大言して以て上を脅す者は姦なり。要するに、其の言ふ所の者は、必ず短長を明察して、或は以て國を病ましむと爲し、或は以て上を侮ると爲し、或は以て權を侵すと爲し、或は以て事を廢すと爲し、國計の危に瀕するを引き、登進の序を失ふを指し、自から妨忌する者の何人なるかを言ひ、直ちに謀を失ふ者の何事なるかを摘し、其の

是とする所を是とし、其の非とする所を非とす。其の人は佞且姦なりと雖、之れを言ふに當りては、亦之れを愛君憂國の直に託し、怨を避けずして以て相攻撃せざるなし。人君の之れが爲に動かさるゝことあるも亦故なしとせざるなり。而して三者の外に、又妖言なるもの有り。唯佞なるに非ず、唯姦なるに非ず、之れを直に託して以て人の素行を毀傷す。其の言一たび發しては、避くべき法無く、辯すべき道無し。此の如き者は、草に於ては莖たり、蟲に於ては蟻たり、鳥に於ては鵬たり、獸に於ては狐たり。此の風一たび唱へられては、自から君子を以て處る者も、亦其の術を用ひて、以て之れを小人に加へ、而して其の爲すべからざる道たるを忘るゝに至る、之れを忘ると雖、其の妖たるは辭すべからざるなり。凡そ此の妖言をなす者に、大體四種の別有り。曰く、叛逆を爲すを謀る。曰く、咒詛誹謗す。曰く、内行修らず。曰く、暗に賄賂を通ず。嗚呼、雋不疑、陳平をして明主に遇はざらしめば、必ず廢錮せられて身を終へしならん。狄仁傑も天幸有るに非ずんば、早く既に族滅せられしならん。不幸にして妖言の惑はす所と爲れば、君は以て其の體國の臣を殺し、父は以て其の克家の子を殺し、史氏すら其説

を存して、以て君子を蓋棺の後に汗すに至る。此の如き妖言は、春秋以來、漢唐を経て絶えず、猶ほ妖鳥鵬狐の林莽に絶えざるが如し。而して其の害の甚だしきを宋と爲す。

王拱辰が蘇舜欽を陥れ、杜衍を搖かせる、丁謂が寇準を陥れたる、夏竦が石介及び富弼を陥れたる、蔣之奇が歐陽修を陥れたる、章惇蘇軾が互に相陥れたる、是れ皆妖言に非ざるは無し。人に加ふるに、叛亂の罪を以てしては、則ち密謀にして人覺らざるなりと曰ひ、人を汗すに、閨房の過を以てしては、則ち醜を匿して其の跡顯はれざるなりと曰ひ、人を責むるに、誹謗を以てしては、則ち其の文章は皆疵を索むるの資と認められ、人を許くに、交游を以てしては、則ち贈答も亦私を行ふの跡と爲り、人を辱むるに、賄賂を以てしては、則ち酒漿の遺も亦暮夜の投と爲る人の言ふ能はざる所の者を言ひ、人の敢て言はざる所の者を言ひ、人の言ふに忍びざる所の者を言ふ、而して皆國家の計に於て與る無きなり、官吏の箴に於て與る無きなり、人民の病に於て與る無きなり、群吏の治に於て與る無きなり。しかも大は之れに施すに、天地も容れざる大惡を以てし、小は之れに被らしむるに、面

目を失すべき恥辱を以てし、耳を傾けては、道路の言を聽きて、人を陥れ、身を藏しては、風聞の誤に託して其の責を免れ、事の既に明白となるや、自ら備を責むるの嚴を誇り、事若し微無き時も、猶ほ邪意を誅するの效有るを誇る。觸るゝ所無くして興ることは、全く怪鳥の坐隅に啼くが如く、其の影に隨ひて射ることは、全く怪蟲の深淵に藏るゝが如し。曲謹の士有りと雖、得て之れを防ぐ無く、善辯の口有りと雖、從ひて之れを折く無し。恰も昏蠹起りて眉目物を辨ずる能はざるが如く、疫癘興りて傳染を防ぐの法無きが如く、終に亦之れを何如ともする能はざるなり。嗚呼妖言の害、何ぞ其れ此の如く甚だしきや。然りと雖、若し明君有らば、豈に必ずしも之れを辨じ難からんや。

天下方に定りて、天位歸する所有り、假令叛臣逆を謀るとも、何をか望まんや。君諫臣を殺さず、士直言を惜まずんば、假令誹謗するもの有りとも、何をか爲さんや。既に朝に登りて政を執れば、誰か能く親戚の近信を拒ぎて之と接せざらんや。時に閑暇あるに方りては、誰か能く宴游歡笑して費す所無からんや。若し宗族に讒人有り、閨門に小過あらば、間言の起るは止むを得ざるなり。婢妾に怨

望する者有り、言笑の間に嫌疑あれば、醜詆の宣傳せらるゝは復た止むを得ざるなり、明主は其の素行を信じ、其の節操を知り、勢の屈する所有るを度り、理の無き所なるを測るを以て、彼の密告者の忠に非ざるを知り、彼の摘發者の直に非ざるを知り、之れを許くものあれば、却つて君子自愛の厚きを知り、且其の人に代りて之れを慙ぢ、又彼の密告許發する者と其の事の有無を争ふを恥づ。若し夫れ人の賢姦に至りては、之れを郷に擧げ之れを朝に升し、進めて之れと國政を謀るに當りて、既に心に契して之れを知り、衆論も亦定まること一日に非ず。何ぞ怨隙の開け攻撃の逞しうせらるゝを待つて之れを知らんや。

然るに優柔の主は、救日の弓を以て妖鳥を射るに倣はず、顔を和けて讒を聽き其の詞を盡さしめて朝廷を辱しめ、又當世の士をも羞しむ。此の風一たび成るや、自から君子を以て處る者も、亦其術を倒用して以て相禁制す。妖氣の薰する所、物として靡かざる無し、豈に只政之れが爲めに亂さるゝのみならんや、人心爲めに波沸して、正直忠厚の風斬焉として盡く。是れ亦心有る者の之れが爲に痛哭すべき所のものなり。

王會は、丁謂の大罪を捨て、却つて山陵の水石を以て、詐つて丁謂に不軌の心有りと稱せり。唐介は、眞の御史と稱せらるゝものなり。張堯佐の進用せらるゝや、其任命は中書より出でたれば、文彦博を責むるには國法を以てすべき所なるに、之れを責むるに却つて燈籠錦を貴妃に進奉せし事を以てして、之を朝廷に叱責したり。王會の言既に用ひられて、丁謂殛せらると雖、其の罪は不明なり。唐介の貶は行はると雖、文彦博も亦之れに縁りて相を罷められたり。然らば則ち仁宗の終始聞くを樂しめる所の者は、曖昧の罪を以て人に加ふることなり。而して王會と唐介とは、其の身君子たるに、亦妖人の術を利用して、辛螫を行ひ、以て其の心を快うせり。風氣狂興しては、之れを能く止むるもの無く、乃ち之れを録して成書と爲す者あるに至る。彼の碧雲駉の如き諸書は、後世に流傳して、怪誕の嚆矢と爲れり。是れによりて觀れば、是非の外に毀譽有り、法紀の外に刑賞有りといふべし。此の妖言、一たび人主の心に中れば、濫刑行はれ、士大夫の心に中れば、隱謀日に逞しうせらる。風俗の惡しきこと、殆ど言ふべからず、一郷一邑の中に於ても、狂瀾日に興つて止む時なし。憂世の心有る者は、姑く姦佞を防ぐこ

とを休めて、急に妖言の害を正さば、其の病癒ゆるに幾からん。

第十節 仁宗の無定見

小序 本論は、仁宗が人君たる定操を缺き、大臣の進退を軽々しくし、従つて治道の整一を保つ能はざりしを難じ、後日神宗の世に、議論紛糾して政治の動搖せること甚だしかりしも、其の發端は已に仁宗の代に現はれ居たるなりと論じたり。

傳に曰く、一黨一藩、十年尙猶有臭と。雜ふるに黨を以てすれば、臭も止息する所有り、而して何を以て臭氣の去らざると十年に及ぶなるか。此れを知る者に、始めて治を言ふべきなり。仁宗は、明道二年劉后の殂してより、始めて政を親らし、其の後、帝の崩するに至るまで、凡そ三十年を経たり。此の間に於ける兩府の大臣は、四十餘人の多きに及びぬ。今其の人を通考するに、韓琦、富弼、范仲淹、杜衍諸公の如き大節炳然たる者若干人なり、又呂夷簡、夏竦、陳執中、高若訥の若き清議の士に非難せられし者も亦少からず。其の他、晏殊、宋庠、王禕、丁度の如き時

と浮沈して常操なき者も又之に與れり。

其の進むや固からず、故に俄にして退けらる。其の退くや全からず、故に俄にして又進めらる。人言一たび之れに及べば、輒ち之れを易へ、互に相攻撃すれば、兩つながら之れを罷む。或は大過既に著はるれば、姑く之れを退け、或は一計偶、乖けば即ち之れを斥く。且諸人皆懷抱する所有りて、之れを持って以て用を爲し、一たび位を得れば、即ち之れを試行せんことを圖り、又其の與黨たる者、勃然として崛起し、其の領袖の大に用ひらるゝに乘じて、急に其の術を行はんとせり。計るに、此の三十年間は、人才の黜陟、國政の改革、忽ちにして彼、忽ちにして此、殆ど一歳を保つ能はざりき。是を以て、吏は適守する所なく、民は適從する所なく、天下驚くが若く、驚するが若く、頸を延べ、趾を擧げて、其の情を安んぜざりしもの、果して如何なりしぞ。其の大略は、想見し難きに非ざるなり。

數、進めて數、退くれば、其の人の賢佞を辨じ難し、是れ政の由つて亂るゝ、所以民の由つて傷るゝ、所以なり。嘗に小人急に君子に代り、君子の惠澤下民に及ばざるのみならず、假令君子を以て君子に代ふるとも、若し其の主義にして

同じからんか、固とより之れを代ふる必要なべく、若し其の主義にして異なる有らんか、且に令する所は夕を保たずして、民向ふ所に迷はんとす。若し又君子を以て急に小人に代ふるとも、吏民既に小人の虐を受けて、心を降し毒を食ひて以て之れに従ふこと既に久しく、遂に止むを得ずして之れに安んじ居たるに今急に之れに反する政を爲せば、前來の施設は全く徒勞に歸し、而して後來の效果は未だ收め易からず。且其の人民は新政の久しかるべきを信ぜざれば、其の志は愈、惑ひ、其の力は愈、屈するならん。況んや小人を以て急に小人に代ふれば、小人は各、其の私を以て相傾排し、將に姦を働き弊を革むるの美名に託して、天下を動搖せしめんとす。其の害たる略ぼ等しくして、其の名と法とは紛糾雜亂、殆ど紀すべからず。進む者は早くも退けられ、既に退けられたる者は又進む。是に於てか、忠を盡す者も、眞實に國事を憂ふること無く、姦を懐く者は、詭計を挟みて、以て觀望すべし。事既に此に至れば、清剛獨立の正士に非ざる以上、其の心將に浮動して、以て兩つながら容れられんことを冀ふに至らんとす。假令利病の顯著なる謀猷ありとも、急遽之れを行へば成績無く、害ある者は、固とより害とな

り、利ある者も亦害となり、邪なる者は邪にして、貞なる者も、固く其の貞を保する能はず。猶ほ碁石を擧げて定まらず、家屋を築きて成らざるが如し。以て社稷生民の百年に涉りて平安鞏固ならんことを求むるとも、其れ得べけんや。

夫れ、天子の定志無きこと、既に此の如し。之を持するに靜正を以てし、之れを養ふに和平を以てし、之れを待つに従容を以てすることは、固とより學有り守有るの宰執と、國を憂ふると家の如き諫臣とに望むべきなり。善政は行ふとも永續する能はず、危言は聽くとも遂行する能はざるを詳知し、祖宗の成憲を奉じて人の熱狂に逆らふ事無く、攻撃の鋒鋷を收めて人の反噬を避くれば、猶ほ定靜の態度を保ち得べし。然るに當時の大臣たる者、朝廷に出仕すると私宅に居るとの區別もなく、或は考績を議し、或は父兄の廢に由つて任官せらる、子弟を査し或は科擧を改め、或は公田を均しうするなど、遑々然として、日も惟れ足らざるが如く、一たび當るを得れば、以て厚幸と爲せり。言路の臣、蔡襄、唐介、孔道輔の如きは、顔を赤らめ髪を豎て、當路の大臣と衡を筆舌の間に争ふも、終に勝つことを得ざるを知り、唯意氣を面貌の上に表はすに過ぎざるなり。而して浮薄の士に

至りては、心に未だ君子の深衷を覺らず、唯だ其の風を聞きて遙に之れに和し、身未だ小人の沮害を経験せず、影を望みて争ひ攻め、一波忽ち起りて萬波隨ひて涌く。是に於てか邪に黨し正を醜とする徒も、亦之れを師として排撃を事とす。天子すら之れを聞くを厭ひ、姦邪も亦彈劾せらるゝを恥と爲さず。是に於て國初の敦厚鎮靜の風、日に月に陵替し、天下の事爲すべからざるに至れり。人は熙豐以後、議論繁興して、四海を荼毒し、盜賊を激し、遠敵を招けるを知り、其の濫觴の早くも仁宗の世に在るを知らず。伊尹の訓に曰く、威有一德と。一とは、始に當つて擇ぶことを慎み、後に於ても謹みて之れを司ることなり。王心寧靜にして綱紀定り、法守固く、朝に親臣有り、野に横議無く、天下永く安くして、外侮も得て乘ぜざるなり。嗚呼三代以下、能く此の寧靜を以て治を言へる者鮮し、宜なるかな、四海を舉げて沈淪せしめたることや。

第十一節 西夏討伐の時機

小序 西夏の李元昊歿して李諒祚立てるや宋の論者に、西夏の三將を誘ひて

其の國の勢を割かんことを議せるものあり。王船山之れを論じて、當時の宋は此の如き姑息の策を施したりとて決して成功すべき形勢に在らず、西夏も亦容易に宋に屈服すべきものに非ず。宋の對西夏策は、前に已に失敗を重ね時機を逸したるなれば、暫く之れを措きて、専ら北方の契丹に對する處置を講ぜざるべからざりしなりと謂へり。

元昊死して諒祚初めて立ちし時、議者其の三將を誘ひて其の勢を割かんことを請へり。程琳曰く、人の喪を幸とするは、遠人を柔ぐる所以に非ずと。琳が説の非なることは、人皆之れを知る、固とより與に議するに足らざるなり。春秋が人の喪を伐つを貶して非行となせるは、士匄が齊の喪を伐たずして還れるを可としたるにて、之には別に理由有り。鄰國友邦、偶歡を失ひて相惡むとも、兵臨みて罪に服し、一旦修好回復の後に於て、俄に約に背きて喪を伐つは、大に人子の心を傷ふものにして、眞に不仁の行なり。彼の元昊は此に異なる。彼れは夷狄に淪没せる叛臣にして、我が爲めには蠱賊なり、死も亦恤ふるに足らず、喪も亦憫むに足らず。若し其の國を削平し以て我が民を休息せしめ、我が領土を鞏固にす

ることを得べくば、其の時を擇ばずして之れを討つべきなり。何ぞ小を忍びずして以て大謀を亂すべけんや。故に程琳の説は非なり、春秋の義に託して之れが解を爲すべからざるものなり。

然りと雖、宋此の時に於て、喪に乗じて以て諒祚を圖らんと欲するは、談何ぞ容易ならんや。昔繼遷の死せるや、徳明なほ弱かりき。曹瑋、精兵を得て孤兒を俘にし、其の地を取つて郡邑と爲さんと欲したりしも、廟算定まらざりしが、元昊遂に嗣ぎて以て逞しうせり。今元昊の死せるや、其の國を分裂せしむるの説を爲すは、亦曹瑋の故智を師とせるもの、何の不可か之れあらん。夫れ謂はゆる理勢なる者は、豈に定理有らんや、たとひ形迹相似たりとも、其の勢均しからんや。之れを已れに度り、之れを彼れに度り、智者も違ふ能はず、勇者も争ふ能はざるものは、惟だ其れ時機のみ。

繼遷悍にして内附せず、衆を收めて邊を侵し、宋之れを討つと能はずして之れを撫すと雖、然も猶ほ定難の一節度使たりしのみ。徳明の嗣立せるや、宋の寵命を需めて以て其の部落に雄長たりし者なれば、君臣の分尙ほ在りて、予奪の政猶

ほ行ふを得べく、力屈して歸降せば、自から之れを待つ餘地有り。たとひ竇融爲ること能はざるも、猶ほ田興たるを害せず。彼れ固とより死を以て我に敵するものに非ざれば、之れを服せしむるも亦易し。

元昊に至りては然らず。彼れ既に儼然たる一帝王なり。宋の之れを待つや名づけて夏國と曰へり、即ち屬國を以て之れを遇せず、視て友邦と爲せるなり。彼れ既に郊廟を建て、宮闕を立つ、豈に一旦芟夷せられて急に首を俯して臣列に就くと有らんや。然らば則ち諒祚弱しと雖、既に屈服し難き勢に處れば、其死力を盡して存亡を争ふこと必せり。且此の舉に出づるものは、唯諒祚のみならず、彼れの臣僚も亦皆これに協同せんこと必せり。徳明の時に於ては、之れが部曲爲る者も亦藩鎮の偏裨幕府の參佐なりき。元昊の僭するや、百官を設けたり。中國の叛人張元叢の如き者、既に將相を以て自から居る、若し身を束ねて降服して幸に誅廢を免るとも、又徐鉉、楊業と同じく顯位に升ると能はざれば、人々死すとも降らざるの志を懷き、以て諒祚の爲めに效さんこと必せり。豈に且夕に破摧し得る者ならんや。

繼遷の叛けるや、嘗て邊臣を誘殺し、銀州を襲ふて之れに據り、宋之れを懲らすこと能はざりしと雖、之れと兵を交へて敗衄し、徒らに彼れの勢を増し、我が弱を示すが如きことは未だ嘗て一たびも有らざりしなり。元昊の世に及びては、宋一たび延州に敗れ、劉平、石元孫首を駢べて刃を受け、再び好水川に敗れ、任福の全軍覆没しぬ。韓琦、范仲淹、王堯臣、龐籍、招討の任を分つと雖、僅に殘境を保つのみにて、能く之れに報する無し。則ち中國の膽を西人に奪はるゝや久しく、狡虜益其の壯氣を増し、元昊死して、餘威猶ほ在り。之れを彼れに度るに、其の勢既に此の如し。

且宋は、德明の世に當りては、江南を平け、西蜀を下し、太原を破れる時を去ること未だ久しからず。兵猶ほ戰に習ひ、而して曹瑋は、知兵の世將を以て志を奮ひて之れを下さんことを計れり。彼れが後來の事效に徴すれば、其の力は固とより特むに足るものなり。仁宗の季年に及んでは、其の宿將は殆ど死亡し盡し、禁衛の兵も僅に名籍を存するのみにて、王德用、狄青すら、廷臣の筆舌に罹りて黜けられたり。乃ち機巧を以て敵部曲を離叛せしめんと欲すとも、豈に効を奏すべ

けんや。屢、敗疲せる民を率ゐて、以て志を逞しうせんを求むる者は、未だ自から僇せざる者有らざるなり。之れを己れに度るに、其多勢又此の如し。今の時は、昔の時に非ず、而して大勢知るべきのみ。勢の若かざるを知らば、安危存亡の理も亦昭然たるべし。

又天下の大勢より之を言へば、宋は曹瑋の謀に従つて西夏に勝たば、則ち威建ちて、而して契丹の氣を折くを得可かりしも、是れ亦唯だ昔時に於て然りと爲すのみ、今復た之れを望むを得ざるなり。彼の時に當りては、宋と契丹と、猶ほ互角して相下らず、若し宋にして西夏を平ぐるを得ば、契丹も將に宋の鋒を避けたるなるべし。

然るに宋は遂に之れを爲すこと能はず、澶州の役一たび興るに及びて、宋は急に賄を薦め、劉六符の片言に恐喝せられ、益、歲幣を増加せり。契丹が志を宋に得たるは、夏人の援助を待たざるなり。而して宋の國力を盡して、以て西夏と争はゞ謂はゆる鵠蚌の争終に漁夫の利と爲るもの、契丹は將に坐して其の弊に乗ぜんとす。若し議者の志の如くにして、萬事成功し、三大將西夏に叛き、土を卷きて

來歸すとも、元と是れ一隅孤立の勢到底爲す有るに足らず、契丹必ず其の右臂を延べて之れを收めん。是れ劉裕の姚泓を俘にせるは、徒らに赫連の爲めに驅除を效せると等しきのみ。宋は當時關隴を守るさへ容易ならざりき、何ぞ能く終に河西の地を有して以て朔漠に臨まんや。

宋此の時に於て、急にすべきは、北の方契丹に在りて西の方西夏に在らざりしこと明かなり。歳出日に増し、國力日に屈する中に在りて、契丹を捨て、慮らず却つて斗絶の西陲に向つて萬一の功を僥倖するは、策の誤れるものなり。假令勝つとも、以て威を立つるに足らず、敗るれば益、其の侮を増すべし。瘠牛豚上に仆るゝが如き兩國の状態にして、いかでか猛虎を防ぎ得べき。況んや三將利誘策の如きは全く童子の見、徒らに夏人の嘲笑に資せんのみ。此れを以て之れを観れば、程琳が説の非なるは固とより言ふを待たざるなし、但し明言し難き内情ありしが爲めに、程琳は假りに伐喪の義に託して、妄人の辯を防止したるものなりしやも圖り難し。

得難くして失ひ易き者は、時機なり、徳明の弱かりし日は、即ち其れなり。既に

去りては追ふべからざる者も、亦時機なり、元昊初めて死せる日は、即ち其れなり、齊桓、陘亭の役、宋襄、之れを學びて兵は敗れ、身は傷つき、劉裕、北伐の功、吳明徹、之れに倣ひて而して、師殲き、國蹙まりぬ。事を興して功を收むるは、時を知りて以て勢を審にし、勢に因つて理に合するを求むるに在るのみ、豈に以て一概に之れを論ずべけんや。

第五章 英宗論

第一節 韓琦の忠誠

小序 仁宗崩じて英宗立ち、曹太后政を輔けたり。幾ばくもなく、英宗と曹太后との間に隙を生じたりしが、宰相韓琦は、危言を以て太后に説き、遂に垂簾の政を撤せしめ、兩宮を離間したる元兇任守忠を嚴罰に處したり。本論は、韓琦が、かゝる大事を獨斷したる忠誠の苦衷を稱揚したるものなり。

衆思を集め群議に謀りて、功の必ず已れより立つを望まざるは、大臣の道なり然れども、又盡く然らざるものあり。心を用ふること光明正大にして、而して忠誠變らざる者に非ずんば、誰か能く之れを知らんや。

夫れ博く前に訪ふて以て人の才を盡さしめ、功を後に分ちて以て人の善を獎む是れ言ふまでもなく當然の道なり。人を用ふるには、公論を采りて、後之れを

斷するに其の眞を以てして、其の合へる者をば、此れ衆の協贊する所の者なりと云ひ、政を行ふには、羣議に訪ひ、而して後之れを判するに其理を以てし、其の得たる者をば、此れ衆の贊襄する所の者なりと云ふ。此れ大臣として當然なすべき所の者なり。若し夫れ宗社の安んずる所以、大臣の定まる所以、姦邪旁に窺伺し主心上に疑貳し、事機俄頃^に決し、禍福毫釐に分るゝが如き大事に至つては、疎遠なる臣民は、固とより深く覺る所に非ず。即ち朝を同じうし事を共にする士の敢へて異論を立つる無くして、其の成功を贊襄せんことを願ふ者に在りても、或は才は餘有りて志の定らざる者、或は志は任すべくして才の堪ふる能はざる者は、亦事を與にし難きなり。何となれば、唯だ其の志をのみ見て之れを取れば、清謹自から誇るの士は、事に臨みて羣疑を折き難く、また其の才のみを見て之れを取れば、妄に事を興して利を求むる人は、之れに乗じて大權を倒持せんとするに至るを以てなり。事既に是の如くなれば、全く他人の力を借ること無く、獨力事に任ずとも、決して專横なりとは云ふべからず。之れを知ること明かに、之れを審にすること定まり、内心暗に決する所ありて、猥に之を顯さず、然も其の發する

や、江河の決するが如くにして、助を細流に求めず。是の道は伊尹、周公の商周を靖んぜし所以、謂はゆる慎みて其の獨知を守り、而して震行して災無きもの、誰か之れに與るを得んや。三代以後に於て、此の道を能くせし者は、惟、韓魏公一人のみ。

漢の霍光の廢立に果敢なりしは、張安世、田延年の共に之れを成したればなり。然る所以の者は、霍光は大臣の道に於て未だ純ならず、神志以て充實するに足らず、且其の功に居り賞を受くるの情は、事後に於ても之れを忘る、能はず、従つて獨斷して專行すること能はざりしなり。然るに韓公は超然として其の類を絶せり。

當時人主既に長ぜるに、母后の簾は未だ撤せられず、小人其の長短を持して、誹謗讒言頻に興り、以て女主を惑はし、英宗の操縦は全く其の掌中に在りき。此の時に於ては、獨り張昇、曾公亮、趙概の輩が、其の死生を分任すること能はざるのみならず、即ち文彦博、富弼二公の如き、直方剛大の氣を有せる人も、亦之れに任ずること能はざるなり。故に韓公が、垂簾の必ず撤去せらるゝは、其れ何れの日ぞと

いへる一言、さながら迅雷の耳を掩ふに暇あらざるが如く、殿司を叱して速に之れを撤せしめたるは、全く孤忠を以て先君の靈に託したるもの、然かも人に對しては片言の援助をも借らざりしなり。其の政事堂に坐し、任守忠を召して其の惡を斥け、速に驅つて配所に赴かしめたる如きも、之を趙概に告げざりしは、彼れをして異同の見を出さざらしめんが爲めなり。嗚呼此の如き事を以て之れを群僚に諮詢し、廟堂に會議し、章奏に書記せしめなば、其の事の敗れざるを求むるとも、何んぞ得べけんや。

明の劉瑾は、一個導淫の小豎のみ、宮闈を熒惑し、神器を動搖するの危謀有りしに非ざるなり。韓文之れを誅するを倡へ、李夢陽其の謀を成し、九卿聲に隨つて之れに和し、劉謝中に居りて之れに應じたり。李東陽、王鏊は、其の間に俯仰せるも、亦素より劉瑾に結びて以て榮を求むるものに非ざりしなり。然るに事遂に成らずして、彼の劉瑾は却つて大權を左右し、韓文一派の者を斥逐し、竟に朝廷をして空しからしめ、益、小人の氣を長ぜしめたり。況んや任守忠の特める者は、垂簾の母后にして、動かさんと欲する所の者は、入繼の嗣君なれば、天位の危險にし

て顧命を受けたる大臣の竄死せらるゝは、轉瞬の間に在りき。如何ぞ同僚の助を借らんとして、爲めに不測の憂を招くことを爲さんや。

韓公の獨り自から任ずるや、其の志の眞なること夢寐の間にも變らず、其の道の正しきこと生平に積まれ、其の情の定まれること生死をも忘れ、其の力の大に發すること全く衷心より出づ。事を爲すこと此の如くなれば、功は己れによりて成すべく、名は己れによりて立つべし。然れども、韓公初より功に居り名を立てんとする心なかりしは極めて明白なる事實にして、復た一點の疑を挾むべき餘地無きなり。易に曰く、或從王事、知光大と。知光大なる者、獨立獨行して憂ふる所なく、而して後始めて王事に從ふを得べきなり。是れ臣道の極致なり。之れを行ふに當りては、文富の諸君子をすら局外に立たしむるを辭せざる大決心ありき。安んぞ他人に倚りて其の助力を借らんや。南宋の趙汝愚は此の道に能くせず、韓侂胄の力を借るに非ざれば、以て功を立つるを得ざりき。而して事權失せり。朱子有りと雖、其の後を善くすること能はざるなり。

夫れ、韓公坦然として懼るゝ無く、天下を以て己れが任と爲せること一日に非

ず。其の皇嗣を請ふや、仁宗曰く、朕此の意有ること久し、誰か可なる者ぞと。斯の言や仁宗に在りては偶然の語たれども、顧瞻愿謹なる者をして之れを聞かしめば、必ず震慄守を失ひて敢て争はざるべし。然るに公は、急に其の名を請ひて以て中外に宣示し、神器の歸する所を示し、而して之れを爲すこと、獻酌の爵當然受くべきものを受け、揖讓して之れを行ふが如し。此れ豈に文富諸公の能く任ふる所ならんや。然かも、内には援引すべきの后妃無く、下には間に居るべき宦事無し。則ち姦邪有りと、亦挾んで口實と爲し、相妨害すること能はざるなり。仁を爲すことは己れに由る、豈に義を襲ふ者の與り得る所ならんや。

人の善を取るを樂むの虚懷無くば、以て庶務を経するに足らず。其の志を獨行するの定識無くば、以て大謀に任ずるに足らず。剛愎自から用ふる者は、其の事に臨むに及びては、命を人に待つ。斗筲の器の受くる所盡きて、資を瓶盎に仰ぐは、固とより必然の勢なり。

第六章 神宗論

第一節 王安石の代言

小序 王安石神宗に答へて、須らく堯舜に法るべし、唐の太宗の如きは何爲る者ぞといへるにつきて、本論は、王安石が徒らに代言を放つて人を驚かすを責め、安石果して堯舜の道なるものを知れりやといへり。

言に、大にして實無きもの有り、實無き者は、不祥の言なり。明主は能く之れを知る。故に明主は、其の言拓落にして、人を震はさんとするものなるを知れば、一たび其の説を聞くや、速に之れを屏け去らんことを勉む。唯だ不明の君は、智小にして計大に、志陋にして其の短を飾らんと欲し、之れを引用するを樂しみ、遂に天下の口を箝して、彼れをして其の非を遂けしむ。然らずんば、其の人に接して其の言の妄を知ること、豈に難からんや。

王安石の入對するや、首として代言を以て神宗を震はせり。帝曰く、唐の太宗は如何と、安石對へて曰く、陛下當に堯舜に法るべし、何ぞ太宗を云々せんやと。又曰く、陛下誠に能く堯舜ならば、必ず皋夔稷契出でん、彼の魏徵・諸葛亮の如き者は何ぞ言ふに足らんと。嗚呼、安石をして此れを堯舜の朝廷に對揚せしめば、靜言庸違典の語なり其の言は是に對して其の行の非なるをいふの誅を受けんこと、言を俟たざるなり。又誠に對する所の君にして堯舜ならば、安石は固とより氣沮み、舌嚙みて、敢て之れを以て對ふるを得ざるなり。

夫れ堯舜をして漢唐の後に生れしめ、若し其の面前に於て孔明の蜀を治めたること、太宗の唐を治めたことを稱する者有らしめば、堯舜は必ず揖して之を進め、以て詳に、其の説を聽かんと欲したるならん、決して之れを鄙み、言ふに足らざる者と爲して、遽に之れを斥くるが如きことを爲さざるべし。何を以て其の然るを知るか。

舜は耕稼陶漁に従事したりし日に於て、一善を得れば沛然として之れに従ひぬ。耕稼陶漁の輩の言ふ所の善言、行ふ所の善行は、豈能く太宗孔明・魏徵の上に

出でんや。然るに舜皆其の言を聞きて、取るべきを取れり。是れに由りて舜の太宗、葛魏の言を斥けざるべきを知るなり。

其の心を大にして以て天下を容るれば、天下の小を見ざるなり。密を藏して以て天下を察すれば、天下の疏を見ざるなり。歩に當つて趨を言ひ趨に當つて走を言ひ、走に當つて飛を言ふ、此れ常道なり。歩趨は猶ほ相近し。歩に當つて飛を言ふとも、飛は固とより欲して得らるゝものに非ず。世の治を言ふ者も、亦此に似たるものあり。彼の學者の學を言ひ、治者の治を言ふや、堯舜を奉じて人心を鎮壓するの標的と爲せども、我れは其の情を察するに、道佛者流が其の宗祖を推尊して宗風を樹立する者と異なる無きを見るなり。

韓愈の言に曰く、堯は之れを以て舜に傳へ、舜之れを以て禹に傳へ、相繼いで斷えず、以て孟子に至れりと。愈は果して明かに其の傳ふる所の何の道なるかを見たりしか。又僅に之れを高擧して、以て其由來する所あるを誇れるなるか。愈は俗儒の詞章を以てし、安石は申商の名法を以てして、堯舜是に在りと曰へ、若し堯舜の道にして此の如きものなりとせば、何人も堯舜是に在りと曰ふを得ざ

る無し。吾れ甚だ、堯と曰ひ舜と言ふ者の爲めに之れを危ぶむ。

夫れ堯舜の學と堯舜の治とは、條を同じうし貫を共にす。安石亦之れを知れるか。堯舜の治は堯舜の道之れを爲せるなり。堯舜の道は、堯舜の徳之を爲せるなり。二典具に存せり、以て證すべし。孔孟の稱述する所の者は、一ならず。定めて何者を以て堯舜の治法と爲すべきか。岳牧を命じ、四凶を放ち、郊禋を慎み、羣后を朝せしむるは、皆是れ百王の常法なり。之れを堯舜の道とするを得ず。唯だ允恭克讓の心を以て、其の精一を致して以て之れを行ひ、遂に天と其の大きを同じうするに至る、是れ堯舜の道なり。故に孔子は堯を評して、名づくる無しと云ひ、舜を評して、無爲と云へるなり。是れ堯に名づくべき者無きの謂ひには非ず、其の徳大にして、之れを形容する辭無きなり。舜は爲すべきことを爲さざるの謂ひに非ず、其の功を私有せざるなり。一個の名目を求めて、獨至の美と爲し、一個の事功を求めて、不變の範と爲すとも、到底堯舜の功德を形容し得べきに非ざるなり。

今夫れ唐の太宗の堯舜に於ける、其の相去ること遠きは、有識の者にして之れ

を信ぜん。然れども號令を出し、法律を頒つに於て、大に異なること有るに非ざるなり。若し堯舜をして唐の太宗の行へる善政を爲さしむるとも、堯舜は依然として堯舜なり。又唐の太宗をして堯舜の行へる成績に倣はしむるとも、唐の太宗は依然として、唐の太宗たるに止まり、決して堯舜たることを得ず。然らば則ち、堯舜に法るとは、其の法に法るの意に非ざることは、明白ならずや。徳一に協ひて、之れを王心に載すれば、人々皆堯舜たるを得可しと云ふ者は、此れなり。道貞に勝れて、其の天綱を有すれば、湯武は堯舜の陳迹を師とせず、又傳ふる所無けれども、前後其揆を一にすと云ふ者は、此れなり。法は道の宜しき所に依る。道の宜しきを得ると得ざるとは、徳を慎むと慎まざるとに因る。道と徳とを舍てて法のみを言ふは、韓愈の謂ふ所の傳、王安石の謂ふ所の至簡至易至要なる者、此れなり。皋夔稷契は、其の恭讓の心を以て堯舜に事へ、上は天命を畏れ、下は民心の危険を畏れ、匹夫匹婦も一善あれば、之れを稱し、敢て之れに驕るに、其善を取るを屑しとせざるが如き態度を以てせず。是れ唐虞の和平なりし所以なり。乃ち却つて、前人が經營企畫の苦心をなして、以て亂を定め、危を扶けたるものを

取りて、之れを侮り、愕然として曰く、堯舜の道は至易なり、且夕に致すことも決して難からずと。何ぞ其の言の暴戾なる。

堯舜を揚げて、以て其の君を震はし、之れを誘ふに簡易を以てし、堯舜を掲げて、以て廷臣を震はし、之れに示すに攻むべからざるを以てす。言愈、高き者は、趣愈、卑く、情愈、虚なる者は、氣愈、驕る。言一たび此れに及びては、韓富司馬諸公といへども亦之を如何ともする無し。曹丕曰く、吾れ舜禹たらんと欲せば、舜禹たるを得と。源休曰く、吾れ蕭何たらんと欲せば、蕭何たるを得と。姦人は、妄に非ざれば、以て其の姦を利するを得ず。妄人は、姦に非ざれば、其の妄を生ずるに由無し。妄人興りて、不祥の禍天下に延ぶ、安石の一言既に、其の生平を盡せり。何ぞ其の堤を潰し、岸を決するを待つて、始めて其の害の過むべからざるを知らんや。

第二節 王安石は小人なり

小序 本論は、君子小人の別を説き、王安石の剛戾にして酷薄なる心事を批難し、彼れを以て小人の標本なりと論じたるものなり。王安石に關する特種の

事實を本として論を立てたるに非ず、彼れの心事につきての概評なり。

君子の道は、必ず爲さずといふこと有りて、必ず爲すといふこと無し。小人の道は必ず爲すといふこと有りて、必ず爲さずといふこと無し。此を執りて其の

人の守る所を察し、其の人の行ふ所を觀れば、君子小人の辨甚だ昭かなり。必ず爲さずといふは、我れ自から斷じ、之れを己れに求むる者なり。或は之れを誘ふものありと雖、之れを爲すには、自から固うする能はざるを必して、躬から冒して之れを爲すなり。然らずんば、我れを惑はす者衆しと雖、我れを叢棘の中に驅ること能はざるなり。必ず爲すといふは、物を強ひて我れに従はしめ、之れを人に求むる者なり。之れを爲すは我れなりと雖、天下には獨り成るの事なく、必ず人をわれに従はしめて、然る後爲さんとする所成るなり。故に、權勢を假り人に迫つて之れに應ぜしむるに非ざれば、假令銳意之れを爲さんと欲すとも、勢必ず沮まれて中止し、未だ能く其の目的を達し得る者有らざるなり。此れを以て思へば、心を居くの邪正、行を制するの得失、物に及ぶの利害は、其の樞機全く人に求め己れに求むるの間に在り。而して君子小人の行は全く相背馳し、其の別

甚だ明かなり。

夫れ君子にも亦必ず爲す所の者有り。子の父に事ふるなり。臣の君に事ふるなり。之れを進むるに、必ず禮を以てし、之れを得るに必ず義を以つてす。然して、君子の父に事ふるや、敢て孝をのみ主眼とせずして、唯だ不孝より免かれんことを求め、君に事ふるや、敢て忠をのみ主眼とせずして、不忠より免かれんことを求む。進むに禮を以てすとは、唯だ非禮の進無きのみにして、強ひて進まんとするに非ざるなり。得るに義を以てすとは、唯だ非義の得無きのみにして、強ひて得んとするに非ざるなり。則ち唯だ必ず爲さずと決心して必ず爲すこと無きをいふのみ。

人の家國の政に任じ、以て萬民の治を聽くに方りては、古今の變遷一ならず、九州の風土齊しからず、人情の好惡同じからず、君民の疑信定まらず、爲すべき事と爲すべからざる事とを辨するの要あり。然るに、僅に一先生の言を讀みて、暮夜に之れを得れば、鷄鳴まで枕を安んぜずして、之れ揣摩し、一旦政柄を執れば、遽に之れを行はんと欲し、我れに従ふ者は愛して、之れを膝上に置き、我れに違ふ者は

怒つて之れを淵に墜し、以て天下を脅迫して其功を旦夕に收めんことを期す。是に於て之れを遂行するが爲めに險惡なる心事を懷き、結局萬民の怨を吾が一身に負ふに至るなり。

夫れ既に必ず爲さんと欲すれば、其の實行を人に迫り、却つて己れ其の責任を負ふべきを忘る。其の始に方り、己れも勉めて自から檢束し、爲すを欲せざる所有れど、一旦爲さんと欲するに及びては、事成れば喜び、事成らざれば怒り、喜怒横行して、權に乗じて以て逞しうす。是に於て前には爲すに忍びず、爲すを屑しとせざりし大不善をも憚らず、おのれの目的を遂行するが爲には、之れを利用せざるは無し。是に於て、天に疾まれ人に惡まるべき不善の心事、昭然として掩ふべからざるに至る。故に己れに求むると、人に求むると、必ず爲すと、必ず爲さざるの四を以て標準と爲し、以て其の人物の歸嚮する所を察すれば、直ちに之れを辨すべし、豈に決裂既に極まるを待つて始めて之れを知らんや。故に王安石の誠に小人たることは殆ど辭すべき所なし。

王安石の必ず爲さんとする所の者は、漢の桑弘羊、唐の劉晏を以て自から任す

ることなり。而して之れを飾りて周官の法、堯舜の道と曰へるは固とより自から信じて是と爲せるなれば、之れを斥けて非と爲すとも、彼れ決して服せざるなり。若し夫れ必ず爲すべからざる者に至つては、彼れをして自から省み自から攻めしめば、辯解するに由なかるべし。君子には、必ず爲すべからざる者有り。去就を以て君を要することなり。大獄を起して、睚眦の怨を報ゆることなり。老成の人を辱めて、游士を推獎することなり。詔諛を好み、腹心を委するとなり。遷卒を置きて、誹謗を察することなり。先聖の遺書を譏りて、佛老を崇ぶことなり。怨兄弟に及びて、人の之れを排斥するに任すことなり。子死して、魄亡ぶや、宅を捨て、寺と爲し、以て福を浮屠に乞ふことなり。此の若きことは皆君子の瀕死の極に至るとも必ず爲さざる所なり。然るに王安石は、皆之れを爲せり。是れ豈に其の惡たるを知らずして、冥行して汗塗に陥れるものならんや。必ず爲さんと欲する時は、骨強く肉憤り、氣溢れ神馳せ、而して欲する所を遂ぐる能はざる時は、荆棘腹心に生じ、怨毒骨肉に興り、終に蹉跌するに及んで、萎縮沈淪するに至るは、必然の勢なり。王安石の爲せる所は、即ち是の例なり。

夫れ君子は天の化を觀て、而して違ふこと能はざる者は、天の時なり。民の憂に任じて、而して悖ると能はざる者は、民の氣なり。思ふて之を得れども、學びて其の未だ可ならざるを知れば、則ち學ぶ。學びて之れを得れども、之れを試行して未だ可ならざれば、更に之れを可ならしむる所以を思ふ。行ふて之れを得れども、久しく之れを持して可ならざる所あれば、更に之れを久しうする所以を思ふ。既にして皆可なり。然るに人猶ほ以て疑を爲せば、姑く從容斟酌して、人の皆之れに順ふを待つ。是の如くにして猶ほ行ふに足らざれば、己れを省み自から責めて、其の至誠を盡す。誠至れり。然も猶ほ上に用ひられず、友に信ぜられず、民に徳とせられざれば、身を奉じて以て退き、自から其の天を樂む。唯だ學んで異端に陥り、行ひて好利に沈み、羅織して正人を陥れ、死亡を畏れて妖妄に媚ぶるが如きは、斷じて之れを爲さず、必ず名節を失はざるを期す。君子の自から處すること此の如くなるは、他無し、之れを己れに求むること嚴にして、人に因る者は、必ずしも之れに勝つことを求めざればなり。君子小人を論すること此の如し。則ち王安石の小人たるを決定すとも、決して苛酷の論に非ざるなり。

或は曰ふ、安石にして小人たらば、彼の貨に汚れ權を擅にせし導淫迷亂の蔡京賈似道の如き者は、何の名を以て之れを處するかと。夫れ蔡京、賈似道の輩は、能く暗愚の主を亂せども、英察の主を亂すこと能はざる者なり。若し彼れをして神宗に遇はしめば、早く驅逐せられたるなるべし。安石に至つては然らず。而して其の禍は益、烈し、此れ其の小人の尤たる所以なり。膚淺の辯、極々の行、何ぞ論するに足らん。

第三節 神宗の富國強兵策の謬見

小序 神宗宋の積弱を憂へ、先づ財を豊かにして、而して後國威の伸張を圖らんと欲し、王安石をして其の手段を講ぜしめたり。本論は、之れを評し、財の豊かなるは、必ずしも恃む可からず、國威の發揚に最も必要なるは人なり、而して宋は、人材抑壓の弊習に拘り、人を得んとして得べからざる狀況に在り、王安石出ですとも、其の衰亡免かるべからざりしなりと論ぜり。

神宗揚言すること能はざる祕事有り。當路の大臣、能く其の意に達して、善く之れを謀れる者無し。是に於て、王安石之れに乗じて以て進めり。帝の初めて

政に激むや、文彦博に謂ふて曰く、兵を養ひて邊に備ふるには、府庫を豊にせざるべからずと。此れ王安石之れを導けるに非ず、其の志早く既に定まりしなり。

國家の事、因襲久しき者必ず變ずるは、自然の勢なり。大に張れる餘には、必ず之れに仍りて弛み、大に弛める餘には、必ず之れに仍りて張る。善く治むる者は未だ變ぜざる前に斟酌して、其の必然の極に至らしめず、又必ず變すべき日まで維持して、急激の變を生ぜざらしむ。善く治めざる者は、此れに反す。而して大に張り大に弛め、其の變化急なれば、國乃ち速に疲る。

夫れ神宗は、固とより大に弛みて勢且に張るを求めんとするの目を承けたり。仁宗位に在ること四十一年、天下を解散して之れをして休息せしむ。之れを休息せしむるは、是なり。然れども、解散して之れを休息せしむれば、弛の極に達し其の後を承くること困難なり。歲毎に銀絹五十萬を契丹に輸し、首を俯して、是れ納るゝに友邦の禮を以てするなりといひ、元昊父子を禮して、繒帛を輸し、以て苟安を乞ひ、然かも仁宗は之れを念とせざりしなり。宰相大臣侍從臺諫、及び在朝在野の士は、賓々噴々として、一典禮の是非を争辯し、西北の狡虜を度外に置き

さながら中國は、天建て地設けて犯すべからざる者の如くに安心して、國是れが爲めに衰へたり。唯幸にして敵に耶律德光契丹の太宗、李繼遷西夏の主の如き猛惡なる力無かりし爲めに、暫く略を以て免るゝを得たるのみ。然らずんば、契丹の使者劉六符の虚喝に遇ひてさへ、膽既に奪はれたる程なれば、若し敵をして疾く起つて河北を捲き、以て汴洛に向はしめば、其れ何を恃みてか石重貴五代の後晉の主、契丹の太宗に破られて亡たらざるを得るものぞ。

是に於て、神宗は恰も荆棘の臺上に居るが如く、傷心を禁ずる能はず、奮起して以て之れを張らんことを思へり。固とより、仁宗大に之れを弛め、宋國潰滅の資となるべきものを残したる後とて、國家の危殆言ふばかり無かりしも、之れを公衆に宣言すれば、却て勁敵の心を啓く虞有るを以て、神宗は、唯兵を養ひて邊に備ふと曰ひて、廷臣をして不言の中に曉らしめんと欲したり。當時の宰相大臣たるもの、安んぞ其焦慮を與にして、善く之れに處する所以を思はざるべけんや。

夫れ神宗の誤は、貧を以て憂と爲すに急にして、患は貧に在らざることを知らざりし事に在り。故に王安石を召して聚斂の謀を爲し、天下を罷弊せしめたり

しは、怪しむに足る無し。凡そ流俗の國を強むるを説く者は、皆聚財の計を爲すの外に出でず。太祖も亦嘗て此れを言へり、曰く、兵宿飽せざれば軍潰え易く、賞重からざれば功興らず、器仗甲冑、牛馬舟車、糗糧芻藁、椎牛釀酒、備はらず厚からざれば、進むこと速ならず、守ること固からずと。夫れ誰か之れを然らずと謂はん。然れども、退いて之れを靜慮すれば、是れ決して有國者の憂とすべき者に非ざるなり。

漢高は、亭長より起つて、儋石の儲無く、秦は六國の資に據りて九州の賦を關中に收めながら、一戰の生死を争ふ能はざりき。之れを以て興亡の大數と爲すに足らざるは、姑く置いて論ぜざるべし、之れを以て國威を張り外夷を制するの備と爲すにも足らざるは、次の諸例を見ても、之れを知るべきに非ずや。劉裕は、桓玄の内亂、盧循の内訌の餘を承けながら、三吳一隅の物力を以て、姚泓を俘にし、慕容超を縛したり、拓跋氏は、手を束ねて其の去來を視、敢て之れと力を較すること莫かりき。唐は、長安の金帛米粟を積みしが、安祿山奪ひて之れを擁せり、而して肅宗は、朔方斥鹵の地を以て崛起し、東向して祿山を驅逐したり。德宗は、匹馬梁

州礪礪の土に入り、朱泚を困しめて之れを誅夷せり。然らば則ち、財を積むの豊なるを待つて、始めて兵を強うし寇を挫くを得るに非ざること、亦明白なるにあらずや。

若し夫れ、仁宗の弛に過ぎて積弱に陥れる原因は、實は貧に在ざりしなり。當路の大臣にして定見あらしめんか、正に神宗に告げて下の如く言ふなるべし。今日の力を以て、今日の財を用ひなば、西北の事爲すべからざる無し、仁宗の休養すること四十年、正に有餘を留めて之れを人心に任せ、以て後起の用を待てり、然るに國家の小醜に屈する所以の者は、未だ人を得ざるに由るのみ、河北の守備に任すべきは、某々可なり、綏延の防禦に當るべきは、某々可なり、先皇の成法を守りて益、深く之れを慎み、之れを待つこと更に十年ならば、二虜既に吾が掌中に在らんと。然らば則ち、心を宅き志を定むるの遠謀を進め、以て神宗不言の祕事に應ずるものありしならんには、唯財の滿たん事を求めて息むこと無きの妄圖を止むるを得べく、王安石の揣摩巧なりと雖、安んぞ能く無暇の玉を收めんや。

夫れ、宋の財は賂遺に窮し、國は坐困に危うかりし所以の者は、他無し、人無かり

しに因るのみ。宋の危きは仁宗の世に於ても亦甚だしかりき。畢士安が河北の守備を撤廢してより後は、之れを捨て、忘れたるが如く、西事一たび興りて、韓范二公少しく恢復を爲せば、輒ち心膽寒裂の謠韓琦范仲淹の威名西邊に振ふ邊人諷つて曰く軍中有一韓西賊聞之心膽寒軍中有一范西賊を引き來つて得意の色に誇れり。二公は軍職に任ずるに堪ふべしと雖、固とより漢の張良、唐の李泌の上に出づること能はず。假令張良をして、桴鼓を執りて以て秦と項羽とに敵せしめ、李泌をして、橐鞬を佩びて以て安祿山、史思明と戦はしむるとも、必ず勝を制すべしとは思はれず。然らば、其の彭越、韓信、李光弼、郭子儀となりて、實戰に臨むべき者は、何人ぞ。宋は固とより之れに就きて謀らざりしなり。徒に武臣の帝位を覬覦せんことを恐れて、之れを痛抑し、僅に一二の王徳用、狄青有りしが、これすら猜防至らざるなき有様なりき。豈に恃むべきの才無からんや、其の人無きは、之れを信ぜざりしが爲めなり。若し南宋の世に出でたる韓世忠、岳飛、劉錡、吳玠、吳玠をして、北宋の世に生れしめば、亦身を偏裨に束ね、卒伍に老死して、以て自から振ふこと無かりしなるべし。随つて、安んぞ、黃天蕩、朱仙鎮、藕塘、和尚原の戦績を顯はして、其の雄才を展ぶるを得んや。

宋は、其の積弱の原因此に在るを知らずして、早くより財の乏しきを以て自から沮喪し、乃ち窮民の錙銖を奪ひて、徒らに無益の興作に供し、而して其の剩餘を蓄へて、以て徽宗の奢侈放縱を待てり。當時恃みて以て敵を挑みし所の者は何人ぞ。王韶のみ、徐禧のみ、高遵裕のみ。其れ以下に至つては、宦者李憲のみ。兵を以て戯れと爲し、而して財を以て彈鵠の珠と爲し、當路の大臣は、時に乗じて定命の大謨を神宗に告ぐることを爲さず、徒らに其の有爲の志を摧抑せんと欲せり。宜なり、神宗の甚だしく之れを厭へるや。而して神宗は、必ず將に曰はんとす、仁宗四十餘年、養癰の患を贄せし者は、皆此の輩なりと。言の徒らに長きは、徒らに其の驕を益すのみ、復た何の益か之れ有らん。

嗚呼、宋は神宗よりして、事日に非なり。王安石用ひられて、宋疲れたり、王安石用ひられずとも、宋亦疲れたるならん。神宗急に富弼を進めて、與に謀りしに、富弼以て對ふる能はざりき。宋の日に疲れて、以て滅亡に即きたりしこと、此れに由つて推斷せらるべきなり。

第四節 司馬光の不明

小序 本論は、王安石が古聖の言を借りて、己れの邪説を行はんとしたるに、司馬光が、其の言に誑かされて之れを褒稱したるは、先見の明なき所以なりと論じ、更に司馬光が王安石の邪僻を覺りながら、次で蘇東坡の如き詭論を弄するものと親しみたるは、過失を重ねるものなりと謂へり。

王安石の未だ其の虐を試みざるや、司馬君實は、彼れが新に參政と爲れる時に之れを評して曰へり、衆みな人を得たるを喜ぶと。程明道も亦之れと交を好くして絶えざりき。其の後、司馬君實は、安石の姦を知り、前の不明を悔いたるも、既に晚かりき。信なるかな、人を知るの難きや。

子曰く、不知言、無以知人也と。夫れ言を知るとは、豈に其人の言を知るの謂ならんや。言は外を飾つて、志は中に藏れ、言は先に發して、行は後に成る。其の中を知りて以て其の外を驗し、其の成を考へて、以て其の先を信す。されど、外は辨じ易く、中は測るべからず、後は明かにし易く、先は期すべからず。然らば則ち、言を知るとは、單に其の人の言ふ所を知るの意に非ざるや知るべきのみ。

商鞅の初めて秦の孝公に見えて三王を言ふや、是れ固とより三王の言なり。王莽の漢公に進みて周公を言ふや、是れ固とより周公の言なり。古人の心を見古人の世を尙論し、古人精意の旨を分析し、羣言の異同を詳説して、之れを統括し、深く微言の委曲を辨へて、其の旨趣を審にし、然る後、古道に合せるが如く見ゆる言の必ずしも合せざるものなるを知り、古道と離るゝが如く思はるゝ言の必ずしも離れざることを知る。然れども、終始大明を保ち、本を立て、時に應ずるものに非ずんば、以て此れに與ること能ばざるなり。

こゝに聖人の言を立て、以て此れに似たる者を求むれば、之れに似ざるものなきなり。老子の言を修むる者は、虚靜を説く、而して曰く、虚靜も亦聖人の徳なりと。釋氏の言を爲す者は、慈悲を説く、而して曰く、慈悲も亦聖人の仁なりと。申韓・管・商の言を爲す者は、兵食を足し、刑賞を正すを説く、而して曰く、二者も亦聖人の用なりと。其の師とする道の邪惡を匿し、却つて之れに附會するに君子の治教を以てすれば、何ぞ之れを辨ずるを得ん。時君の志す所を揣摩し、當世の求むる所に合するを希ひ、以て彝訓を獵取して之れを飾れば、其の迹も亦聖人の教と

相冒すべし。此の如き徒は、其の異端を尊び權術を崇ぶに當つては、則ち聖人の教を借りて其の言行を恣にし、君子廷に在りて法言群進するに及びては、又堯舜周公の影似を措拾して、悠然として以て自から正なりと詐る。夫れ帝王經世の典と功を貪り利を謀るの言とは、其の相異なる所極めて微細なれば、若し莊重を裝ふて之れを述べ、容易く其の懷抱する所を示さざる時は、其の言は大に聖人の言に異ること無く、君子も之れが爲めに惑はさる。彼の溫公、明道の安石を進め安石と語るを樂しみたるは、之れが爲めなり。

夫れ言を知るは、豈に易々たらんや。言は、理に一致するを期するのみ、理は天に一致するを期するのみ。故に程子の言に曰く、聖人は天に本づき、異端は心に本づく。然りと雖も、是の說や、佛教唯心の論を折くには適切なれども、道の極致の言には非ざるなり。天に成象有り、其の春を春とし、其の秋を秋とし、其の人を人とし、其の物を物とし、秩然として、名定まつて推移する所無し。此れ其の昭に示して言ひ得る所の者なり。若し夫れ密運曲成、大始を知りて至仁を含むに至つては、いづくに其の天を認め得るものぞ。天を知るは、唯だ人の心に在るの

み。故に聖人は、天を其の心に見て、而して後、其の見る所の天を以て神化の主と爲すなり。言を知るとは、務めて其の言の密藏する所の者を知るの謂なり。徒らに言を知るのみに非ざるなり。若し吾が心に一定の是非を存して之れを聞かば、之れを心に考ふるを待たずして、其の意直ちに明かなるべし。然らば則ち惻怛の心、其の心に生ぜずとも、口に仁を言へば、即ち仁なり。羞惡の心、志を警めざるも、口に義を言へば、即ち義なり。其の言を飾るに仁義を以てし、外は以て天下を毒し、内は以て操行を破るものは、皆内密の隱事を匿せるものなり、仁義の言も亦察せざる可けんや。安石の能く明道をして交を絶たざらしめたるは、即ち此れなり。

世の秀慧の士、寵榮を希ひ、詩酒に溺る、中に在りて、言は遊戯に及ばず、行は進取に急ならず、天則に照らして之れを察すれども、其の過を見ずといふ程の人ありとせよ。之れを見て、一概に其の人の言は聖人の言に合せりと思ひ做し、聖人の言は、僅に此れに止まる者に非ざるを知らずして、其の人を尊敬し、共に學ぶべき者なりと謂はんか、是れ誠に甚だしき謬見なり。實は、其人の言裏に隠れたる

祕事は、聖人傳心の、大義微言と全く相背馳せるものにして、輕薄詭遇の徒よりも却て甚だしき事あるなり。輕薄詭遇の徒は、之れを裁抑して正に導き得べきも此の聖人の言を詐り飾るの徒は、之れに施すの術無きなり。

溫公の如きは、愈之れを失せり。其の道に於けるや正しけれども、其の徳に於けるや疏なり。聖人の言は、徳を言ふなり、道を言ふに非ざるなり。而して、公の篤く信じたる者は道なり。聖人の言は道と言ふなり、決して法と言ふに非ざるなり。而して公の要求したる者は、法なり。且其の世を憂ふるや甚だしく、治を求むるや急なれば、凡そ論據の正確なる意見にして、善く當世の利病を談する者は、皆之れを嘉賞して、以て聖人の言を謬まらざるものと爲し、明道に於ては、肅然として之れを敬し、安石に於ては、疎然として之れを慕ひ、乃ち疎蕩放漫の蘇氏に至つても、亦翕然として之れを推重せり。安危を詳論するものあれば、則ち其の愛國者たるを信じ、利害を極陳するものあれば、則ち許すに憂民者たるを以てし、博く之れを史に徴するものあれば、其の言の餘あるを喜び、經書を雜引するものあれば、其の學の本有るを羨めり。其の道は廣くして精ならず、誠を存すれども

邪を閉づるを知らず。是の如くにして、人を知るの明を求め、然かも邪慝の徒に欺かれざらんと欲するも、得べからざるなり。凡そ彼等の言は、皆聖人の嘗て言へる所の者なれば、一概に之れを折くを得ず。唯だ己れを虚しうして、仔細に聖人の言の精義を察すれば、天の時、物の變、皆其の深きを極めて、而して其の幾微なる所以を知り得べし。然る後、堯舜周孔の治教は、初より一定の形式なく、特に掲げて標榜する能はざるものなるを知るなり。此れを言を知ると謂ふ。此の言を知りて、而して後、人を知るを得べきなり。此れ固とより溫公の能く及ぶ所に非ざるなり。

われ理を窮めて、而して後、理を詐る者遠ざかり、われ性を盡して、而して後、性を亂る者屈し、われ命を知り盡して、而して後、一方に偏せずして時に應じたる化育を施すを得可きなり。言を知るとは、理を窮め、性を盡して、以て命に至るの謂なり。明道は、早く之れを失したれども、終に之れを得たり。溫公は、一失既に明かなるに、又之れを再失せり。之れを王安石敗露の餘に悔いながら、又蘇氏と縁を結べるものは、是れなり。是れ他なし、其の人の言のみを知りて、古今先哲の言を知

らざりしが爲めなり。

第五節 王安石新法の悪弊

小序 王安石の新法の中、保馬・保甲・免役・經義の四法につきて、王船山は、其の悪法たる所以を論じ、其の弊害は遠く後世に及びたりといひ、是れ全く王安石が古聖賢の眞意を解せず、徒らに堯舜に則り周官に倣はんと欲したるに出で、安石の故を以て決して罪を古人の教に歸すべからざるを説けり。

熙豐の新法中、其の害の尤も烈なりし者は、青苗・方田・均輸・手實・市易なり。皆久しからずして、漸く廢せられたり。哲宗徽宗の季年に至りては、姦臣紹述の説を進むるも、猶ほ之れを天下に強行すること能はず、後世に至りては、人々其の虐政たるを知りて、復た之れを言ふ者無し。但し、元祐の新法廢止の時に於ても、之れを廢すること能はずして、遂に今日に至り、名實共に猶ほ行はるゝものあり、經義保甲の二法是れなり、名異にして實同じき者有り、免役・保馬の二法是れなり。此の數法中に於ては、保馬の害を最も烈しとなす。

保馬は、民に費用を給し、民をして馬を買はしめ、給するに牧地を以てして、其の繁殖を圖りて之れを官に納めしむる法なり。洪武以後、猶ほ此の政を淮北・山東に行ひて、牧場を廢せり。愚民は、眼前に於ける母馬の小利を貪り、後世に於ける牧場の免租を幸として、質々然として之れに従事するも、其の子孫の貧弱なるに及んでは、種馬死して牧地は他人に徙り、隔歳馬を納めんとすれば、馬の良きもの無し。乃ち金錢を以て代納せんとすれば、一馬の値二十五金に至る。かくて金は宦官の懐に入つて、國中に一馬無く、戸に此の負擔有りて、貧餓流亡免かれんとて能はず。而して、是れ皆保馬之れが唱首たるなり。

夫れ馬は、其の地に非ざれば良ならず、其の人に非ざれば牧する能はず。水旱には芻粟に困しみ、寒暑には疾疫に死す。唯だ官に牧場有りて、恣に羣聚遊息せしめ、官に牧人有りて、時に隨つて其の疾を除き、官に牧費有りて、水旱にも飼養に窮せざれば、盈虚相救うて、繁殖自から倍す。周より唐に至るまで、皆此の制を執れり。漢唐の世、車騎盛にして、之れを用ひて邊防に備へしかど、其の缺乏を感ぜざりき。如何ぞ徒らに愚民を誘ひて、死亡に陥らしむるを爲さんや。此の法を

行ふ者は、此の法會て王安石の虐政たり、徒らに民に殃して國家に無益なりしを念はず、相踵いで之れを行ひて、無窮に及べり。故に曰く、害最も烈なりと。

保甲の法は、其の名美なり。好古の士は、之れを稱するを樂しみ、形式を飾つて以て責を塞ぐの俗吏は、急に之れを實行す。之れを行ふ者は、此れを以て、民をして親睦して善に勸ましめ得べしと爲すか。是の如きことは、片紙尺木の法令の能く爲し得る所に非ざるなり。此れを以て、團結して人々皆兵たれば、隨つて敵を禦ぎ得べしと爲すか。則ち警報一たび聞ゆれば、家を携へて星散し、什保の力にて、到底制し得べきに非ざるなり。此れを以て、互に相糾察して、姦人は容れらるゝ所無しと爲すか。則ち未だ盜を爲さざる時に方つては、何人も之れを詰問し得ず、既に盜を爲す者有れば、近鄰皆其の罪を分擔せざるべからず、之れが爲めに民皆足を重ねて恐懼せり。此れを以て、家毎に兵仗を備ふれば、盜起れる時、相援けて以て之れを擒殺し得べしと爲すか。則ち人々、數尺の兵器、腐蝕せる鐵鏃を有すればとて、何人か盜と生死を争はんや。若し其の援けざるを責めて、之れに加ふるに刑を以てすれば、貪婪狡猾なる俗吏は、將に之れに乗じて賄賂を強請

すべく、民憂告ぐるに處無きに至らん。若し又必ず責むるに兵器の精銳、部隊の整齊を以てせんか。腕力ある者は之れを賞し、豪猾なる者をして之れに長たらしむる事となり、始は之れに梟雄たるを勸め、終には之れをして兇徒の嘯聚を爲さしむるに了らん。熙豐の世に當つて、乘じて以て盜を爲せる者一ならず、而して禍難の顯著なりし者は、邵茂七の亂を閩中に起せることなり。而して其の原因は、此の保甲に在りき。古に溺れて通ぜざるの士は、民を導くの德澤、國を固むるの洪猷無く、保甲を寶として、以て三代の遺美と爲せり。其の愚も亦甚だしからずや。

免役法錢を出して官の爲めに事の差役法に義務として官の爲に勝ることは、温公の時に當つても、朝士既に之れを群争せり、嘗に安石の黨のみならず、民は寧ろ免役法の苛察を受くるとも、遂に差役を願はざることは、天下に互り古今に通じて異論無き所たり。遲鈍の農人を驅つて、習熟せざる政令に奔走せしむるが故に、未だ役を受けざるに、其の魂先づ迷ひ、既に役を受けては、家の破るゝを辭するを得ず。因つて錢を輸して事を畢るを得れば、人々水を飲むばかりにても

家の貧しくなるを怨みず。故に免役の害日に増して、民益困しめるは、由つて來る所有るなり。

北周の宇文氏、租庸調の三法を定めて以つて之れを民に徴してより、租は田より取り、庸は人より取ること、なれり。即ち庸は、公川の勞役に服すべき者が、其の勞役に服する代償として、金を官に納め、官に於て人を雇ひて勞役に服せしむるものなり。故に、庸にして税を納むれば、其の勞役は免ぜらる、なり。昌平久しうして、官務簡なれば、庸錢常に餘有りて、郡庫の貯蓄豐なり、李華の所論に見えたる清河の積財は、其の證なり。唐の楊炎が兩税の法を行ふに及んで、國費を概算して、之れを民より徴收し、歲出の剩餘は、之れを内帑に歸せしむること、なせり。是に於て、庸錢は兩税の中に含まれ、從來の如く、庸錢に餘財を生ずるが如きことなし。五代僭偽の國は、地狭くして兵興り、兩税は悉く軍用に充てられき。是に於て、復た庸錢を含める兩税以外に於て、重ねて勞役の税を課する事となれり、此れ重税の一なり。王安石は、唯だ財を聚むることを務め、復た雇役免役の法を行ひ、其の餘剩を取りて以て國費を補へり、是れ既に庸錢を含める兩税以外の

勞役税なれば庸の外に又庸を課したるに同じ。然れども、從來民は勞役に苦しみて、太宗の時差役法を設けたり破産するとも責を償ふこと能はざる狀況に在りしかば、既に兩税の中に庸錢の含まる、ことを念はず、寧ろ錢を納れて以て差役の苦を脱せんことを欲せり。是れに由りて、或は免役といひ、或は差役といひ、皆民を煩はし民は應命に疲ると雖、是れ唯勞役の件のみに係るものなり。明の朱英、此等の事情を審にせずして、一條鞭の法を立て、明の萬曆中各種の税目を田租に合併し、田地の反別を應じて租税を課すること、なせり之れを一條鞭といひ租税は、一切之れを官に輸し、勞役の費も、官自から支給を爲すこととなりぬ。かくて、特に勞役の税を納めざりしかば、民忽ち煩苛を脱して、欣然として之れに従へり。然れども、之れを行ふこと漸く久しうして、軍事の興れるを以て、裁減の例を設け、條鞭の内より徭役の費を分割して邊用に供へしが、日に減じ日に削られて、存する所足らず、有司も又止むを得ざるの務有り、酷吏又意を以て庸を課し條鞭以外、勞役又興れり。是に於て、勞働代償錢以外、凡そ三たび其の役を課するに至れり、五代の時と明代と凡て三回而して其の役は、之れを人に課せずして之れを田租に附加したるを以て、遊惰の民は、全く課税を免れたり。亂政已に極るに至つ

では、又均差の賦均差ともいへり是れも勞役代價錢を田有りて四たび勞役の税を徴するに至れり。是れ安石の立法は、兩税中に已に庸錢を包含せるを念はざりしなり。而して溫公の差役を主とせるも、又本より、已に兩税中に役税有れば、重ねて公用の勞役を命ずべからざるを知らざるなり。此れ歴代の積弊已に極れるなり。而して、民の免役を願ひて差役を願はざる者は、民既に誅求に慣れて、膏血乾き盡すとも、固とより悔ゆる所無ければなり。

若し夫れ經義を以て士を取るは、隋代に進士科の設けられし以來、之れを正法と爲せり。士を聖人の教に納れ、童時より之れを習はしめ、老年に至るまで之れを研究して、其の中に優游涵泳せしむれば、耳目亂れずして、漸次其の不順の習慣を矯正し得べし。これを以て、青を取りて白に配する文藝の徒に心を浮華蕩治の中に役する者に比すれば、其の正邪の相去ること遠し。而して士益、正しくなること無く、學益、醇なること無く、道益、明かなること無きは、上の之れを求むるや實無く、下の之れを習ふや善からざればなり。

六經語孟の文には、大義あり、天の上に位するが如く、帝の下に位するが如く、之れを倒置すべからざるなり。又微言有り、玉の山に韞まる、が如く、珠の淵に含まる、が如く、淺慮を以て之れを覺るべからざるなり。六經の文は、小の極を擧ぐれば、食息步趨の細節も之れを推求して、各、其の安きを得しめ、大の極を擧ぐれば、國家經綸の大策も之れを敷演して、各、其の用を盡さしめ、深の極を擧ぐれば、保合變化の眞も之れを實現して、以て其の誠を立てしむるものなり。其の經義に貴ぶ所の者は、其の學の職する所の者を顯はし、其の學の推演すべき者を達し、其の學の異端に異なる所を辨じ、其の學の百王と一致する所を會得し、其の學の常人の心に得る所ある者を證し、而して其の學の當に爲すべき事に於て爲し得る事を驗するに在り。然るに、誠を司る者に實學無くして、祿を求むる者に鄙心有り。是に於て、王荦錢福の徒、起つて苟成利試の法を爲し、法義に非ずして害滋、甚だし。例へば、大義は自から止まる所有るに、故意に之れを引いて長からしめ、微言は必ず宣ぶる所有るに、故さらに之れを抑へて隠れしめ、之れを列ぬるに對偶の詞を以てし、之れを綴るに呼應の響を以てし、詞賦の陋格を竊みて、以て窮理體道の文を成し、士をして其の中に困しましむるが如き是れなり。

始めて經義を作る者は、以て詞賦の卑陋を革めんとせしなり。然るに、之れに、繼ぐ者は、乃ち詞賦卑陋の成局を以て經義と爲すに至れり。是れ聖人の言を侮る者なり。白首まで經營して、經義を治め、而して道に於ては一も見る所無し。此くして、制度屢變ず。然かも、根本より之れを變ずるに非ずして、變に因りて以て之れを變じ、徒らに肥瘠勁弱を鏡影の中に争へるのみ、其心の不靈なる、已に死に瀕せり。風氣愈降り、士心愈薄く、人牘を争ふと、兎園の冊の如く、復た安んぞ知らん、先聖が何の爲に此言を爲せるかを、是れ經義なるものが、天下を聳聳に陥る者にして、其弊は、明成化弘治年間より始まり、潰決して其害涯無し。王安石の豈に初めより此不善を爲すの意あらんや、唯だ其流弊、遂に此に至れるなり。此數者を合して之を觀れば、法を作るの難きを知るべきなり。

夫れ王安石が從來の成憲を流俗なりと爲して、急に之れを改むるに方り、遠くは堯舜を奉じ、近くは周官に據り、固とよりこれを以て天下を脅して曰く、此れ聖人の教なりと。夫れ聖人を學ぶ者は、其の精意を得るを要す、而して古今固とより其の揆を一にせり。詩に云く、思無疆、馬斯臧と、此れ固とより自から牧畜し

たりし證なり、國君自から牧畜して、保馬の制廢すべきなり。子曰く、苟子之不欲、雖賞之不竊と、此れ民を責めずして、以て盜を止めしめたる證なり、民を責めずして盜止まば、保甲の制徒勞に歸せん。周官は千里の王畿に行はれ、官吏千に盈ち、役夫萬に過ぎ、皆公田に食めり、此れ民は役に充てられざりし驗なり、民役に充てられずして、差役の虐政捐てられ、免役の誅求も亦止まん。記に曰く、順先王、詩書禮樂以造士と。經義なる者は、允に良法たり。而して順ふと曰へば、敢て逆はざるの意なること明かなり。瑣々たる法を作爲して、以て聖言を侮る者は逆なり、其の逆を屈して、士始めて養成せらるべきなり。之れを要するに、制度の運用は、其の人に存するのみ、誠に聖人の精意を得て、以て之れを行はば、天下は大に治らん。自から不正の法を立て、以て不正多き萬民を擾亂す、是れ豈に古を學ぶの咎ならんや、善く古を學ばざるの失なり。

第六節 王韶の對西夏策の愚劣

小序 王韶といへるもの、黄河上流の河州洮州岷州方面に散居せる西羌を討

平して、然る後、轉じて西夏を襲はんとする策を建て、王安石之れを容れ王韶をして西羌征服に當らしめたり。其の功完成するに至らずして、宋は更に西夏を討ち、却つて傷ましき損害を被りぬ。王韶山之れを論じ、西夏を伐つには須らく正面より正々堂々の戦を開く可し、西羌を征服したりとて、西夏は何の痛癢をも感ぜず、却て自己の患とする所を驅除せられし思ひを爲して、宋の愚を冷笑するに過ぎざるべし、殊に太宗の頃ならば西夏に對して乗すべき機會なきにあらざりしも、神宗の時には、積弱の餘弊現はれて、宋は到底西夏に對して志を得べき望なかりしなり、西羌討平の奇法に由つて西夏を制せんとするが如きは、愚劣の陋見なりと謂へり。

老子の言に曰く、以正治國、以奇用兵と。兵を言ふ者、之れを師とせば、亂を致さんのみ。

王韶西羌を撃ち、河湟を復し、以て西夏を圖らんことを請ひ、王安石稱して奇策と爲して之れを聽けり。誠に奇策なり、唯だ其れ奇なり、是を以て進みて尺寸の功無く、而して退いて邱山の禍有り。奇を以て兵を用ひ、利あること無きにしも非ざるなり。然れども、正足らずして奇を以て之れを濟すことは、以て暫く試むべ

し、以て常に用ふべからず、以て險を脱すべし、以て勝を制すべからず、以て疲寇に乗じて速に之を平ぐべし、以て強敵を禦ぎて徐に功を收むべからず。若し之れを用ふれば、必ず正に於て可なる有つて、然る後、奇に出でて亦可なり、正を捨てて奇のみを用ひ、唯だ奇を恃みて以て萬全の策と爲すものあらば、此れ古今の妄人なり、必ず人の國家を誤るに至る。

論者は皆、陳餘の李左車を用ひざりしを嘆ず。然れども、假に陳餘をして李左車の策を用ひしめたりとも、韓信豈に輕々しく其の術中に陥る者ならんや。前車偶、水を涉りて、伏に逢ひて敗軍する時は、韓信亦自から之れを制するの策を建つるならん。漢の強と韓信の勇とを以てして、脆弱なる孤趙に加ふることなれば、假令井陘に於て小蹉跌を爲すとも、更に四面より環攻せば、陳餘は、固とより之れを禦ぐの術無かりしなり、安んぞ其滅亡を救ふに足らんや。成敗死生は、唯だ其の力の多少を視るのみ。今兩軍相持して犯さず、時を経て後、姑く其の奇を試み、防ぐに暇なき弱點に乗じて、敵を震怖せしむるは可なり、然れども、震怖せしむべからざる者に對しては、固とより其の功なし。已に、征戰の事を朝廷に議し天

下の人に知らしめ、奇襲を行ふべきを明示しつゝ、歳月を遷延して漸く一たび之れを試むるが如きは、劍頭の環孔を吹いて、風空しく過ぐるが如く、毫も感應なかるべきなり。

夏國は、未だ嘗て西羌を恃みて以て援と爲さず。西羌は、未だ嘗て夏國を導いて以て東侵せず。河湟と朔方とは、全く相關せざりき。拓拔氏赫連氏が、東晉の劉裕が後秦主姚泓を抜けるを視つゝ、敢て動かざりき、是れ劉裕の爲す所は、己れの爲めに姚泓を滅ぼすに同じきものなるを知りたればなり。今、若し宋をして羣羌を討平して河湟の土を全有せしむるとも、孤懸の十郡固とより之れを守ることは能はず、唯だ夏國の爲めに驅除の勞を效すに止まる。安んぞ能く風に乗じて席捲し、進みて諒祚西夏國主の壘を叩くを得んや。若し能く大舉西征せんか、大將を擇び、六師を整へ、諒祚の境を壓して以て僭逆の罪を討ち、諒祚を賀蘭山に壓迫して、退いて自から保たしめ、別に軍を遣はし、西羌を掠めて完く之を平らぐるは、是れ或は一策ならん。又蜀を收め、棧道劍閣の險に由つて西羌を夾攻するを得べきも、西羌各、其の巢穴を保てば、討伐の兵は阻まれて前進する能はざるべし。

今、西夏の本據たる銀州夏州に對して一矢をも加ふる能はず、却つて遠く沙磧河洮の險を涉り、聊か之れを西羌に試みて、互に勝敗あり、然かも西羌の死命を制する能はざるときは、夏人は必ず睥睨して之れを笑はん。然るに、榭々として自から矜りて曰く、此れ奇策なりと。安石の愚や、治するに由なし。

昔、繼遷死して德明幼弱なるに當つて、若し曹瑋の請に従つて之れを捕滅せしならんには、以て契丹をも震襲せしむべく、眞に好機會といふべかりしなり。太宗全盛の餘を受け、外には澶州納賂の如き恥辱無く、従つて宋は契丹に屈する所無く、内には勇武の將帥を缺きたれども、各地に散居して農に歸したる良兵は、力餘あらずとはいへ、尙未だ自から其の不足を現はさず、且、繼遷は肉祖して臣と稱し、契丹と唇齒相由るの勢なりしかば、若し宋の威力にして德明に伸ぶれば、契丹は自から震恐せんこと、固とより必然の勢なりき。兵は不戰に狂れしむべからずと謂へば、征夏の役を幸として勇氣を振興せしむるを得べく、當時宿將猶存し、部曲尙整ひ、用ふべきの資を用ひずして徒らに朽ちしむるを要せざりしなり。

然れども、神宗の時は、機已に失したり。宋は國防を弛廢して、安居に狎る、こ

と既に數十年なり。唯羣羌の散弱せるを以て兪龍珂内附の際に乗じて萬一の成功を僥倖したるに、然かも之れを謀ること五年にして、纔に武勝に城き、七年にして始めて蠻酋木征を降し得たり。恰も彈雀の弓を操りて猛虎を射るが如し、安んぞ自から強うし、彼れをして我れを畏れて伎さゝらしむるに足らんや。木征の降後未だ幾ならずして、孱懦なる秉常西國主李諒祚の子すら宋を侮つて起ち、宋の死者六十萬人に達せり。之れに據れば、宋は、其の正に於ては毫髮の恃むべき者無く、唯だ一奇を孤守して、以て相當れるのみ。其の奇なる者も、眞の奇に非ず。兵を川ふる此の如くにして、敗れざる者は、未だ之れ有らざるなり。

是の故に、奇なる者は、皆奇に非ざるなり。兵を川ふる者は正のみ。將帥に任じて猜疑せず、議論を以て謀略と爲さず、法規を以て進退を責めず、芻糧を蓄へ、甲仗を精にし、老弱を淘汰し、苦樂を同じうし、擊刺を習はし、營陣を嚴にし、正々堂々として之に臨み、其の必ず救ふ所を攻め、其の必ず争ふ所を討たば、兵を川ふる上に於て誠に餘有り、而して後、機を窺ひつゝ、決戦を求めず、陰に奇兵を出して迅速に之れに迫り、以て奇功を收め得べきなり。故に、奇なる者は、變に應ずる將帥の

權道なり、事に先だつて建つべき朝廷の策に非ざるなり。趙充國曰く、帝王の兵は全を以て勝を取ると此れを謂ふなり。老子は、權謀變詐を以て萬一を僥倖する輩の祖なり、之れを師とする者有らば、速に斃れんのみ。

第七節 王安石の進用を防がざりし大臣の責任

小序 本論は、王安石用ひられてより、群姦續々勢を得て、安石の惡政其のものより、是の群姦跋扈の弊害に堪へざるに至れるを説き、安石の進用を未然に防がざりしは、當時の大臣、殊に韓琦の責任といふべきものなるを論じ、韓琦一たび去つて、宋の衰運救ふ可からざるに至れりと謂へり。

國民の交、傲る、や苛政より始る。苛政の興るや、國を病ましめ民を虐するに足れり、然れども、未だ國を亡ぼすには至らず。政は、假令苛なりとも、然かも猶ほ政たるを失はず、上は、其の君の欲を縦にして物を絶つに任せず、下は、其の官吏の法を私して以て人を害ふを恣にせしめざれば、苛政たりとも、民怨漸く平ぎ、遂に相習ひて苟安を得べし。唯だ免かれがたきは、此の苛政に伴ふ所の弊害なり。

苛政の興るや、衆論之れを許さず、而して之れを主張する者は、其の理に於ては勝たざるも、其の勢に於て之に克たんこと求め、急に己れに同意なる者を引きて黨援と爲し、群小乃ち起つて之れに應じ、其の巧黠なる才智を盡して、之れが爲めに力を效す。是に於てか、小人の勢力氾濫波騰し、其君を蠱惑して以て天下を毒し、朝廷の善人悉く逐はれて、之れを能く挽回するものなし。民乃ち益々怨み、蒙乃ち忽ち生じ、敗亡の事情續出して禦ぐ可からず。

嗚呼、蔡京、王黼、童貫、朱勳の所爲は、王安石をして之れを見せしめば、亦應に怒るなるべし。而して群姦が奉じて安石の法なりと爲し、以て天下を彈壓せる所以の者も、亦安石の承認せざる所なるべし。且、當時在廷の官吏は、皆安石の仇敵なれば、彼れが助力を呂惠卿、蔡確、章惇の諸姦に請ひ、以て姦人の群進を誘致せるは、固とより止むを得ざる勢なり。勢漸く斜なる者は、下ること愈々速なり、初志已に正しからずして、其末の正しからん者は、未だ之れ有らざるなり。是の故に、苛政の國を敗るに至るは、單に苛政のみの爲めならず、小人と黨を結びて事を爲し、害これに因つて起り、其の害更に蔓延して如何とも爲し難きに至る。而して、是れ

皆之れを唱へたる者の、初より全く豫期せざる所たり。

夫れ天下に小人無からしめ、小人をして決して朝廷に列せざらしむるが如きは堯舜と雖能はざるなり。國の治まるは、君子の勝てるなり、君子勝ちたりとて小人無きには非ざるなり。國の亂るは、小人勝てるなり、小人勝ちたりとて君子は固とより有り。其の亡ぶるは、通國皆小人なればなり、通國皆小人なるは、通國君子無きに同じく、其の亡ぶるや必せり。

故に苛政の興るや、君子は必ず之れを力爭す。而して力爭の權も、亦必ず歸する所有るべく、汎然として何人にも與ふるが如きと有るべからず。權の歸する所の者は、德望兼隆の大臣のみ。大臣之れを上維持すると能はずして、之れを群僚に委するは、權の歸する所を得ざるものにして、是に於てか、爭者競うて起る其の争ふ所の者正なれば、正を以て争ふ者風を成し、遂に争ふことを以て正しと爲し、其の職を越ゆれども問はず、雷同すれども問はず、能言を以て長と爲し、貶黜を以て榮と爲し、罷められて閑地に就くを以て樂しみと爲し、意に任せて盡言して、唯だ足らざるを恐るゝに至る。是に於て、其の言ふ所を考ふるに、批難せざる

能はず、人の説を襲用せざる能はず、未だ然らざるものを然りと云ふが如き過當の辭無き能はず、明かに然らざるを強ひて然りと謂ふが如き蔓延の語なき能はず。過を擧ぐれば纖微に及び、傳説を許けば風影に及び、以て天子を激して其の人を厭惡せしめ、以て群小に對して攻撃の資料を授く。且自から誇つて君子と爲すも、君子小人遂に雜糅して區別すること能はざるなり。彼の王安石を攻撃する如きは、人として言ふを欲せざる無く、言として出すべからざる無し。然れども其の論は各、至正に協ひ、其の心は各、至誠に發する者のみなるには非ざるなり。私心を懷きて不逞なる唐垌、反覆恒無き陳舜俞に至つても、亦大聲疾呼し、沓々涕洟して言論を弄べり。是に於て、正人皆職を辭し、宋の朝廷を空うして之れを小人に授くるに至れり。蔡京、王黼の輩興るに及んでは、言者寂然として通國君子無し、何ぞ通國の皆小人なるを怪しまんや。

王安石の當日にありては、社稷の臣の徳重く望隆くして、以て主を匡し國政を託するに足ること、韓、富、文、呂諸公の如き者無きに非ざりしなり。而して、是等の諸公は輔弼の任に居たれども、志操堅からず、決斷の力無く、先世の李沆が梅詢、曾

致堯を拒み、王旦が王欽若、陳彭年を抑へたるに比すれば、其の識足らざる所有り其の力及ばざる所有りき。而して皆身を潔うして引退し、却つて政權を新進の庶僚に授くるに至れり。其の人已に軽く、其の言亦煩はしく、固とより人主の聽を聳やかすに足らず、唯だ安石の專横を益さしめ、才氣用ふるに足るの士をして挫折沈淪して國用を爲さざらしめ、天下の干祿者をして、覆轍に懲り、風を望みて遙附し、相率るて姦人の群に陥らしめたり。是れ諸公の過なり。而して韓公尤も責任あり。

韓公は、其の身兩朝定策の重きに任じ、母后の垂簾を折き、權勢ある宦官を斥くるに獨斷を以てし、徳威の樹立せること古今類を絶す。而して、當時、神宗に營利の心有り、安石亦中商の術を挾めること已に明白なるものありて、獨り國政に任せしむべからざる者なる上に、彼の曾公亮、王陶輩の瑣々たる者に至つては、其の位に在らしむるとも、以て國家の榮辱を爲すに足らざりき。韓公たる者、何の見所ありて、身を引きて遽に退き、相位を空しうして安石の專横に任せたりしぞこ、に於て、韓公過てり。然りと雖、退て之れを考ふれば、又公の過には非ざるな

り。聲望已に隆く、權威已に重ければ、其の專政を忌むの念、先づ嗣君の胸中に起り、己れは功名を避け、位に安んぜず、權に遠ざかつて、而して身を辱しめざるの計を爲さざるを得ざるなり。是に至つては、公も亦之れを如何ともする能はざるなり。

夫れ正を乗りて以て邪を拒ぎ、猝起争鳴の王安石をして逞しうするを得ざらしむるは、韓公の責任なり。曾公亮の姦を斥け、韓公の忠を訟へ、神宗をして覺らしめ、韓公をして安んぜしむるは、文彦博富弼の責任なり。然れども文公は、柔を以て大位に居り、獨立の操無く、富公は顧命に與らざるを以て、共に位に居るを忌み、韓公の辭任を見ながら、隱忍して言はず、王安石の狂ひ興るに及んで、二公は姑息にも之れを寛容し、小臣と瑣細の論を争ひ、意の如くならずして、退隱休老し、自から其の身を汚さざるを誇れり。其の爲す所此の如くにして、將に何を以て先皇に報じ當世の士民に謝せんとするか。韓公一たび去つて、天下の事復た爲すべからず。白日隠れて衆星輝くとも、其の微光は、固とより怪奇の彗星と光を競ふこと能はざるなり。

夫れ神宗は、燕雲を收め、銀夏を定むるの情有りき。仁宗の積弛を振興せば、宋は猶ほ未だ疲れたるにあらざれば、恢復の業も亦圖るべからざるに非ざりしなり。和平中正の無事なる時に於て、自から固本折衝の道有り。然るに、確乎たる謀略を立てず、問はれても應答する能はず、加ふるに私心を懷いて韓公の辭任を看過したり。文富二公の爲す所此の如し、安んぞ宋に人有りと謂ふを得んや。大臣無くして、小臣互解し、小臣は奉效すべきの忠無く、而して小人徒に其の威權を張るは、皆事理の必然なる者なり。司馬范呂の諸公、後より起りて、強ひて既發の矢を挽回し、又之れを引き直さんと欲す、其の難きも宜ならずや。然らば則ち宋の亡ぶるや、法に非ざるなり、人なり。人無しとは、大臣無きの謂なり。若し李沈王旦にして存せしならば、國民の勞る、こと豈に此に至らんや。

第八節 章惇の功勞

小序 本論は、小人なればとて、一概に其の人の言と功とを排斥するは非なり。其の中には、往々取るべきもの少からずと謂ひ、章惇は姦人に相違なきも、彼れ

が湖北の蠻夷を征討して、中國の文化を破及せしめたる一事に至つては、全く其の功勞として稱揚すべきものなる所以を説けり。

人を論ずるの標準三あり。正邪なり、是非なり、功罪なり。正邪は人に存し、眞非は言に存し、功罪は事に存し、三者相因りて、而して又必ずしも合致するものにあらず。正しき者は、其の言恒に是なり、而して其の中に亦非あり。邪なる者は、其の言恒に非なり、而して其中に亦是あり。故に、人は以て言を止むべからず。言の是なる者は功あり、而して功は必ずしも其の期する所の如くならず。言の非なる者は功無し、而して世を益すべき功を遺す事もあり。人は言を止む可からずとせば、安んぞ功を止むべけんや。

論者は公平に事情を考へず、其の人不正なれば、其の言凡て非なりと謂ひ、其の功凡て罪なりと謂ひ、己れ其の庇護を受け、天下其の人の功に由つて安らかなるを得、後世に至つても易ふる能はずといふに方つても、猶ほ且之れを指摘して此れ邪人の天下を亂す所以のものなりといふ。此れ其の裏面を察せずして、以て小人を責むるなり、惡んぞ小人を服せしむるを得んや。既に其の身を庇護せら

れ、天下後世已に之れに安んじて易ふること能はざる程の功有るに、一旦の怒に任せ、人の誹謗に效ひて之れを誹謗するは、穩當の見にあらずといふべく、小人の服せざるも、其理無きに非ず、又安んぞ小人を抑ふるを得んや。

章惇の邪は、灼然として辨を待たざるなり。其の湖北の蠻夷を經畧するを請へるは、神宗用兵の志を探つて、以て功賞を得んことを希ひたる者にして、誠に天下の共に非とする所たるは、亦灼然として辨を待たざるなり。然して、澧沅辰靖諸州の地方、蠻民内擾せず、安化靖州等の州縣、今に至るまで文治の邑として、湖湘の諸郡縣と齒するに至れるは、其の功又豈に没す可けんや。章惇の事業終へざりしが爲めに、麻陽以西、沅澁以南は、苗寇止まず、今に至つても政化を梗塞し、蠻地に近接せる人民は、其の生命財産を保護すること能はざるにあらずや。是に由つて、章惇が蠻夷經畧の功の照然たるを知るべきに非ずや。何爲ぞ人の惡を稱するをのみ樂しみて、曾て一たびも之れを反思せざりしや。況んや大義を以て之れを論ずれば、其の功たる、僅に此に止まらざるをや。

語に曰く、王者、不治夷狄と。所謂夷狄とは、沙漠以北、河洮以西、日南以南、遼海以

東を指して言へるもの、九州の内を指せるに非ざるなり。沙漠以北、河洮以西、日南以南、遼海以東は、天氣地理、人情物産、皆異なる所有りて、各其の生ずる所を生じ其の養ふ所を養ひ、其の君長を君長として、其の部落を部落とし、彼れは我れを侵すこと無く、我れは彼れを虞るゝこと無く、各其の秩序に安んじて、相瀆すること無きなり。然れども、九州の内に在りて、山を負ひ壑を阻する族の如きは、中夏と相雜り、互に襟帶を爲しながら、然かも隔絶し、中夏の人と密接しつゝ、然かも互に抗悖して相知らず、之れを治むる法無きに非ず、又治むべからずといふ理由あるに非ず、然るを之れを治めずといふは、天下の君たる者の爲めに取らざる所なり。

天下に君たる者は、天下を憐む者なり。天下を憐むといふは、人を禽獸より區別して、其の生を貴からしむるより大なるは無し。蠻夷の君、自から其の地に君たる者は、皆其の人を導くに背戾淫虐を以てし、禽獸の野性を逞しうし、親疏の別なく、摺削誅殺を行ふ。仁人之れを看過するに忍びず、其の長を誅し、其の地を平かにし、中國の資力を用ひて、其の腥穢を滌ぎ、之れに被らしむるに衣冠を以てし、漸く之れを導いて、詩書禮樂の恩澤を受けしむ。是に於て、忠孝廉節文章政事の

良材和氣に乗じて以て生ず。是れ豈に天下を憐む者の大願に非ずや。

中夏が蠻夷を治むるの法を以て、之れを九州の外に行ふことを得ざる者は、天の命なり。九州の内にある蠻夷を治めざるべからざるは、人の務めなり。人として爲すべきこと、既に此の如しとすれば、蠻夷の土を取りて、郡縣を分立するは、其功治く、其の徳正しく、其仁大なりといふべし。且九州以内の蠻夷は、本來の夷種に非ず。古の國を建つるや、萬國皆衣冠の國なりき。三代の末、暴君代るゝ起りて、天下分崩せり。是に於て、山隈水濱に割據せる君長は、中國の朝會に與らず、因つて服を異にし、制を異にし、以て苟簡に赴けり。春秋の時に至つては、莒杞は皆神明の裔にして、周の藩臣たりしが、自から夷狄に沈淪せり。則ち潞甲の狄、淮浦の夷、陸渾の戎の如き、民は皆中國の民にして、君は皆諸侯の君なりしが、世降り道衰へて、終に非類に陷れるのみ。復び夷俗を脱して、中國の儀禮を習はんことは、固とより彼等の待つ所なり。是れを以て、其の國既に滅びて、侯服に歸し、永く文教の邦と爲りて、彝倫敍でたり。故に、春秋は特書して以て、其の功を大にせり。豈に王者は夷狄を治めず、之れをして中國の妨害を爲さしむるに任すと云

はんや。

永嘉西晉の年號の後、義陽に蠻夷の號有り、仇池に戎の名有りしも、其の討平せらるるに及びては、皆汴、維、豐、鎬の民と異なる無かりき。然らば則ち、辰沅、澧、靖諸州の山谷、險阻にして戦に便ならずと雖、何れか漢唐の政教敷施の善地にあらざらん之れを泥中より出だして、之れを雲上に登すことなれば、假令多少人を誅戮することありとも、固とより仁人の諱まざる所、而して我が士馬を勞し、我が芻糧を費すは皆以て我れと接壤せる地方の士女を保全せんが爲めなり。此の事たる、一時之れを勞せしめて、永久に之れを安樂ならしむることなれば、假令怨咨有りとも、避けずして可なり。是れ天下に君たる者の宜しく修むべき所の天職なり。

夫れ章惇の心を立つるや、幸に君に逢ひて、事を爲して功を要せんとする者なれば、固とより此の大義を知るに足らざるなり。然れども、既に事を成して、因りて其の功有り、既に其の功あれば、之れを以て罪と爲す可からず。今日に至るまで、其の建てたる州縣、現存せり、之れに附隨して設けたるもの、即ち城歩、天柱の諸邑亦、葦布して今日に存せり。而して、未だ平定するに至らずして、苗夷の巢穴と

爲り、以て我が郡邑を侵陵せる者も、亦覩るを得べきなり。其の孰れが安くして孰れが危く、孰れが治りて孰れが亂れ、孰れが得にして孰れが失たるかは、之れを事に徴し、之れを心に問は、直ちに瞭然たらん。一たび之れを目して、小人と爲せば、功も亦罪となり、是も亦非となる。かくて論者は、我が清議動かすべからずと謂ひて、自から誇るならんも、實は心中、一概に小人として排斥すべきに非ざるを思ふなるべし。

第七章 哲宗論

第一節 元祐諸公天運を知らず

小序 哲宗の元祐年間、司馬光以下の諸名臣又用ひられ、王安石の一黨貶斥せられたり。本論は、元祐諸公が王安石の新法を廢するに急にして、却て不幸を招きたるを難じ、急にせずとも、天運循環して自然に志を達し得るの機を待つ可かりしに、諸公は天運を知らずして、苛急に權力を恢復せんとし、又もや奸黨に乗ぜらるゝに至りしは、惜む可きなりと論じたり。

極重の勢は、其の末必ず軽く、輕ければ、之れを反すること易し、此れ勢の必然なる者なり。必然の勢に順ふ者は理なり、理の自然なる者は天なり。君子は、理に順ひて善く天に因る。人は固とより天と争ふべからざるなり。天未だ然らざるに、之れと争へば其の害見易し。天將に然らんとするに、之れと争へば其の害

知り難し。天と争ひて以て盈を求むれば、たとひ理に於て可なりと雖必ず運を失すべし。運を失すれば、極重の勢に處りても、又漸く輕に嚮ふなるべし。

君子は、重きより輕きに嚮ふ者の、必ず漸を以て消滅する所以を審にし、天下の爲めに之れに循ふを樂しみ、不言を以て之れを辨じ、不動を以て之れを成し、天下をして各、其の所を得しむ。是に於てか、天下は巖然として以て永く定まり、復た亂すべからず。夫れ天の將に然らんとするに、猶ほ憤然として之れに臨み、且夕も之れを待つを得ざるが如くなるは何故ぞ。古人は此の理を知れり。故に、生民塗炭の極を審にし、其の數の將に消せんとするを察し、貞に居りて以て俟ち、徐に起つて衆志に順ひて功を圖る。成湯の夏を革めたる、周武の殷に勝てる、皆此の道に率へるなり。況んや其の革命改制の期に非ざる時に於てをや。

漢の武帝は、銳意爲す有らんとして、繁苛の政興れり。邊を開き利を貪り、刑を濫にし奢を尙び、群小を進めて以て其の民を荼毒し、勢甚だ盛にして撲滅すべからず。然して、事其の力量に餘る者は、中必ず餒死、行其の行ふべからざる所に馳する者は、力必ず困み、怨四海に浹き者は、心必ず恐れて安んぜず。故に其の末年

に至つては、兵を息め、役を罷め、刑を弛め、税を緩うせるは、人言の類に至るを待たずして、心已に移り圖已に改まれるなり。其の弊の未だ盡く改まらざる者は、霍光が昭帝を輔けて起るを待つて、其自然に衰滅するに任せて之れを罷めたり。是に於て、武帝の天下を苦しめたる弊政は、日に月に銷沈し、其の去るを知らずして自から終熄せり。其の此の如きを得たる所以は他なし。唯だ之れを持するに心を以てし、之れに應ずるに理を以てし、一に民志に順ひ、天下に徳とせられず大臣功に居らずして、天に順ひて其の祐を承けたればなり。天祐を受くる者は自から利ならざる無し。

神宗の終始を考ふるに、蓋し是れに類せり。其の初に當ては、邊を開く志、財を聚むるの情、極めて切なりき、恰も水を脆土の堤に停めて、其決潰を待つが如し。王安石之れに乗じて、以て三司條例理財を總する官の謀を進む。三司條例使一たび設けられて、天下を震動して、以て其の欲する所に従はしむ。是に於て、兩朝仁宗顧命の元老すら、且引退して、其の意見を盡言すること能はず、通國敢言の士も、唯だ一たび鳴けば、直ちに貶竄せられ、而して、群小の意指を揣摩して進む者は、喧囂息

むべからず。此れ勢の極重なる者なり。而して其の勢や、既に將に輕からんとする形勢を示せり。

安石の爲せる所を観るに、其の執つて以て必ず爲さんとせし所の者は、一も成功せざりき。即ち、黄河の浚濶不可能にして、淤田登らず、方田の制行ふべからずして、而も故籍廢し難く、青苗の利息を收むること幾何ならずして、民の債務を果し得ざる者山積し、保馬の駒蕃殖せずして、牧畜廢せり。民は下に怨み、士は廷に怨みて、其の怨天子に達せり。高遵裕西夏を討つて敗る、や、死尸野に盈ち、甲を棄つること山に齊しく、天子すら之れが爲めに痛哭せり。安石は則ち不肖の子ありて、之れを内に妨害し、反對の黨之れを廷に責め、神宗の親任も亦厚からず。鄧綰呂嘉問すら顯罰に罹り、王安禮は兄の過を糾彈して亟に進用せられ、手實方田以下の新法にして安石によりて創められたる者は、皆神宗の手を以て廢せられたり。若し神宗をして、漢の武帝の年齢を有ちて、其の崩すること速ならざらしめば、輪臺の詔は必ず天子の自心より發せられたるべし、廷臣の屢諫むるを待たざりしならん。

蓋し否極れば傾く。天の必ず動く所は、人を待たざるなり。幾は已に現はれたり、勢は已に移れり。哲宗立ちて、正人用ひられたり。此の時に於て改革を企つるには、唯だ其の消えかゝれる餘焰に因つて、薪を撤して之れを熄むれば、火は自から滅すべし。其の情を平かにし、其の慮を澄し、其の怒張の氣を抑へて以て之れに臨めば、其の行ふべからざる者、其の害ありて利無き者は、既に昭然たる際なれば、唯だ其の徹るゝに任せて之れを修補せず、其の弛むに任せて之れを督せざれば、三年ならずして新法の自然に消滅せんこと、猶ほ秋葉の日に凋落に向ふが如くなるべし、其の衰滅坐して待つべきなり。然るに、元祐の諸君子は、事此に出づること能はず、怒氣を積みて以て之れに臨み、須臾の間之れを忍びて時を須つこと能はず。其の忍耐の乏しきこと、曾て霍光にだも若かざるなり。何ぞ古先聖哲が、元氣を調和して天下を和平に養ひたるに比するを得んや。

牛の虎と鬪ふや、虎の已に斃れたるに拘らず、猶ほ之と鬪ひて止まざれば、牛乃ち力盡きて死に至る。安石既に退きて、呂惠卿之れに叛き、彼れの進退兩つながら窮し、呂申公、司馬溫公以下、孫固、吳充の諸君子相踵いで政を執りぬ。而して、彼

の安石の餘黨たる蔡確、章惇、王珪、曾布の流は、安石の如き博聞強記の學も無く、又食淡衣粗の節も無ければ、素より元祐諸公の勁敵に非ざりしなり。

志を持つると甚だ狭き者は、畏るゝと甚だしく、疾むと甚だ急なる者は疑ふと甚だ深し。彼我の權力兩立し難きに際して、我れ偏重の地位に居らんと欲すれば、彼れ曾て重かりしも今は輕かるべし、然れども我れ今重しとはいへ能く長く其重を保つを得んや。天方に我れに授くるに權を以てせるに、我れ之れを知らず、力めて天と争ひて、權を貪るに急ならば、天も我れを去るべきなり。天とは、夫の蒼々として問ふべからざる天の謂ならんや。天とは、理のみ、理とは、勢の順なるものゝみ。天の我れを去るべきを察せずして、天社稷に幸せり、必ず患なしと曰ふは、誤れり。天の宋に幸せざるに非ざるなり、國を謀る者之れを天に失ひながら、然かも之れを人に強ひて、以て功に居り、徳を樹てんと欲するの罪なり。

第二節 元祐諸公理財に通ぜず

小序 本論は、國計を知り理財に通ずるは、大臣の責務なるべきに、之れを知ら

す之れに通ぜざるを以て高潔なりと誤解するは、尤も非なりと謂ひ、王安石は之れに通ぜずして小人に誤られ、王安石を攻めたる元祐諸公も、之れを知らざるに於ては、王安石と異ならざりき、是れ兩首相觸れて相罵るに同じく、元祐諸公の爲めに惜む所なりと論じたり。

畢仲游臨邛人司馬溫公に告げて曰く、天下の財政を詳にし、深く收支の數を明かにし、諸路に蓄へられたる錢粟を以て、一に理財の官の管轄に歸せしめ、天子をして天下の財の餘有るを知らしめば、民を虐するの政を除くを得可しと。大なるかな言や、古今の治體に通ぜり。溫公之れが爲めに聳動せしかど、從ふと能はざりき。從ふこと能はざるは、爲政の通病なり、溫公も免るゝ能はず。其の病三有り。一に曰く、名を惜みて實を廢するなり、二に曰く、弊を防ぎて愚を啓くなり、三に曰く、術疏にして及ばざるなり。

天子有無を言はず、大臣錢穀を問はずとは、名の甚だ美なる者なり。大臣は自から其の清名を惜み、而して又天子の爲めに惜む。是に於て、會計を言ふを忌みて、一に之れを有司に委ぬ。是れ未だ其の立説の義を察せずして、唯だ美名なり

と曲解せるものなり。有無を言はずとは、禁じて之れを知ること勿からしむるの謂に非ざるなり。有る者を無しと言ひて溢るゝを求めざることなり、無き者を有りと計りて妄に經營を爲さゝることなり。其の入る所を知り、其の出づる所を度るに、富四海を有てば、當に無しとは言ふべからず。錢穀を問はずとは、上の之を費すに任せ、下の之を隠すに任せ、徒らに自から高致を標榜するの謂に非ざるなり。收支の概算略ば一定せるを知り、既に心に覺れば、些細の利如何を問はざることなり。己れを汚さんとする者を避くるが如く、高潔を装はんとするは、此れ浮薄子弟の尊ぶ所なり、豈に天子たり大臣たる者の爲すべき事ならんや。自から高潔の名に矜つて、立國の本を忘る、此れを名を惜みて實を廢すと謂ふなり。相習ふて高尚と爲し、賢者も誤つて以て道の存する所と爲す、其の惑へるや久し。

君徳を弼成するの説を爲す者は、曰く、天子をして國の富を知らしむべからず、之れを知らしむれば、侈心生ず、是に於て邊功を幸とし、土木を營し、玩好に耽り、賜予を濫にするの情抑止すべからず、李林甫唐謂の君を導くに驕奢を以てするや

唯だ富を知らしめたるのみ、之れを禁じて知ること勿からしめば、天子常に不足の心を懐き、儉を期せずして、自から儉ならんと。此の説や、誤謬の尤も大なる者なり。

天子にして欲を擅にし、侈を尙ばんと欲せんか、豈に財の足らざるを憂へて、之が爲めに抑止すること有らんや。五代の高緯、孟昶、劉鋹は、僅に一隅を有せしが、物力を盡して奢侈を逞しうせり。漢の文帝、露臺の費を惜みたりしは、漢の貧を憂へたるには非ず。既に九州の租税を奄有すれば、若し其の數を詳知せずとも、一人の嗜慾を満足せしむるに足るの財力有ることは、如何に至愚の者と雖、之れを知るべきなり。唐の玄宗、宋の眞宗は、既に侈心有り。漸く之れに告ぐるに空乏を以てすれば、將に別に苛斂誅求して、其の慾を充さんとするなり。夫れ眉を顰めて坐歎し、戒むるに貧を以てするは、鄙野なる小人の之を狂子弟に施して、徒らに其の笑を貽すものなり。天子の奢侈を止めんと欲して、富を知らしめざるは、其の君をして土偶木偶の如くならしめ、人の玩弄に任せんとする者にあらずや。新法を作れるは、本と北の方、燕雲を失ひ、西の方、銀夏を防ぐを憂となしたる

に由り、立國の本圖に外ならず、固とより守財坐嘆し、其君を導くに、璧を抱きて立ちながら枯るゝを以てす可からざるなり。かくの如きは、弊を防ぐ者の迂疏といふべく、謀を爲すの拙劣を極めたるものなり。

術疏にして及ばずといふに至つては、博練なること、溫公の如き者と雖、吾れ其の然るを信するなり。天子が收支の數、蓄積の實を周知すること、能はざるは、其の故有り。東宮に在るの日に方つて、財政の事は宜しく聞く可き所なりといひて、詳に之れを告ぐる者無し。其の位に即くに及びては、宴樂に耽りて、念之れに及ばざる者は、論外とし、假令勵精の主に在りても、大要を總ぶるのみにて、詳細を察する能はず。或は天子の爲めに、來り告ぐる者も有らん。されど天子は、此人に對して仔細に問ふことを得ず。即ち大臣の若きは、舊時の經學生にして、學問を以て人主の下間に應ずるのみ。其學識とても、童時習へる所、長じて遊學せる所、政暇公餘を以て涉獵せる所の外に出でず、假令宴遊聲色に溺るゝ事なしとしても、其の知識の程度は、概ね見るべきなり。其の知識の劣等なるものは、詞章なり。其の上は、議論なり、又其の上は、天人性命の旨なり。天下の政務につきても

亦往古數千年の興廢得失の運命を推論するのみにして、當世の出納の經理積聚の足不足に至つては、之れを問はんとせざるなり。故に蓄積有りと想ひて、實は無きことを知らざる事あり、無しと想ひて、實は有ることを知らざることあり、支出を知れども、何の爲めの支出なるかを知らず、収入を知れども、何に由る収入なるかを知らず、細別を知れども、之れを合すれば幾何なるかを知らず、合計を知れども、之れを細別すれば幾何なるかを知らず。温公の經濟の實學、上は周の威烈王に洊り、下は五代の柴氏後周の主に至るまで、條理一貫して、恰も目之れを睹、身之れに與るが如きを以てすと雖、會計經理に至つては、群川の東流して海に赴くを見て、其の水源が何處の天池に發するなるかを知らざるに似て、唯茫然たるばかりなり。然らば、租税の登す所、度支の餘す所、内府の藏する所、州郡の積む所を臚列し、其の多寡を計へ、以て人主有爲の需に應ぜんことを圖ると雖、固より舌を動かし得ずして終に黙するに至るは、學問の實用に適せざるが爲めにして、一に小人の妄に臆計を爲すに任せざるを得ざるに至るなり。

夫れ王安石は、唯だ此の理を知らざりき。故に、妄に國帑の空虚なるを慮り、桑

弘羊孔僅の理財の術を以て人主を動かし、人主は其實情を知らざりしなり。元祐諸公が、安石の邪を屈せんと欲して、然かも悞然として屈すること能はざりしは、己れも亦、安石と同じく理財の實情に通ぜざりしが故のみ。則ち兩者偶然相遇ひて、貞邪を問ふこと無く、各、時を以て争ひたりしは、何ぞ兩旨の道に相觸る、に異ならんや、其の交、罵るや必せり。夫れ唯だ大臣の理財を以て務と爲さるや、終に天子をして迷に陥らしむ、故に其の害言ふに勝ふべからざる者有り。國帑を守る者は僕隸なり、之れを掌る者は宦官なり、之れを腐敗せしむる者は暗室なり、之れを記する者は蠹紙なり。湮没すれども問ふべからず、盜竊すれども詰るべからず。嗚呼、此れ皆鄙室の小民が、一粒づつ之れを收め、一絲づつ之れを織り、一銖づつ之れを蓄へ、以て立國長久の計に貢獻し、國家をして、夷狄盜賊の摧殘より免かる、を獲しむるものなり。而して、君臣上下交、之れを有るが若く無き、が若き中に置きて、之れを委棄すること糞土の如し。此れ智者の自から止む能はざる所にして、又仁者の忘る、に忍びざる所なり。

天下の大臣は、山嶺水涯に杖を携へて雲を觀るの畸士にあらざるなり。然る

に此の歳計は己れ知らずして可なりと謂はゞ、孔子は食を足し兵を足すと云ひたれば、孔子は其れ俗吏の嚆矢たるか。丁謂の會計録を上つれる以後、熙寧元年に至るまで六十年なり。其の中、仁宗、四十一年間の節儉の時代を含みたれば、國の積める財貨の豊富なること知るべきなり。彼の青苗均輸農田水利の收入を以て、仁宗の積める所に比すれば、培塿の泰山に於けるが如きのみ。諸君子は此れを舉げて以て安石の黨に勝つこと能はず、國計につきては黙して言はず、徒らに氣を以て矜るとも、何の益かあらん。

第三節 宣仁太后と元祐諸公

小序 哲宗の初世、高太后(宣仁太后)乘簾の政を爲し、司馬光等之れを奉じて改革に従事したり、之れを元祐の治と稱し、世人太后を呼んで女中の堯舜といへり。本論は、太后の攝政が長きに過ぎ、元祐諸公が早く哲宗をして政を親からせしめず、偏に太后を奉じて其の命を聽きたりしは、徒らに群小反噬の口實を作りたるものにして、主として司馬光の失見なりと論じたり。

易に曰く、天下之動、貞勝者也。貞にして勝つとは、勝つに貞を以てするの謂

なり。天下に大貞三あり、即ち、諸夏は内にして夷狄は外なり、君子は進みて小人は退くなり、男は外に位し、女は内に位するなり。各、其の類を以て之れを辨じて治を爲せば、則ち我れ正に居て以て彼の不正を治むるを得て、争ひ勝つ。其の治むる所の者は貞にして、其の治むる所以の者は貞に非ざるが如きは、是れ不正に由りて以て物の正を求むるものなり。蕭望之の弘恭、石顯に於ける、劉琨の劉聰、石勒に於ける、陳蕃の宦寺に於けるが如き、即ち是れなり。勝たずして、其の禍踵を旋さず。是れ小勝ちて大勝たざればなり、終に以て災、其の身に及び、禍國に延ぶ。故に君子は、其の貞ならずして勝たんよりは、寧ろ勝たずとも必ず其の貞を確保す。元祐の諸公は、此の理に昧かりき、以て紹聖以後の禍を成し、善類空しく國事亂れ、社稷亦由つて以つて傾けり、亦慘なるかな。

新法の民病を爲せるや甚だし。諸公、民の欲に順ひ、急に起つて之れを改めたるは、之れを貞に非ずとは謂はざるなり。又當時の諸公は、父の道を改むるの孝に非ざるを疑ひたれども、然れども、祖宗の成法を奉じて以て先君の闕失を正すは、是れ亦孝の貞に非ずとは謂ふべからず。而して之れを改むるや、諸公は自か

ら其の責に任ぜず、嗣君は其の謀を與り聞かず、舉げて成を太后に仰けり。是に於て、滿廷の士は皆太后は堯舜なりと曰へり、普天の下皆太后は堯舜なりと曰へり、乃ち之れを史冊に傳ふるに至つて、後世道聽の説も、猶ほ太后は堯舜なりと曰へり。今太后を取つて之れを堯舜に上ぼせ、太后は堯舜なりと曰はゞ、堯舜を下だして之れを太后に比べ、堯舜は太后なりと曰ふべしや。故に曰く、人を擬するには必ず其の倫に於てすと。倫とは相奪はざるの謂なり。諸公は、太后を上ぼせて之れを堯舜となし、群小は太后を抑へて、之れを漢の呂后、唐の則天武后に比せり。倫を以て之れを求むれば、呂武不肖なりと雖、猶ほ太后の倫類なり。而して堯舜は、太后に比して懸絶せり。然らば則ち呂武の説は、勝を争ふて憚らざるを得るものなり。

倫とは、類をいふ。天は物を生じて各、別あらしむ。草木並び生ずれども、芝蘭の芳は以て棟梁を爲すべからず。鳥獸並び育すれども、翟雉の美は以て戎車を駕すべからず。天子皇后並び尊けれども、母后の賢は以て道法を制すべからず。此の倫に背けば、自から其の貞を喪ひ、之れを以て物に勝たんと欲すれば、徒らに小人反噬の口實を授くるのみならず、又天の祐けざる所、祖宗の靈の憑依せざる所なり。天下の臣民も、亦疑を懷きて、其の情固からざるなり。凡そ貞ならざる者の勝たざるは、古今の通義なり、違ふべからず。

哲宗の立つや、僅に十歳なりと雖、高后宣仁の殂するに及びては、既に十七歳なり。后一日亡びざれば、帝一日政を親からするを得ず。則ち此七年は、月の夜に朗かなるなり、日の晝に明かなるに非ざりしなり。晝は陰ると雖、然かも能く物を照らし、人をして洞見せしむる者は、月に比すれば遙に遠し。天子幼なりと雖、以て衆に臨めば、其の能く人をして信從せしむること、太后に比すれば大なり。嘗に此れのみ止まらず、位尊く權重ければ、唯だ爲さんと欲するまゝ、に之を行ふを得べし。然かも惡を憚かつて強ひて善を爲す者は、上哲に非ざるよりは皆唯だ其の名に制せられて、然るなり。夫れ惡を爲すとも、惡の名は人に歸して己れ之れに與らずんば、則ち惡を爲すに憚る所無く、罪を委するに路有り。善を爲せども、善の名は人に歸して己れ之れに與らずんば、則ち強なる能はずして、徒らに不平の情を挾むに至るべし。實は己れの權に由るなれども、此の權を人に貸

して之れを爲さしむれば、名従つて己れを去る。かくては、嚴父も子の心を和らぐる能はざるに、人臣たる者、其の君を納得せしめんと欲す、甚だ悖らずや。

新法の弊は、神宗の晩年、帝自から之れを知れり。永樂の敗、帝は王安禮の言を用ひざりしを悔いたり。王安石は、子死して魄喪し、其の志既に衰へ、王雱、呂惠卿は、互に排撃して、神宗も己に之れを厭へり。鄧綰、呂嘉問は、其の穢迹彰明にして、貶黜せられ、蒲宗孟は、司馬君實を誣つて、訶責せられ、孫固、呂公著は、漸く進んで兩府中書省と樞密院とに登れり。則ち國に當れる者が、神宗の志を紹述し、遺詔を以て之れを行ひ、青苗錢の未納を除き、保馬の孳生を弛め、保甲の練習を緩にし、漸次に、哲宗の知識開くるを待ちて、告ぐるに、民生の艱苦を以てし、示すに、祖法の寛宏を以てし、次第に惡法を除き、四海をして新主の仁を慕はしめ、天子の權威を掠めて之れを晨を報ずる牝鷄に與ふるが如き事を爲さざりしならんには、豈に志を達し得ざる理あらんや。計此に出でず、女主を擁して以て其の志を行へり。太后にして一日死せずんば、天子は、隅坐畫諾すること、筆を執る内豎の如く、唯母后の教を奉じて行ふのみ。若し韓維、蘇軾、劉摯、朱光庭の輩をして此の時に處らしめば、其

れ能く首を俯して以て其の命を聽かんや。故に人は、溫公貞を守るに道有れども、未だ變に通ぜずと謂へども、是の說非なり。溫公の足らざる所は、正に未だ貞なる能はざることなり。貞の大なる者は、天の經なり、地の義なり、人の彝倫なり、事の綱紀なり。陰を以て陽を禦ぎ、女を以て男を制するは、何ぞ狄夷を以て中國に令せしめ、小人を以て君子を治めしむるに殊ならんや。易の坤の初六に曰く、履霜、堅氷至と。坤の初に在ては、陰の失德無し、堅氷の禍有るに非ず、然れども發端の始に、乾に變すれば、則ち不正の行事既に微の間に伏在し、而して其の正道を失へば、以て暄和高朗の氣象を恢復すべからず、固とより乾と坤との軋轢を待たずして其の害を知るべきなり。溫公何ぞ之れを聞かざりしぞ。

嗚呼、國の將に亂れんとするや、黃髮の舊臣老死してこれに繼ぐ者無し。神宗の晩年、韓富の二公先後して逝き、文彥博存せりと雖、既に頽齡なり、且仁柔にして物議を招き、衆望の歸せざる所たり。彼の韓公が、英宗仁宗嗣立の初、德威を持して以て天子を翼戴せしが如き者有りて、哲宗の代に政を執らしめ、元祐三四年の間に當つて、太后の簾を撤せしめ、改革の權進退の柄を以て之れを天子に歸せし

めたりしならんには、群小は口實とす可き言無く、乘すべき隙無くして、國自から定まりしならん。溫公の權藉既に軽く、道も亦謙なり、徒らに愚民浮動の氣遷客躍起の情を恃み、爲さざるを得ずして、其の術を擇ぶに暇無かりき、何ぞ能く志を達せんや。權の輕きは、勢の勝てるに非ず、道の謙なるは、理の貞なるにあらず。制度の反覆興廢、あまりに煩はしうして、天下皆其の貞を失へり。而して其の禍の初は、女たるもの貞を失ひ、太后久しく君權を借りたるに本づけり。故に曰く古今の通義は違ふ可からざるなりと。

第四節 元祐諸公は紹聖の禍を啓けり

小序 宣仁太后崩じて、哲宗親政し、翌年改元して紹聖といへり。これより元祐諸臣漸く排斥せられ、章惇蔡京勢を得て、王安石の新法を再興するに至れり。本論は元祐諸公が、王安石の施設を覆へすに急にして、内外の大事を放棄せんばかりなりしが、紹聖の諸姦は、即ち又之れに倣ひたるものにして、畢竟元祐諸公の愚昧なる態度が後日の禍を招く本となりたるなりと論じたり。

一説の可否を置きて、一時の施設を通觀すれば、其の治亂安危の必然を未成の

先に決すべく、又其然る所以を千載の後に證明すべく、決して違ふこと無し。哲宗の在位十有五年、其の中政の太后より出でたること凡そ八年、哲宗の親政以後凡そ六年なり。紹聖改元以後、小人を進めて苛政を復し、天下の病を爲せるは論ずるまでも無し、元祐の政にも亦、其の理を詳にし難き者有り。紹聖の爲せる所は元祐に反すれども、實は之れに效へるなり。然らば則ち、元祐の爲せる所は、熙豐を矯めながら、猶ほ之れに效へるものにして、且紹聖改革の端を開きて、效ふ可きを示したるものなり。嗚呼、宋の亂れて以て危亡せざる者、幾何ぞや。

天子は士を進めて以て吾が國を圖り、君子は身を出して以て吾が君を圖る、豈に朝廷を借りて、流品を定め清濁を分つの場合と爲さんや。天子の朝に臨み、君子の朝に仕ふるは、必ず將に其事有らんとするなり。事とは國事なり。其の本は君德なり、其の大用は、治教政刑なり、其の急務は邊疆なり。其の民に施す者は、其の勤むるを視て之れを休養し、其の廢れたるを視て之れを修明し、其の天災を救ひ、其の吏虐を懲して之れを安全の地に置かんとするなり。其の士を進むる者は、其の恬靜の心を養ひ、其の方新の氣を用ひ、之れを草廬より抜きて、相勸むるに

君子の實を以てするなり。紹聖の諸姦、何ぞ之れを爲すを得ん。豈に唯紹聖の諸姦のみならんや。元祐の諸公と雖、此れを能くする者幾人ぞ。元祐の諸公にして、能く卓然として其の獨特の精忠を出だし、紛紜たる争論の外に超出して、入つて天子に告げたる者は、劉安世器字之が哲宗に女色を諫めたることのみ、程伊川の請に由つて、崇政殿延和殿の講讀を暑氣の爲めに廢せざる事としたることのみ、范淳夫が帝に勤むるに好學を以てせることのみ。是れ以外は、皆王安石の己死の灰と是非を争へるもの、みにして、實政の施設に現はれたる者は、實に寥寥たり。其進用せし者は、洵に不肖に非ざりき、然れども皆是れ神宗熙豐の世に貶斥せられし人にして、遑々然勉めて之れを起用して、及ばざるを恐るゝが如し。豈に新進の士、遂に一人の推轂して以て大に之れに任じ、百年の藩屏たらしむべき者無からんや、然るを徒らに嶺海の遷客の爲めに久鬱の氣を伸ばさしむ、是れ天工を曠しうするにあらざらんや。

其の民を恤ふるや、極力安石の新法を改むるを事とするのみ。數年の長き、豈に水旱無からんや、而して救恤行はれず。四海の廣き、豈に冤民無からんや、而して清問之れに及ばず。新法督勵以外、豈に酷吏の民を苦しむる者無からんや、而して按劾行はれず。安石に反對したる者以外、豈に循吏の民に惠ある者無からんや、而して其の優れたる者を拔擢すること速ならず。西陲の覆敗甚だ急なり、而して一將を擇びて其の侵陵を捍がしめたるを聞かず。契丹の歲幣屢増せり、而して一策を建て、其の侮辱を杜ぎたるを聞かず。夫れ是の如くなれば、宋は安んぞ天下を有つを得んや。天下は、一に、元祐諸公の餘憤を漏して、快適を貪るの場たるのみ。

司馬光、呂公著兩公は、憂國の誠無きに非ざりしなり。然れども、剛健正大の氣一たび漏れて餘無し。一時螻屈して伸びんことを求むるの放臣は、蠻烟瘴雨の中に自奮して、惜々自得せり。仕へては、志未だ定まらざる幼主有るを知らず、内には、恃むべからざる女主あるを知らず、朝に在つては、法度未だ整はざるを知らず、野に在つては、疾苦の民訴ふるに由なきもの有るを知らず、外は、睥睨不逞の強敵有るを知らず。全然之れを度外に置き、群起して以て二公を奉じて、宗主と爲し、而して日に改革の説を進む。二公亦耳目眩惑して、以爲へらく、唯だ此の政を

罷め、此の黨を黜け、此の人を召還し、此の法を復行せば、社稷生民鞏固無疆の術、此に越ゆるは無しと。嗚呼、此れ豈に以て天子腹心の託に酬い、皇天に對へ、先祖に報じ、四海の孤獨を慰め、西北の狡寇を折きて、允に大臣の職に稱へる者と爲すに足らんや。

吾れ誠に君徳を養うて之を正しうせば、邪惡自から窺ふとを得ざるなり。吾れ誠に政事を修むるに實を以てせば、妄人自から進むに由無し。吾れ誠に干城の將を慎擇して、以て吾が邊疆を固うせば、功名を僥倖して事を生ずるの說自から息まん。吾れ誠に中飽の弊を釐革して、以て吾が用を裕にせば、暴斂毒民の計自から消せん。吾れ誠に士を育するに醇靜の風を以てし、賢人を高潔の人士中より抜きて、國家の爲めに才を百年に蓄へなば、姦佞の覬覦自から收まつて、善人の琢磨自から宏からん。諸公會て此に出でず、夜以て日に繼ぎて改革を事とすること、宛ら亡子を追ふが如し。一人を進むれば曰く、此れ熙豐の退くる所なりと。一人を退くれば曰く、此れ熙豐の進む所なりと。一法を興せば曰く、此れ熙豐の革むる所なりと。一法を革むれば曰く、此れ熙豐の興す所なりと。然ら

ば則ち、元祐の諸公をして仁宗英宗の世に處らしめば、遂に將に一も言ふ所無く一も行ふ所無く、優游して聊か以て歳を卒へんとするか。未だ其の謂はゆる理なるもの有るを見ざるなり。事の此に至れるは、氣の爲めのみ。氣一たび動いては止まるべからず。是に於て、呂公著、范純仁は朝廷の上に争ひ、洛蜀朔の諸黨は、官省に於て相攻め、天子上に孤立して、百官下に黨を分てり。是の如くにして尙安んぞ元祐に君有り、宋國を有つと謂ふを得んや。而して紹聖の諸姦、駟馬に駕し、廣街に聘せて進むも、之れを能く禦ぐ無し。諸姦の元祐の施設に反したるは、固とより元祐の爲せる所を師とせるなり。是の故に、哲宗在位の十四年を通じて、一日として亂媒たらざる無く、一日として危亡の地たらざるは無かりき、嘗に紹聖を然りと爲すのみならざるなり。

其の時に當りて、遼主耶律氏の君臣も、亦昏淫にして自から保たず、西夏國主李元昊の子孫も亦、偷安して威力を逞しうするに足らざりしが故に、宋は幸にして外患を免れたるなり。若し其れ然らずんば、靖康の禍後日を待たずして至らんこと、火を見るよりも瞭かなり。彼の契丹衰へて夏人弱かりしは、正に是れ、漢の

宣帝が北の方匈奴を挫きたる時機に同じ。然るに、通國の人心悉く一彼一此の短長を争ふに勞れて、自から振ふこと能はざりしは、嗚呼豈に唯宋の存亡の因たるのみならんや、天下無窮の禍、實にこゝに始まるなり。今日に立ちて、哲宗の世の所爲を覆考すれば、其の言は史冊に洋溢せりといへども、實を以て之れを求むれば、一是の人心に當る者無し。苟も得失の理を明かにせば、安んぞ當時屋に登り道を遮りて司馬光を歓迎したる愚民と同じく慶快を稱すべけんや。

夫れ君子の自立するや節有り、而して天下に應ずるや道有り。心に私無ければ、物の我れを辱しむるを待たずして榮有り。之れを爲すに實有れば、法の破るる所無きを待たずして治まる。故に朝に入りては爲す所を觀書を讀みては成れる所を觀、天下の聰明才力を聚めて以て一人に奉じて萬物を治むれば、正を期せずして正ならざる無く、而して後、其の興るや必せり。此れ則ち君子以て自から靖んじ、而して天下を靖んずる所以の者なり。豈に唯伊尹、呂尙のみならんや、兩漢の盛、唐宋の初も、亦然らざる者無し。哲宗在位の世、賢々として空しく日を終へ、自から何を爲さんかを知らざりしが如きは、殆ど論外なり。

第八章 徽宗論

第一節 徽宗初政の真相

小序 徽宗の建中靖國年間、韓忠彥、韓琦の子宰相となり、一たび章惇、蔡京の徒を竄逐せしも、幾ばくもなく韓忠彥罷められ、蔡京又入つて宰相となり、元祐諸臣を黨人と名づけて迫害を加へたり。本論は、當時諸名士の進退宜しきを失ひ、姦小をして跋扈せしめたる所以を説き、後日の大禍實に其の時に兆したりと論ぜり。

徽宗の初政、察然として觀るべかりしは、韓忠彥の爲せる所なれども、然かも韓忠彥の力に由るにあらざりき。幾ばくもなく向太后神宗后殂し、任伯雨、范純禮、江公望、陳瓘相次で廢黜せられ、曾布專權にして蔡京進用せられ、忠彥も位に安んずる能はずして罷められたり。忠彥一たび發奮したれども、期日だも守る能はず

治亂の關鍵は向太后の生死に在りしを見れば、忠彦は徽宗に信任せられたるにあらざりしなり。

已覆の軌に循へば傾き、倚る可からざるものに倚れば躓く。仁宗は慈厚を心とし、窺覷懐妬の小人なかりしにも係らず、劉太后殂して、張耒夏竦は頼る所を失ひて朝廷に居る能はず、之れに反して、王德用、章德象は劉太后に反對たりし故を以て急に登庸せられたり。哲宗の代に、高太后宣仁晨に殂すれば、群姦夕に進み、元祐の諸臣を攻撃して餘力を遺さざりき。前事の明鑒、固とより忠彦等の眼前に横はれるに、なほ一母后を擁して、盛年佻達の徽宗を左右せんとしたりしは、頼るべからざる者に頼りしなり。邢恕、章惇、蔡卞は、已に竄死せりとはいへ、豈に繼ぐものなからんや。されば當時姦人の禍は、哲宗の紹聖の世よりも烈しく、貞士は放逐せられて身を終へ、喧囂の狂夫をして恣に社稷を動搖せしめたり。後車の覆れるは、前車よりも甚だし、亦酷なるかな。

忠彦は世臣たりと雖、德望は司馬溫公に比ぶべくもあらず。任伯雨諸人も、亦元祐群賢の如き夙望なし。一たび振ひ落されて士氣全く潰え、天下悉く暗黒の

道をたどりて衰亂の泥淖に陥り、其の極、靖康の世に至つては一人として用ふべき人材なく、國を擧げて之れを他人の夷狄に授けたりしは、誠に怪しむに足らざるなり。

雪降らんとして、微温の氣先づ至る。其温たるや、豈に喧和の氣ならんや。諸君子能く之れを覺りて、禍を未發に防がんこと決して容易にあらず。太后は恃むべからず。忠彦さへも恃むべからず。李清臣、蔣之奇などの雜輩も、愈々恃むべからず。曾布と忠彦と、政府に相持せるとは、彌々恃むべからざるなり。朝廷の恃む可からざると此の如くなりしに、其の朝廷頗に温詔を頒ちて、人を起用するに急なりき。當時范忠宣范純仁諡は、上果して我れを用ひんか、死しても餘責ありといひ、程伊川は、始めに大恩を被る、職責を盡さずんば何を以てか德意を仰承せんといひ、蘇子瞻蘇軾字は、南方遠謫の地より還り來つて、直ちに欣然として命を奉じたりしが、如きは、君臣の間強て背く可からざるが故に、恃む可からざるを知りつゝ、欣躍して命に従ひたりしは、亦君子志操の厚きに因れるならん。

然りと雖、道を酌み、遠きを圖り、貞を持し、而して善く元氣を調へて傷らしめざ

るには、固とより其の法あり。天下道有れば、道は天下一般の人に通ず、故に己れ天下の人に從ふことは、自から道に從ふ所以となる。天下道なき時は、道は己れに在り、故に己れ獨り道を愛することは、自から天下の爲めに道を愛する所以となる。己れ道を愛すれば、喜怒輕々しく心に動かず、輕々しく物に對して口を開かず、而して尤も慎む所は、進退を輕々しうせざることなり。人に對して傲慢なるものあり、其の傲慢なるものが我れの力を頼まずと知らば、我れは其の人に倚るべからず。我れを愛して膝に上ほすとも、膝に上ぼす者が或は一變して我れを淵に投ずること無きにしもあらざるを念はゞ、我れは豫め其の危きを避く可し。尙又昏庸の主に對しては、我れ欣然として動くことなく、彼れをして我れは寵を頼むものに非ざるを知らしめ、邪佞の黨に對しては、我が銳鋒を示すことなく、我れは彼等と力爭する者なりとの疑を懷かざらしめ、天下の士に對しては、名節を惜み、榮寵必すしも榮にあらざるを知らしめ、身を辱しめて輕舉するが如きこと無からしめ、四海の民に對しては、世運の非なるを知つて隱忍して辛苦に耐へ、早急に泰平を計つて却つて姦人を怒らせ災を重ぬるに至るが如き事なから

しむべきなり。故に范淳夫范祖禹字淳夫は蘇軾の任に赴かざるべきを勧め、尹和靖は程伊川の易々として官に就けるを疑ひしは、獨り二公の身を愛したるのみならず、天下の爲めに道を愛し、而して道なほ天下に存するなり。

君を愛するの切なる餘り、君の命に反するに忍びず、國を憂ふると至れる餘り強ひて國の爲めに力を宣べ、民を恤れむこと篤き餘り、作急に民の益を圖らんとす、其志や嘉みすべきなり。されど、常に乘すべき機會を窺へる小人は、固とより謂はん、思ふ所を遂げんとするは彼れも我れも異なる所なし、一々彼等の爲す所に反抗して吾等の猛威を試むべく、全力を盡して彼等を根本より一掃せんと。昏庸の主も亦謂はん、呼んで直ちに來る程の輕輩は、磨いて去らしむるも易かるべし、君子など有る得べき筈なし、皆予が一言に服從す、然らずんば、之れを竄誅し永錮して遺種なからしむるとも、亦國に人無きを患へざるなりと。後進の徒は直道を發揚する便りを失ひて、亦謂はん、先生長者も嘗て速に進み仕へたり、必ずしも明君直臣を待つに及ばず、未だ進む可からずして進むとも何の不可あらん、何ぞ世道に背く恐あらんやと。是に於て、小人は口實を得、庸主は士を輕んじ、人士

は確實の氣節を失ひ、朝廷にも人無く、野に在つても人無きに至る。かくて徽宗の大觀年間以後、靖康年間に至るまで、世は醉夢の中に傾頽して止まる所を知らず、能く天下の狂態を挽回して敗亡を救へるもの一人も無かりしは、亦痛ましからずや。

宋の衰亂の迹を考ふるに、仁宗の景祐年間より一變し、神宗の熙寧元豐年間に於て再變し、哲宗の元祐年間に三變し、紹聖年間に四變し、徽宗に至つて實に五變したり。かくては、國の定まり無きも、自から知らるゝにあらずや。乃ち數十年來、小人迭に進み、公忠剛直の臣も相續いで現はれたりしも、難進易退の節を立て天子をして敬畏せしめ、士類の模範たるに足るべき人を求むれば、不幸にして其人無かりき。騏驎は驚駘と駕を争ひ、明星は螢火と光を争ひ、道已に落ち、身已に悔らる、世安んぞ波流せざらんや、國安んぞ瓦解せざらんや。

韓忠彥は、孤立して女主を戴き、而して神宗哲宗の世に兆せる危運を挽回せんと欲したり。諸君子何ぞ動き易く靜まり難かりしぞ。程伊川貶せられ、尹和靖、張思叔の諸學者、皆僞學の禁に罹り、後日の韓侂胄の暴惡を啓きたり。かくて禍

は國家に中れるが上に、なほ害は延て學術に及びぬ。徽宗の建中靖國の初政は、識者をして寒心せしむる所たり、何ぞ粲然として觀るべきの實あらんや。

第二節 蔡京と新法

小序 蔡京は、徽宗に用ひられて宰相となり、王安石の新法を再興して、元祐時代の名臣を迫害し、徽宗の世をして紊亂に陥らしめたり。王船山之れを論じて、是れ新法の罪にあらず、蔡京が新法を口實として邪術を振へるなり、政の善惡は、法の是非にあらずして人の賢不肖に在り、唯法を恃むのみにては、善政惡政並びに久しきを保ち難しと謂へり。

善政も數傳すれば弊生す、不善の政は固よりの事なり。善政の目的は民を利するに在れども、其の弊は必ず民を煩はすに至る。立法の始には、上之れを昭明し、下之れを敬守し、國其の益を受けて、人其の賜ものを受くれども、之れを實施する者其の人を得ざるに及んでは、法の寬なるに乗じて其の弛むに任せ、法の嚴なるを利用して苛酷に流れ、弊害こゝに生じて民初て困むに至るものなり。不善の政は、民を煩はして國を利せんとし、結局國に利する所無くして害を生じ、民の

煩ひも亦却て漸く輕からんとす。立法の始は、嚴格に厲行せらるゝが爲め、人民の怨怒免かれ難しとはいへ、敢て法に違ふ者もなく、漸く慣れて常例となるに至る。賢明なる地方官は、能く士民の意向を斟酌し、唯だ法の趣旨を失はざる程度に於て之れを用ひ、飽くまでも法文のまゝに之れを厲行せんとはせず、暗愚なる地方官は、人民の痛苦を恤まざる代りに、已れも亦國法を畏れず、但だ法を假りて私利を圖り、表面の責を塞ぐのみにて、法を實施する心なきが故に、其の民を煩はすこと、必ずしも下令當初の如くにはあらずして、其の害も次第に薄らぐべきなり。かくて、不善の政も、久しく天下を害すること能はざる筈なれども、不善の政は君子の非難を被るが爲めに、小人の手に托せられ、小人は之れに乗じて惡事を恣にし、遂に大禍を招くに至る。されば、治人ありて治法なき道理にて、天下を亂る者は、亂法にあらずして亂人なりと謂ふべきなり。

蔡京は、童貫に引き立てられたる人にして、神宗の諸政を紹述すといふ邪説を繼承して、王安石を推崇し、其の所謂新法を行へり。今蔡京の所行を考ふるに、決して王安石の設けたる諸法を忠實に厲行せんとしたるに非ず、王安石が苦心の

末、古の申不害、商鞅、桑弘羊、孔僅の如き經濟家の政策なるものに附會して作爲せる諸法は、蔡京の眼には故紙同然にて、名は安石の新法なれども、其の實を失へるもの十の八九なり。蔡京の所爲と、王安石の所爲とは別物にして、當時の天下は蔡京にこそ苦められたれ、王安石に苦められたるにあらざるなり。王安石の新法其のものが、徽宗の宣和政和時代の禍亂を招きたるにあらず、唯だ王安石が呂惠卿、鄧綰、章惇、曾布の如き群小を雜引し、賢を賊し上を蔑にするの秘計を蔡京に授けたる一事は、則ち禍根を宋に遺したる所以なり。

神宗の熙寧元豐時代を攷ふるに、王安石の設けたる青苗保甲保馬市易の法など厲行せられ、人は家を破り子を賣り、身體を害ふて流浪の苦を嘗め、到る所號哭の聲を聞かざるなし。此のまゝにて、徽宗の世に至るまで法を寛にする事なからしめば、天下の民死する者過半にて、亂民の蜂起すること、秦隋の末世にも劣るまじと思はるゝ程なりしに、其の間、哲宗の紹聖年間より二十餘年に亙りて、又其の法を行ひたりき。然るに天下の怨毒、前日に倍すといふ程の事もなく、徽宗の世に、方臘の大亂起りたれど、是れ朱勳が花石綱に由りて人心を騒がせたるに本

づきたるものにして、新法の迫害に因れるにはあらず、之れに由つて、政は善惡ともに久しきを保ち難く、法に頼つて目的を達せんとするは、徒らに口舌の論争を生ずるに過ぎざるものなるを知るべし。神宗は政績を擧ぐるに急にして、安石は飽く迄も己れの邪説を賣らんと欲し、兩者相競はん計りに交、其の企圖を頑守して、他の諸君子と争ひ、果決厲行、毫も吏民の緩怠を許さず、其の勢、烈火炎上して、冬生不死の勁草と雖、燒盡を免かれざるが如くなりき。哲宗に至つては、心怠り、徽宗は又心侈りたれば、新法を行ふとはいへ、吏民は唯だ誅求に應ずるだけの盈餘を作り、勸督を免かる、爲めに文章を飾るを以て、事足れりとし、由つて巧に責任を回避するを得たり。保甲の法の如きは、一紙を以て其の成功を報告すれば可なり、青苗法の息錢は、戸口土田の賦税の中より之れを融通するも可なり、醉夢の君主、挾邪の宰相は、其の事情を覺らず、唯だ欲を充たすに満足して、我れ能く神宗の爲せる所を爲せりと謂ひて自から誇るのみ、こゝに至つて下民の被害却つて稍、緩めらる、道理なり。

されば、政は其の善惡を問はず共に久しきを保つに足らず、吏は自から從來の

慣習に従ひ、民は自から安全を圖るの計を知る、忠直の士いかに譴責を冒して論争するも其の効なく、下層の民は相結んで優に法を脱するを得べし。故に周公が、六官を作り六典を述べ、天下を掌握するの法を詳密に記載して一書と爲したれども、終に之れを以て周を治むる能はざりしは、其の法の行ひ難きにはあらず、行ふと雖、之れを回避するものあり、之れを悪用するものあり、法の成績永からずして弊害増長するに至ればなり。人主にして國家長久の良策を施さんと欲せば、唯だ賢人を任用すべきのみ、大臣にして君の爲めに有利の長計を建てんと欲せば、唯だ賢人を推薦すべきのみ。一旦賢人を用ふれば、其の類を以て登用せらる、後輩は、たとひ先輩の偉材に若かざるまでも、尙ほ先蹤を慕ふて自から謹み決して害毒を爲すことなし。一旦不肖の人を用ふれば、其の類を以て登用せらる、後輩は、唯だ先輩の姦惡に倣ふのみならず、愈、墮落を重ね、先輩も尙ほ及ばざる程の害毒を流すに至るべし。王安石も、己れの末流に蔡京ほどの姦物を出すべしとは想ひ及ばざりしならん。而かも蔡京は、我れこそ安石の嫡系なれと放言し、人々亦蔡京は安石の先例に倣へるなりといひて惟ます、是に於てか蔡京の

悪事益募るばかりなり。蓋し世の昌平を保ち、民をして貞良ならしめ、國家長久の運を開くは、實に爲政者の志と教と人とに存す。善政は恃むに足らず、國家建設の當初にあらずんば、法を創むるも其の効なく、悪政は久しうすべからず、苛煩の法と雖、自づから之れを調和するの道あり。唯一學究の説を聽きて己れの欲するがまゝ、に天下を變易せんとするが如きは、要するに王安石類似の陋見にして、蔡京輩に口實を供するに過ぎざるのみ。

第三節 童貫と遼金に對する宋の態度

小序 金(女眞)が遼(契丹)を攻め、遼大に苦しめるに方り、宋の徽宗は金と結んで遼を夾撃し、宦官童貫をして遼の南境を攻めしめ、たれども成功せず。次で、金は遼を滅ぼし、勢に乗じて屢、宋を侵し、遂に宋の靖康元年、宋都汴京金兵に陥れらるゝに至れり。本論の要旨は、靖康の禍は、實に童貫の愚策に本づくといへ、宋の弱勢は、徽宗の世に始まるに非ず、宋初以來の積弊に由來し、當然敗滅の不幸を招くべく、亡國の禍到底免かるべからざる事情ありしことを論破したるなり。

靖康の禍は、童貫より生まれり。狡夷信すべからざるに之れを信じ、叛臣用ふべからざるに之れを用ひ、必ず亡ぶべき契丹を苦めて、方に勃興せる女眞に土地を奪はれたり。其の後、南宋の理宗復た其の覆轍を履み、遂に國亡ぶるに至りぬ降つて後世に及び、猶ほ夷を以て夷を攻むる説を守りて敗亡を取れるものあり是れ自から危険なる陷穽を踏みたるものに外ならず、何人か其の理を覺らざらん。而して宋が、一たび徽宗の時に於て、二たび理宗の世に於て、同様の失敗を招き、遂に國亡びたる所以は、唯だ夷を以て夷を攻むるの計に拙なりしが爲めのみにはあらざるなり。若し徽宗をして、高麗の言を聽き、鄭居中、宋昭の諫に従ひ、童貫、王黼の姦を斥け、馬植、張穀の請を拒み、一矢を遼(契丹)に加ふることなく、然かも金粟を贈り、援兵を起して契丹を衛らせたりとするも、耶律渚遼の天神帝金兵に逐はれて西奔するや、耶律渚は遼の南京今の北京に於て帝と稱せりは之れが爲めに走死を免かれたるなるべしとは思はれず、左企弓遼の南京即ち燕山府を守りしが、金兵に攻められて降服せりは之れが爲めに燕山府を固守したるなるべしとは思はれず、女眞は之れが爲に河北侵入を止め、黄河を渡つて宋都汴京を衝くを斷念したるなるべしとも思はれず。然らば、宋が女眞と同盟するも同盟せざ

るも、又遼を援くるも之れを夾撃するも、其の結果は畢竟同一なり。童貫は遼を攻むる策を立て、失敗したるに相違なきも、宋の危亡は但だ童貫の失算のみに係るにはあらず。

宋に取つては、女真と聯盟して遼を夾攻する計を止め、遼を援け存して宋の爲めに女真を防がしむるを可とすといふ者あらん、是れ一説なり。然れども、當時の宋は、契丹を援け存するに足るの力なかりしを如何にせん。契丹は、瓦解垂亡の國なりしに、童貫一たび之れを攻めて白溝に敗れたり、劉延慶、郭藥師再び攻めて燕山府に敗れたり。攻めて満足に攻むる能はざる程なれば、援くるとも満足に援くる能はざるべき理ならずや。燭火將に消えなんとする遼の將軍蕭幹遼皇族耶律清を立て、皇帝となし、燕山府を守つて宋軍を破れりに敵し難き者が、いかでか燎原方に熾んなる金の猛將粘沒喝別名を宗翰といへりを拒き得べき。

宋に取つては、契丹をも援けず、女真とも結ばず、女真を導きて中國の短長虚實を窺はしむるが如き拙策を避け、靜に舊疆を守つて動かざるを可とすといふものあらん、是れ理に近き一説なり。されど、女真が遼を滅ぼして、燕雲十六州遼が

奪取したる支那北邊の地の地を占め、宋と境を接し、潑刺たる銳氣を蓄へて河北豊饒の地を睥睨し、一使を遣はして傲然として歲幣を要求したりとせば如何。速に之れに應ぜずんば、金國の激怒を招かん、速に之れに應ずれば、金國の輕蔑を増すなるべし。金國何ぞ遼の舊境を守るに安んじ、契丹併呑の銳鋒を轉じて之れを宋に加ふるに躊躇するものならんや。然らば則ち、金と結んで遼を夾攻するも、又専ら遼を援くるも、將た又傍觀して動かざるも、三者ともに宋の安全を保ち難く、畢竟女真の難は避くるに由なかりしなり。

宋の眞宗が契丹と澶州に講和してより後、畢士安は河北の防備を撤去し、名づけて休養といへり、眞宗之れより心怠りて太平を粉飾し、封禪を行ひ土木を營むこと十八載なりき。仁宗は柔仁の政道を以て邦を保つるの策と爲し、契丹の使者劉六符の來るや、易々として歲幣を増し、坐ながら歲月を和戰の空論に費すこと又四十一年なりき。神宗自強の志ありしも、迂謬の妄策を執り、内は其の民を培克徵發に疲らせ、遠く教練未熟の兵を熙河方面に試用し、契丹より地界を求めらるれば、土を割て之れに與へ、逡巡姑息、遂に折衝の實算を展ぶると能はざりき。

哲宗の元祐年間以來、一彼一此、徒らに空論を闘はせて、北邊を顧みざること、又二十餘年に及びぬ。上に閫外の任を托すべき將軍なく、下に戦ふに堪ゆべき精兵を缺き、城堡破れ、戍卒散じ、國家危急の際に於て、徽宗嬉遊に溺れ、日月の過ぎ行くを忘れたる如くなり。凡そ是の如きもの幾んど百年の久しきに互れり。されば、攻むるにも攻むべきなく、援くるにも援くべきなく、鎮むるにも鎮むべきなく、女眞と結んで遼を夾撃するを罷めんことを請ふ者あらば、無意味に之れを罷むるのみにて、罷めて後、自衛鞏固の畫策を整ふ程の力なかりしなり。童貫は實に國を誤れり、されど國を誤れるは、唯童貫の罪のみに歸すべからざるなり。

然りと雖、當時、宋豈に自から振ひ起つての力を餘さざりしものならんや。財賦より言へば、徽宗侈れりといへども、楊廣隋の煬帝なりが泥沙の如く金を散じたるが如くならず、天下の税賦を傾けて一方北邊を防禦すれば、自から餘力有りしなり。兵力より言へば、往時北敵を防がんとて、村を屯となし、里を砦となして奮闘したる河南河北の勇民、今や北敵に逐はれて江南に流浪するに至れりと雖、猶ほ厚く用ふるに堪えたるなるべし。周の世宗が、僅々數州の地を以て、動亂の際に

處りながら、陣に臨んで一麾すれば、強敵立どころに摧けたるを見ずや、彼れ決して多年の教練を待て、後に兵を用ひたるにあらざるなり。將相より言へば、宗汝霖は古の晉の陶侃にも劣らず、張孝純、張叔夜、劉子羽、張浚、趙鼎は、俱に已に位に在つて才志の凡ならざるを認められ、劉錡、張俊、韓世岳、岳飛の諸將は、或は既に戰陣に臨み、或は草澤より崛起して、勇略の聞えありき。人を用ふれば功を奏し、人を求むれば其の人至り、決して人才なきにあらざりしなり。財あつて施す所を知らず、兵あつて用ふる所を知らず、他なし、唯だ人材を知つて之れを任用せざるのみ、宋いかでか亡びざらん。

人材を知らずといふは、猶ほ辯解の餘地あれども、人材を任用せずといふは、全く辯解の辭なし。されど、是れ豈に徽宗の闇と蔡京の姦とのみに因りて、一時に敗滅の不幸を招きたるものならんや、別に其の由來する所あるなり。宋初、趙普が功臣を猜防する秘謀を獻じてより、立國百餘年、其の間、君臣上下おしなべて唯だ英傑を屈抑するを以て國本を固うする上策なりとなしき。かくて君命を受けて軍に將たる者は、一身の安全を保つを以て厚福なりとし、功を建て、却つて

禍を招かんことを畏れたりき。故に方臘の叛亂を平らけ、熙河の地を奪取したるに方つても、童貫が賤しき宦官の身を以て其の事に任じたればこそ猜忌の聲を聞かざりしなれ、餘人に在ては、忽ち排斥の難を被るべく、誰れか其難を冒して戦功を求めんとはすべき。此の如くして、人材全く影を潜むるに至れるなり。たとへ童貫が、女眞を挑んで其の侵入を招くが如き事なかりしにもせよ、宋は到底敗亡を免かるべからざりしなり。むかし漢は南單于を利用して北單于を攻め、而して後、匈奴の禍絶え、玉門關を閉ぢ西域を謝絶して、河西の守り固かりき、是れ漢にして初めて能く功を奏したるなり。宋をして漢ならしめ、在上者をして堅實なる政策を執らしめなば、夾攻も可なり、援遼も可なり、靜に守つて動かざるは殊に可なりしならん。唯だ其の人に在るのみ。

第四節 徽宗と蔡京

小序 蔡京徽宗の宰相となり、神宗の遺圖を紹ぎ、王安石の新法を再興すと稱したれど、毫も成績を見ず、却つて帝を逸樂に誘ひ、帝も亦嬉遊に耽りて、國事日

に非なりき。後に、蔡京放逐せられ、子孫三十餘人と共に南方に流離し、欽宗の靖康元年、年八十餘を以て潭州に窮死し、次で其の子蔡攸も誅に伏したり。本論の主旨は蔡京は唯賤しむべき幫間俳優の類にして、姦物としても重きを置くに足らず、徽宗も初より之れを尊重するの意なく、狎玩の臣として之れを遇し、要するに君臣相共に戯れて國事を顧みざりしなれば、女眞の如き勁敵現はれずとも、宋の衰運自から免かる可からざりし所以を痛論したるなり。

姦人君を得、久しく其の權を持して天下を傾くるものは、抑も必ず故あるなり、姦人は君に代る程の才ありて君を宴逸に導き、君の心を迎ふるに巧みにして君の妄圖を助成し、下は百僚を彈壓するに足りて百僚に侮られず、上は人主を脅持するに足りて終に君に輕んぜられず、唐代の李林甫、盧杞、宋代の秦檜は、皆是れなりき。其の進用の當初には、君を聳動敬服させて社稷の臣と認められ、既に用ひられて後は、君の信任尊敬を受けて權勢を占め、君之れを疑ふと雖、之れを動かして退かしむる能はざるに至る。故に南宋の高宗は、刀を長靴の中にひそめて秦檜を警戒したる程なれども、之れを推崇すること益、深く、盧杞貶せられて、德宗なほ其の人を追念し、李林甫も楊國忠の中傷妨害なかりせば、立宗も之れを輕んぜざ

りしならん。是等姦人全盛の時に方りては、滿朝の士姦人の惡を公言するものなく、些少の非難を洩らしても、忽ち禍を免れざる程なり。

蔡京は之れと異なり。徽宗の蔡京を宰相に任じ、之れを保和殿に招き、卿何を以て朕に教へんとするぞと言ひしは、唯だ戯れたるにて、弄臣(狎玩)幫間の臣として蔡京を畜ひたるのみ。蔡京も己がまゝに振舞ひて、王安石に則り、神宗の諸政を紹述するなりとて、大に善人を害したれど、敢て神宗熙寧元豐時代の法令を斷行せんとはせざりき、是れ彼れも亦自から弄臣たるに甘んじたるものなり。其用ひられしは、彼れが童貫の遊樂の友たりし縁に因り、書畫奇巧を以て帝の意に叶ひたるが始めにて、神宗の紹述を口實として、次第に宰相の職に登りぬ。其の紹述といへるも戯れなり。王安石を師とし、周官(周禮)を以て説を飾りたるに、徽宗無學にして全く其の可否を辨せざりしかば、蔡京はかの戯れを利用するを得たるなり。寵を受くると既に深うして、狂嬉度なく、安妃徽宗の寵妾なり、道士林靈素のけ其の畫像を神霄帝君(徽宗)の畫像を見て之れを詩に作り、我が稚子の帝衣を牽くに之れを任せて、宣和二年徽宗蔡京の邸に幸し、家人の禮を以て宴に列しぬ、蔡京大に悦び、表を上之れを

表に著はし、父子共々に親狎幫間の癡態を示せり。徽宗が戯れに蔡京を司馬光に擬し、蔡京が戯れに徽宗を仁宗に比ぶるに至つては、明らかに俳優の所爲にして、黃幡綽唐の玄宗の頃、優人の僱人敬新磨五代の後唐の優人と異なる所なきを見ずや。徽宗豈に蔡京を以て社稷を托すべき者なりと謂はんや、蔡京、蔡攸、父子も亦豈に我れは徽宗の腹心なりと謂ふものならんや。徽宗は唯蔡京、蔡攸、父子に狎れ遊ぶのみにして、京攸、父子も亦幫間の如き卑賤なる態度に甘んじたり。されば星變の爲に一たび黜けられ、日中に黒子現はれたるが爲めに再び黜けられ、子は用ひられても、父は病を以て免ぜられ、父子世々朝權を握ること能はざりき。侯蒙、陳顯の如き高位の大官は、京攸、父子を排斥して、孟賊なりと論じながら、悠然として官を去り、下位の冗員にては方軫の如き、民間に在ては陳朝、陳正彙の如き、共に彼等を叱罵すること、犬豕に似たれども、猶ほ刑に罹るを免れしを見れば、京攸、父子は、決して根底深く抑へ難き程の權勢を有せざりしなり。徽宗も別人を以て之れに代へんとしたること屢なりしかど、趙挺之、何執中、張商英の如き、群小の輩が私利立身を希ひて、蔡京に阿り、帝の爲めに尺寸の力をだに盡さんとせざりしを以て、蔡京の寵

益固く位愈高く老齡に及ぶまで久しく天下を害へり。

計るに蔡京が初て用ひられしより、後に南方に追放せらるゝに至るまで、君も戯れ臣も戯れたるなり。彼れに嗣ける者は、蔡攸なり、蔡條なり、彼れと事を與にせる者は、王黼なり、朱勳なり、李邦彥なり、いづれも戯れにあらざるはなかりき。花鳥圖書を愛し、鐘鼎竹石を弄び、道教に溺れ淫酒に耽りたるは固より戯れなり。熙河を取り、交趾を攻め、女眞と結び、契丹を滅ぼし、俘虜を宗廟に獻じて凱旋の賀酒を賜ひ、戦勝を祝して罪囚を赦すが如きも、亦實に戯れにあらざるはなし。是の如くして敗亡の禍を緩めんと欲するも、何ぞ得べけんや。

李林甫すら肅宗の運を斷つに至らず、盧杞すら德宗を亡滅に陥るゝに至らず、秦檜すら高宗の國を破るに至らざりき。蔡京は彼の三姦ほどの鷙悍なきに、然かも禍を爲すこと最も甚しかりき。彼の三姦は、猶ほ爲す所ありて、天下を制壓するを得たりしが、蔡京は唯戯るゝばかりにて、全く無能なりき。彼の三姦は巧に姦邪の迹を蔽ひ、君も其の姦なる所以を知らずして之れを信任したりしに、蔡京と徽宗とは、交相戯れ、君は臣の賤しきを知りつゝ、之れを放つ能はず、臣はあか

らさまに姦邪の行ひを恣にしたり。たとへ女眞なかりしとするも、禍必ず草澤の中より起るべく、王善李成楊玄の徒が一呼して聚るもの百餘萬、北は太行山に據り、南は大江一帯の地方を蹂躪したるが如きは、宋を滅すに足りて餘あるものなり。然かも天の寵兒たる強銳の女眞に攻められ、尙ほ國祚を江南に保つを得たりしは、宋の幸なり。されど、君臣初めより相戯れ、恥辱を思はずして嬉宴に安んじ、害毒を流すことも案外甚しからざりしは、宋が俄に亡びざりし所以なるべし。蔡京年八十にして子孫と與に南方の僻地に窮死したりしは、李林甫、盧杞、秦檜が己が家庭に身命を全うしたるに比ぶべくもあらず、是れ彼れが當然の運命なり。

第五節 徽宗禪位と汴京固守との可否

小序 徽宗の晩年、金軍大舉して南侵す。吳敏、李綱、徽宗に勸めて位を欽宗に禪らしむ。欽宗の靖康元年正月、徽宗上皇汴京を去りて南奔し、李綱帝に説きて汴京固守の策を決し、能く金軍の攻圍を防げり。次で地を割きて和成り、金軍一たび北に去り、徽宗上皇また汴に歸りしが、同年八月、金軍復び入寇するに

及び李綱は戦を主としたるが爲めに南方に貶せられ、勇將神師道も次で歿しぬ。同年末、汴京遂に陥り、欽宗敵營に赴て、降を請ひ、翌靖康二年、金兵大に城を掠め、四月、徽宗、欽宗以下宮中男女三千餘人悉く捕虜となりて、金兵に伴なひ去られたり。王船山の論に據れば、凡そ傾けるものは傾くに任せて全く倒れさせ、更に奮つて之れを立て直すを可とす、立て直す力無き程ならば、如何に倒れしを支えんとするも其の效なし、李綱が徽宗に禪位を勧めたるは、人心を動搖せしめ、集結の中心を失はせたるもの、又一旦汴京を棄て、更に恢復を圖るの果斷を缺きたりしは、却て敗亡を速めたるものにして、李綱の罪輕からずといふべきなり。

勢止むべからずして、其の極まる所に極まらしむれば、必ず一大轉回を爲して而して後に定靜に歸するものなり。故に周易に曰く、傾否、先否後喜と。否運の極盛なる時は免かれんとして免かるべからず、斷念して運に任せ、却つて安泰の境に達するを得べし。此の斷念を爲し得ずして終りを善くせんと欲すれば、否運を棄つる能はずして、己れ自から棄つるの不幸を見ん。國を謀る者、志忠ならざるにあらず、道正しからざるにあらず、君衰へ民苦しむを見るに忍びずして之

れを補救せんとし、如何に傾聽すべき論を立つるとも、結局救ふ能はざるのみならず、却つて危亡の難を益すに了る。是れ否運を棄つるを敢てせずして、否運に付き纏はるゝが故なり。

宋は徽宗の末年に至りて、必亡の勢止むべからざりき。匪徒女眞の強は、之れを防ぐに由なかりしなり。匪徒童貫が金人の手を借りて遼を滅ぼさんとせしは失策なりき。就中、匪徒王黼が遼人張穀の金に従はずして宋に降れるを容れたるは、金人を挑んで其入侵を招くに同じかりき。徽宗は人の君たるに似ず、蔡京は君の相たるに似ず、年長けてなほ稚氣を存し、嬉遊に耽りて放蕩に流れ、人心離散の危機に際して、此くの如き君主と宰相とが國家の大難に當りたり。かくの如きは、一として必亡の勢にあらずるはなし。是に於て、宇文虛中は帝をして己れを罪するの詔を下さしめ、吳敏、李綱は、徽宗をして帝位を子欽宗に内禪せしむるの策を定めたり。是れ否運を防ぐの道に非ずと謂ふべからず、されど國都汴京破れて、二帝徽宗、欽宗捕虜となり、挽回の望み絶へたるは如何にぞや。

徽宗が位を欽宗に禪りたるは、金人の入侵に對して死守の計を決したればな